



農林水産省補助事業

タイにおける食品輸入規制 及び手続等ガイドブック

Ver1.3

2021年3月
(2021年7月、2024年3月改定)
日本貿易振興機構（ジェトロ）
農林水産食品部
バンコク事務所



はじめに

本ガイドブックは、日本産農林水産物・食品のタイ向けのさらなる輸出拡大を目的に、タイにおける食品輸入規制、必要な手続等を明らかにすることを目的に作成いたしました。

タイへの食品輸出にあたっては、（１）最新情報を確認すること、（２）法令と現場の運用の双方を理解することが大切です。

（１）最新情報を確認すること

食品輸出国であるタイは、輸出先国や世界の潮流を踏まえながら、自国法令を改正しています。2021年1月26日には、食品法（1979年）の改正案が閣議決定されました。下院での第一読会の審議終了後、2023年3月に議会が解散されたため審議は中止となり、2024年2月現在、現政権での審議はまだ行われていませんが、再開される可能性があります。国会審議を経て改正案が成立し、下位法令も改正・施行された際には、本ガイドブック掲載事項も多数変更となる可能性があります。また、食品法改正には伴わない告示改正も多数行われており、日本の制度とは異なる内容の規定も多く、日本で認められているものがタイでは認められなくなるというケースもあります。本ガイドブックは、2021年1月現在の情報を2024年3月現在に更新した情報を中心に記載しておりますところ、実際の輸出・販売を行う際には、常に最新情報をご確認いただくことをおすすめします。

（２）法令と現場の運用の双方を理解すること

「前は輸出ができたのに、今回は輸出できないと在タイの関係者から言われた」という日本からのご相談がジェトロにはよくあります。こうした状況への対応策を立て、輸出を継続するためには、法令と現場の運用の双方を理解することが重要です。

法令に具体的な内容を全て規定することは困難であるため、タイでの実際の輸入の際には、タイ政府の担当官が法令を解釈し判断することになります。「使ってはいけない物質を使っている商品の輸入を認めない」等、全ての担当官が同じ判断に辿り着くケースもあります。「前は担当官が見落としていたけれども、今回は担当官が違反を確認した」ということも起こります。

また、例えば、「告示の基準と同等以上の基準に従っている旨の証明書が必要」といった場合は、「同等以上の基準」等で担当官の解釈が分かれることもあります。輸入者が補足説明を行って証明書の使用が認められることもあれば、「判断材料が少ないのでよく分からない」等といって使用が却下されることもあります。担当官が法令と照らし合わせて、証明書が整合していないという判断を行うこともあり得ます。こうした事例においては、法令の内容と、現場の判断の双方をよく理解しなければ、正しい対応策を講じることはできません。

本ガイドブックは、法令に規定されている内容を中心に記載しております。現場ではどのような判断がなされているかといった情報については、輸出に関係するタイ現地関係者の方々にご確認いただくことをおすすめします。タイ現地とのコミュニケーションには十分にコストを割くことが重要です。

また、ジェトロでは、「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」というウェブサイトで、主要国に輸出する際に必要となる手続等を紹介しておりますので、併せてご活用ください。

なお、本ガイドブックではタイの関連省庁が発行している資料、関連省庁、業界団体、食品輸入関係者へのヒアリングを元に、情報を取りまとめておりますが、記載内容と異なる事案を確認された場合等には、ぜひご連絡下さい。より正確な情報を提供できるように改善するための参考とさせていただきます。

本ガイドブックが、日本産農林水産物・食品の輸出拡大の一助となれば幸いです。

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産食品部

バンコク事務所

【注意事項】

- 本ガイドブックで提供している情報は、ご利用される方の判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、正確な情報の提供を心掛けておりますが、本ガイドブックで提供した内容に関連し、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 本ガイドブックを無断で引用・転載することは禁じています。知的財産権および著作権はジェトロに帰属します。

お役立ち度アンケートへのご協力をお願い

ジェトロでは、日本産食品輸出の参考とすることを目的に本調査を実施しました。ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本調査のお役立ち度（必須）

役に立った まあ役に立った あまり役に立たなかった 役に立たなかった

その理由をご記入ください。

◆本調査をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆本調査をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模（必須） 大企業 中小企業 その他

FAX送信先：03-3505-6579 ジェトロ市場開拓課宛

本アンケートはインターネットでもご回答頂けます

(https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afa/thailand_foodgb)

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【調査名：タイにおける食品輸入規制及び手続等ガイドブック】

目次

第1章 食品輸入に関する行政機関及び関係法令	1
1.1 関係行政機関一覧	1
1.2 法令の種類、制定プロセス	5
1.3 主な食品関連の法令	9
1.4 食品法の改正	13
1.5 食品輸入手続きおよび法令との適合性確認の概要	27
1.6 食品法に基づく食品の分類	31
1.7 食品医薬品委員会事務局における輸入手続きの概要	36
第2章 食品安全関連の規制	47
(A) 食品の基準値等に関するもの	47
2.1 食品添加物	47
2.2 残留成分	51
2.3 汚染物質	55
2.4 病原性微生物	58
2.5 部分水素添加油脂(トランス脂肪酸関連)	60
2.6 新食品(Novel Food)	62
2.7 製造、販売、輸入を禁止している食品	65
(B) 食品の製造工程に関するもの	70
2.8 GMP製造基準適合証明書	70
(C) 容器包装に関するもの	75
2.9 食品容器包装	75
第3章 表示・広告の規制	78
(A) 指定項目に関するもの	78
3.1 ラベル表示の概要および包装食品のラベル表示	78
3.2 栄養表示ラベル	83
3.3 GDAラベル	86
3.4 遺伝子組換え食品の表示(GMO表示)	88
3.5 その他の表示	90
(B) 任意項目に関するもの、広告	93
3.6 ヘルスクレーム(健康強調表示)	93
3.7 栄養強調表示	97
3.8 Healthier Choiceマークの表示	99
3.9 その他の任意認証マークの表示(有機、ハラール等)	101
3.10 広告	103

目次

第4章 検疫関連の規制等.....	106
4.1 青果物輸入規制.....	106
4.2 食肉輸入規制.....	111
4.3 水産物輸入規制.....	114
第5章 その他税制等	116
5.1 アルコール飲料関連規制.....	116
5.2 食品にかかる物品税.....	120
5.3 関税割当制度.....	125
5.4 価格統制制度.....	132
5.5 サンプル輸入制度.....	135
5.6 HSコード事前教示制度等.....	141

目次

図1.2-1 法律草案から公布までのプロセス	7
図1.2-2 食品関連の保健省告示草案から公布までのプロセス	8
図1.4-1 食品製造許可証の経過措置	21
図1.4-2 食品製造施設番号の経過措置	22
図1.4-3 特定管理食品、管理食品、届出食品登録証の経過措置	22
図1.4-4 広告の経過措置(新食品法施行の前年以前に許可を得た場合)	23
図1.4-5 広告の経過措置(新食品法施行の同年に許可を得た場合)	23
図1.5-1 食品輸入手続きの概要	28
図1.5-2 タイ政府による法令との適合性確認の概要	30
図1.7-1 食品輸入業務許可申請プロセス	36
図1.7-2 e-submissionにおける食品登録番号の申請プロセス	41
図2.1-1 タイで使用することが出来る食品添加物および使えるようにするために必要なプロセス	48
図2.3-1 汚染物質の最大基準値（ML値）の確認方法	56
図2.6-1 評価プロセス及び所要期間の概要	64
図2.8-1 保健省告示第420号による変更の概要	72
図3.1-1 各食品に求められる表示の例	78
図3.1-2 包装食品ラベル表示の運用まとめ	79
図3.1-3 包装食品ラベルの例	80
図3.1-4 食品登録番号(通称オーヨーマーク)	81
図3.2-1 栄養表示ラベル（標準型）の例	84
図3.3-1 GDAラベルの例	87
図3.4-1 GMO表示ラベルの例（主要原材料が1種類の場合）	89
図3.4-2 GMOマーク（任意）	89
図3.6-1 ヘルスクレームの評価・審査プロセスおよび所要期間	95
図3.8-1 Healthier Choiceマーク	100
図3.10-1 広告許可申請プロセス	105
図4.1-1 青果物輸入規制の概要	107
図4.1-2 青果物輸入手続きの概要	108
図4.1-3 タイ政府による輸入検疫条件設定までのプロセス	109
図4.2-1 畜産物輸入手続きの概要	112
図4.3-1 水産物輸入手続きの概要	114
図5.2-1 物品税の課税対象	120
図5.3-1 米、お茶、乳製品の商務省申請プロセスの概要	126

表目次

表1.2-1 タイの法令概要.....	5
表1.4-1 食品法改正案による現行制度からの主な変更点	14
表1.4-2 手数料の引き上げ	23
表1.4-3 罰金の強化.....	24
表1.5-1 食品輸入手続きの概要	27
表1.6-1 食品カテゴリーの概要および該当品目数.....	31
表1.6-2 カテゴリー1 特定管理食品	33
表1.6-3 カテゴリー2 品質規格管理食品	33
表1.6-4 カテゴリー3 表示管理食品	35
表1.7-1 食品別の申請書と許可証.....	40
表2.2-1 食品中の残留農薬に関する規制の概要	54
表2.4-1 病原性微生物規制の分類	58
表2.6-1 新食品(Novel Food)の審査が可能な外部評価機関.....	64
表2.8-1 保健省告示第420号等に従い使用出来る証明書の例.....	73
表2.9-1 セラミック・金属でコーティングされた食品容器包装における鉛およびカドミウムの品質・規格	76
表3.1-1 アレルゲンの表示の例	81
表3.2-1 栄養表示が求められる食品	83
表3.6-1 ヘルスクレーム評価に求められる申請書類まとめ.....	94
表3.8-1 Healthier Choiceマークに関して基準値が定められている食品.....	100
表3.10-1 広告規制の概要.....	104
表4.1-1 日本産青果物各品目の輸入可否	109
表4.2-1 牛肉および同調製品の輸入可否等	112
表4.2-2 豚肉、鶏肉、これらの調製品の輸入可否等.....	113
表4.3-1 主な水産物の輸入可否	115
表5.1-1 アルコール飲料管理法による罰則の例	119
表5.2-1 飲料にかかる物品税率(従価税)	121
表5.2-2 飲料にかかる砂糖税の課税率(従量税)	122
表5.2-3 酒類に課せられる物品税	123
表5.3-1 関税割当が設定される茶のHSコード.....	127
表5.3-2 関税割当が設定される乳製品のHSコード	129
表5.3-3 乳製品のWTO合意に基づく関税割当	129
表5.4-1 食品における管理品目の詳細.....	133
表5.5-1 一時輸入の目的と追加書類.....	137

第1章 食品輸入に関する行政機関及び関係法令

1.1 関係行政機関一覧

- タイの食品の安全管理などは、保健省を中心に、農業・協同組合省、商務省、科学技術省などの行政機関が担当。輸入の際に最も関係が深いのは保健省食品医薬品委員会事務局（FDA）。
- このほかにタイ国家食品研究所（NFI）や大学等が、食品安全について各種分析や研究を行う支援機関としての役割を果たしている。

国家食品委員会

National Food Committee

<https://tnfc.fda.moph.go.th/>

国家食品委員会法（2008年）に基づき、食品の品質、安全、信頼、教育の普及のための政策と戦略を策定する国の意思決定機関。各行政機関が管轄する食品関連法律の施行に統一性や効率性を持たせ、さらに食品に係る緊急事態が発生した場合の対応を検討する役割を担う。首相又は首相が任命した副首相を委員長とし、関係省庁の大臣及び7人の専門家を委員とする。保健省と農業・協同組合省を事務局とし、保健省の食品医薬品委員会事務局長、農業・協同組合省の農産品食品規格基準局長をそれぞれ委員兼事務局長とする。

1.1.1 保健省の主な食品関連部署：

保健省

Ministry of Public Health

<https://www.moph.go.th/>

タイの食品安全管理において中心的な役割を果たす。国民の「健康」の維持管理を任務とし、食品医薬品委員会事務局、医科学局、衛生局等を内部部局に置く。

食品委員会

Food Committee

食品法に基づく告示の公布等について、保健大臣等に意見具申する委員会。保健省次官を委員長とし、食品医薬品委員会事務局長、関係局長、関係省・事務局の代表者のほか、学識経験者から成る。

医科学局

Department of Medical Sciences (DMSc)

<https://www3.dmsc.moph.go.th/>

食品分析、残留農薬検査の技術開発、分析証明書の発行、ラボラトリー認証、食品添加物の安全性評価などを担う。

疾病管理局

Department of Disease Control

<https://ddc.moph.go.th/en/index.php>

疾病や健康への脅威を予防管理するための政策、措置、サービスの開発、人材の育成、公衆衛生上の緊急事態管理システムの強化などを担う。アルコール飲料規制に関する業務を担うアルコール飲料規制委員会事務局を局内に置く。

食品医薬品委員会事務局

Food and Drug Administration (FDA)

<http://www.fda.moph.go.th/>

食品の安全性確保に関する中心的な役割を担う。食品の製造、販売、輸入に係る基準策定、許認可などを担っている。

衛生局

Department of Health (DOH)

<https://www.anamai.moph.go.th/>

市場・食堂・屋台などの検査および規格基準の認証、食品衛生の研究と普及を担う。

食品安全推進支援事務室

Bureau of Food Safety Extension and Support (BFSES)

<https://foodsafety.moph.go.th/main/?p=main>

国内外の機関との間で、食品の安全性に関する調整を担う。食品の安全性の監視、関係機関・国民等に対する食品安全面のリスクの通知、保健省機関等と連携した食品安全面の問題の解決、県レベルの食品安全のためのシステムの開発等を担う。

県保健事務所(76県)

Provincial Public Health Office (76 Provinces)

https://www.moph.go.th/index.php/link_department

各県における食品の製造・輸入業務の許可、食品の登録受付、広告許可などを担う。

1.1.2 農業・協同組合省の主な食品関連部局：

農業・協同組合省

Ministry of Agriculture and Cooperatives (MOAC)

<https://www.moac.go.th/moaceng-home>

農家の生活の質の向上、農業経済の発展、良質な農産物の生産促進、農業資源と環境のバランスの取れた持続可能な管理の促進を担う。

農業局

Department of Agriculture (DOA)

植物検疫、GMO規制、農薬・化学物質の安全な使用、植物品種保護などを担当する。輸出農作物の検査・証明書発行、(ACFSの規格に基づく)有機農産物の認証検査を行う。タイへの輸入農産物の検査も担当。

畜産局

Department of Livestock Development (DLD)

<http://www.dld.go.th/>

畜産物検査、証明書の発行、輸出国における畜産物施設の認定、GMP/HACCPに関する認証などを行う。

農業普及局

Department of Agricultural Extension (DOAE)

<https://www.doae.go.th/>

GAP指導、農薬の安全使用の指導を担う。

国家農産品食品規格事務局

National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards (ACFS)

<https://www.acfs.go.th/>

Qマーク(タイ法令に基づくマーク)の認証、農産品の規格基準の設定、WTO/Codexの窓口等を担う。

水産局

Department of Fisheries (DOF)

<https://www4.fisheries.go.th/>

漁獲・養殖に関する適正かつ安全な技術の確保、工場・製品検査、証明書発行などを担う。タイへの輸入水産物の検査も担当。

米局

Rice Department

<http://www.ricethailand.go.th/>

コメの研究開発、コメ農家の生産効率の向上、コメ生産のインフラ、農業機械の開発、米の生産・加工・包装の統合モデルの研究開発を担う。

1.1.3 商務省の主な食品関連部局：

商務省

Ministry of Commerce

<https://www.moc.go.th/>

主にタイ国の経済・貿易に関わり、食品関連では輸出入の禁止・制限品目の指定を行う。

国内取引局

Department of Internal Trade (DIT)

<https://www.dit.go.th/diten/default.aspx>

特定品目の農産物に関し、国内取引を監督等することにより、国内取引の効率化を担う。コメの輸入に必要な米取引業許可証の発行も担っている。

外国貿易局

Department of Foreign Trade (DFT)

<https://www.dft.go.th>

国内産業保護のため輸出入禁止品目、制限品目を指定。茶などの特定品目の関税割当制度を所管しており、割当枠の配分を行う。

1.1.4 科学技術省の主な食品関連部局

科学技術省

Ministry of Science and Technology

<https://www.mhesi.go.th/>

科学技術の発展・計画を担う。食品安全関連では、放射能、遺伝子の分析と証明書発行に関わる。

国家遺伝子工学および生物技術センター

The National Center for Genetic Engineering and Biotechnology (BIOTEC)

<https://www.biotec.or.th/home/en/biotec-home-2021-en/>

GMO農作物研究、分析サービスの提供を行う。

タイ科学技術研究所

Thailand Institute of Scientific and Technological Research (TISTR)

<http://www.tistr.or.th>

経済、社会、環境の持続可能なイノベーション創造のための科学研究開発、技術移転を行う。

1.1.5 工業省の主な食品関連部局：

工業省

Ministry of Industry

<http://www.industry.go.th/>

国際市場で競争できるよう、工業の開発促進、事業者を強化する。

工場局

Department of Industrial Works (DIW)

<https://www.diw.go.th/webdiw/>

近代的で持続可能な産業ビジネスの推進を担う。製造面の有害物質／環境／安全面の監督管理、機械／製造環境／安全／有害物質／エネルギー／社会的責任に関する情報と知識の普及、支援等を担う。

工業製品規格事務局

Thai Industrial Standards Institute (TISI)

<https://www.tisi.go.th/>

1968年工業製規格法に基づき設立。工業製品規格の設定と管理を担う。

国家食品研究所

National Food Institute (NFI)

<http://www.nfi.or.th>

食品分野において分析レポートを発表するほか、食品衛生管理についての指導、食品政策の提言、食品技術の開発・普及などを行う。

1.1.6 財務省の主な食品関連部局：

関税局

Thai Customs

<https://www.customs.go.th/>

関税の徴収、関税額の査定、申告書検査など輸出入通関に係る業務、関税法違反の防止と抑制、関税徴収政策の提案などを担う。

物品税局

The Excise Department

<https://www.excise.go.th/excise2017/index.htm>

酒類、砂糖含有飲料等の物品税徴収、砂糖含有量検査の実施、アルコール飲料のラベル使用許可、酒類の販売・輸入許可などを担う。

1.1.7 研究所：

国立マヒドン大学栄養研究所

Institute of Nutrition, Mahidol University

<https://inmu2.mahidol.ac.th/th/>

同大学の8つある研究所のうちのひとつで1977年に設立。食品ラベル用の栄養分析、その他食品分析サービス提供、食品関連の研究のサービス提供などを行う。

タイリスク評価センター

Thailand Risk Assessment Center (TRAC)

<https://inmu2.mahidol.ac.th/th/trac/>

マヒドン大学栄養研究所管轄の組織でNovel foodや食品添加物の安全性評価などを担う。

国立カセサート大学食品研究製品開発研究所

Institute of Food Research and Product Development (IFRPD), Kasetsart University

<https://ifrpd.ku.ac.th/>

同大学はタイ国の農業大学。1968年設立の同研究所では、農産物に関する問題解決のための政策に基づいた研究のほか、食品・原材料の品質分析、食品研究開発、食品製造・加工に関するコンサルティングサービスの提供などを行う。

1.1.8 その他

タイ食品科学技術協会

Food Science and Technology Association of Thailand (FoSTAT)

<https://www.fostat.org/>

食品産業の持続可能な発展のための食品科学技術専門職の能力強化における主導的組織。セミナー開催など学術知識の普及、協会会員への学術的サービスの提供等を行う。

タイ食品栄養健康強調表示評価センター

Center for Nutrition Assessment and Health Claim for Food Products of Thailand (CNACT)

<https://www.nutritionthailand.org/th/>

タイ栄養協会栄養開発財団管轄のセンターで、特別用途食品の栄養価・安全性の評価、食品の健康強調表示の有効性と適切性の評価を担う。

タイイスラーム中央委員会事務局

THE CENTRAL ISLAMIC COUNCIL OF THAILAND

<https://cicot.or.th/>

イスラーム教組織運営法に基づき設立されたタイイスラーム中央委員会がタイのハラール食品の認証やハラール商品登録サイトの運営を担っている。

1.2 法令の種類、制定プロセス

- タイの法令は、憲法、法律、勅令、告示といったものが存在。
- 食品輸入の手続詳細は食品法に基づく保健省告示により規定されているものが多い。こうした告示は、通常、意見公募を経て制定される。

1.2.1 法令の種類¹

法令の種類は下記のとおり。食品輸入の手続詳細は、食品法に基づく保健省告示により規定されているものが多い。告示の補足資料として、Q&A形式の説明資料やガイドライン等が担当部署から公表されることもある。

法律、一部の告示は官報に掲載されることで公布される。官報掲載内容は専用ウェブサイト²や各省ウェブサイトで見ることが可能となっている。

表1.2-1 タイの法令概要

法令の分類	法令の種類	概要
最高法規 กฎหมายสูงสุด Supreme Law	憲法 รัฐธรรมนูญ Constitution	全ての法令の基礎となっており、政府の形態、構造、権限、国民の権利役割、統治規則等、国家運営の基礎を定めている。
法律 กฎหมายระดับพระราชบัญญัติ	憲法を構成する法律 พระราชบัญญัติประกอบรัฐธรรมนูญ Organic Act	憲法の内容を拡張する法令。草案を提示する権利を持つのは、内閣および国会議員であり、国会審議によって制定される。
	法律 พระราชบัญญัติ Act	政府と国民の関係の規制を定める法令。草案を提案出来る権利を持つのは内閣、国会議員、国民。国会審議によって制定される。
	緊急勅令 พระราชกำหนด Emergency Decree	行政(内閣)に権限を与えた法令であり、国家経済および安全保障において緊急時に対応するため議会に代わり施行する。

1 アカレートーン ジュララット, 法令の解釈

http://www.admincourt.go.th/admincourt/upload/webcms/Oldnews/attach/news_attach/article_law.pdf

The Final Report about the Problems of the Law Status and Hierarchy by Virtue of the Thai Constitution on the Royal Decree <http://elibrary.constitutionalcourt.or.th/research/download.php?ID=245>

ワシン デーンプラダップ 法令公布の研究 <https://www.krisdika.go.th/data/activity/act280.pdf>

国際会議におけるタイ英単語 <https://www.ocsc.go.th/sites/default/files/document/ocsc-book-2558-vocabulary-thai-eng-for-aec-rev02.pdf>

2 官報掲載ウェブサイト <https://ratchakitcha.soc.go.th/>

下位法令 กฎหมายลำดับรอง Subordinate Legislation	勅令 พระราชกฤษฎีกา Royal Decree	法律および緊急勅令の詳細を定める法令。内閣が草案を検討する権利を持つ。根拠法が取り消された場合は、勅令も取り消される。
	省令 กฎกระทรวง Ministerial Regulation	法律または緊急勅令に従うため大臣が内閣を通じて制定する法令であり、国会からの承認は求められない。
	省告示 ประกาศกระทรวง Ministerial Announce	法律の権限に従い大臣が制定する法令。内閣からの承認は求められない。
	局告示 ประกาศกรม Department Notification	局レベルの政府機関が制定する法令。組織外(局)からの承認は求められない。保健省の局レベルの組織である食品医薬品委員会事務局については、食品医薬品委員会事務局告示(FDA Announcement)を制定している。
	地方自治体令 กฎหมายว่าด้วยองค์กรปกครองส่วนท้องถิ่น Law on Local Administration	地方自治体が制定する法令であり、自らの所轄地域にて施行される。バンコク都令(Bangkok Ordinance)等を例として挙げられる。この法令を発行する権限は自治権を設定している法律により付与されている。

1.2.2 法律公布までのプロセス³

法律は憲法に次いで重要な位置付けの法令であり、国王の署名をもって公布される。憲法第77条で法律の草案を提示が出来る者は内閣、国会議員、そして選挙権を持つ国民とされている。

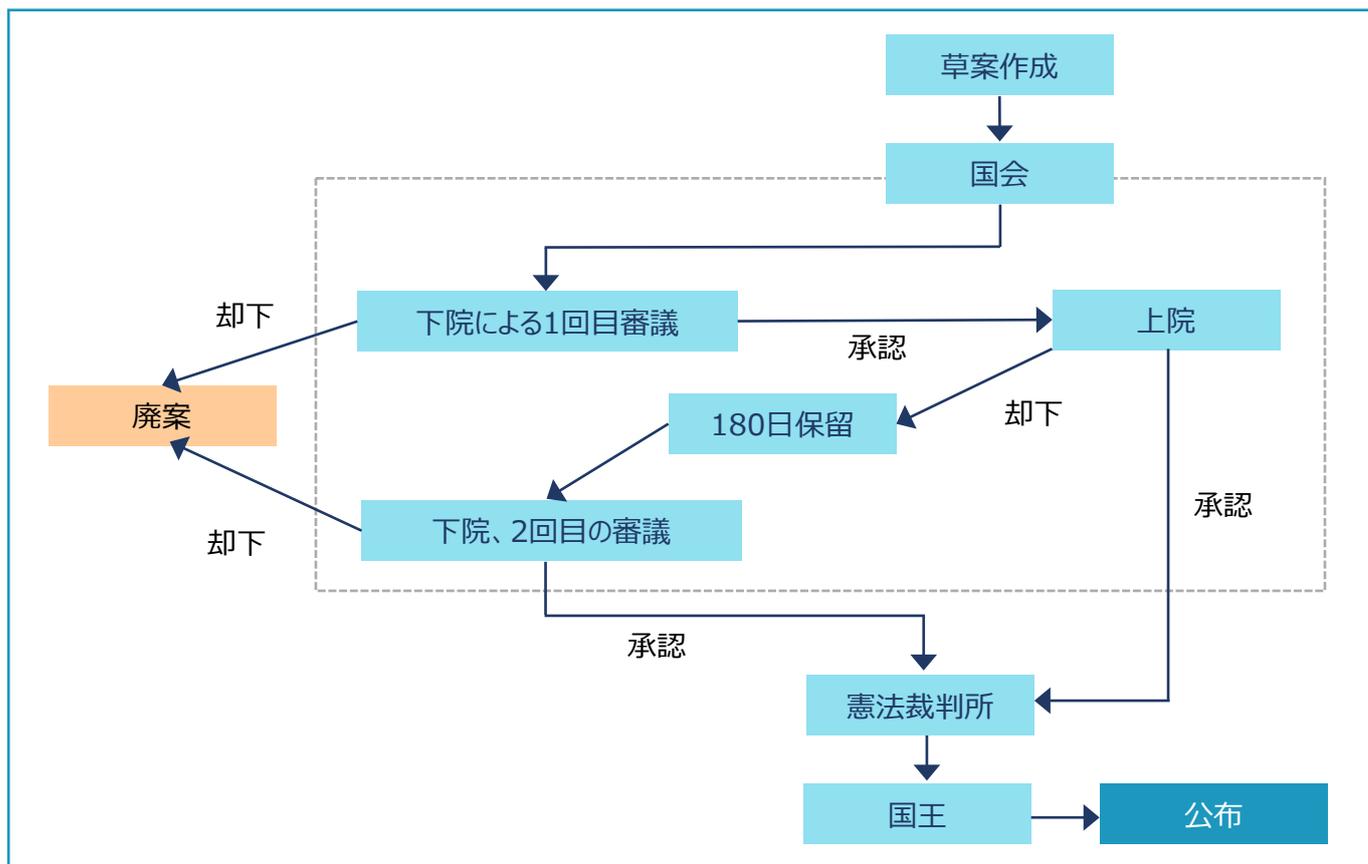
内閣提出法案の場合は、関係省等での検討、สำนักงานคณะกรรมการกฤษฎีกา (英語名 : Office of the Council of State、日本の内閣法制局に当たる組織)での精査、閣議決定を経て、国会に提出される。国会審議は下院において開始され、可決された場合は上院にて審議される。上院で可決された場合は国会での審議が完了したものと、憲法裁判所にて審議される。上院で否決された場合は、180日間保留後、再度下院で審議が可能であり、下院で可決された場合は国会での審議が完了したものとみなされ、憲法裁判所での審議となる。憲法裁判所での審議が完了すると、国王に上奏され、その後官報に掲載され法律の公布となる。

3 Section 133, CONSTITUTION OF THE KINGDOM OF THAILAND, B.E. 2560 (2017)

https://cdc.parliament.go.th/draftconstitution2/ewt_dl_link.php?nid=1460&filename=index

憲法に従った立法プロセス オラワン・ガセート https://www.parliament.go.th/ewtadmin/ewt/elaw_parcy/ewt_dl_link.php?nid=1851

図1.2-1 法律草案から公布までのプロセス



1.2.3 食品に関連する告示公布までのプロセス⁴

食品法(1979年)では第6条にて保健大臣へ告示公布の権限を与えている。食品関連の告示草案は主に保健省食品医薬品委員会事務局にて作成される。草案が作成されると小委員会が設置され、告示公布による影響等、詳細が検討される。その後、保健省ウェブサイト以案が公表され、意見公募が行われるのが一般的である。また、公聴会が開催され意見を聞く場合もある。内容によってはWTO事務局を通じてWTO加盟国に案が通報され、意見を受け付けることもある。その後、食品委員会による検討を経て保健大臣に最終案が提示される。保健大臣は食品法第6条の権限に基づき署名を行い、その後、官報に掲載されることにより告示の公布となる。署名から官報掲載までの間はタイムラグがあることが多い。

なお、WTO加盟国への案の通報は、ウェブサイトで公表されており、英語で概要の確認を行うことが可能となっている。ePing⁵というアラートシステムにユーザー登録すると、関心分野の通報を定期的にメール受信することが可能となっており、規制の動向を把握する上で便利。

⁴ 下院事務局立法手引書(2018年改訂版)第46ページ

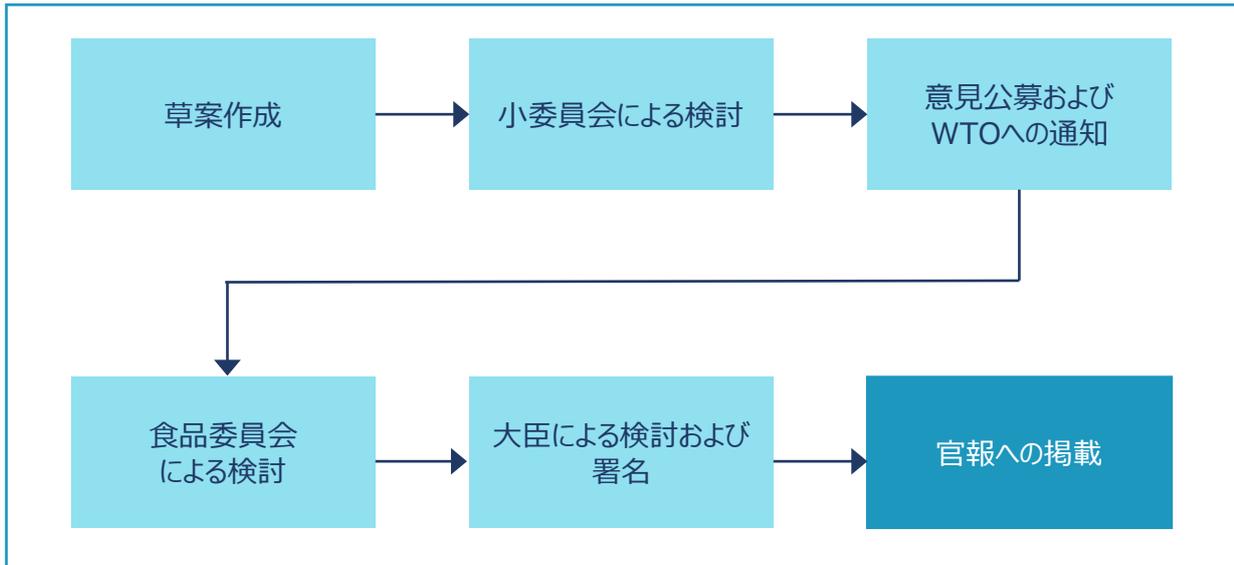
https://www.parliament.go.th/ewtadmin/ewt/elaw_parcy/ewt_dl_link.php?nid=1823

食品医薬品委員会事務局食品部による食品カテゴリー分類解説資料

https://www.nstda.or.th/rqm/images/ResourcePublication/NAC2018_FDA_Food_Malee.pdf

⁵ e-Ping (WTOのTBT・SPS通報のアラートシステム) <https://epingalert.org/>

図1.2-2 食品関連の保健省告示草案から公布までのプロセス



1.3 主な食品関連の法令

- 保健省、農業・協同組合省、工業省、商務省、財務省等、関連省庁が食品に関する法律の運用を行っている。また、法律に基づき、告示等の下位法令が公布されている。

1.3.1 保健省および農業・協同組合省所管法令

国家食品委員会法 2008年

National Food Committee Act, 2008

(保健省、農業・協同組合省)

<https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2551/A/031/39.PDF>

(タイ語版)

国家食品委員会の設置、委員会の構成、権限（食品の品質等に関する政策の提案等）を定めている。

<https://laws.anamai.moph.go.th/th/act-of-doh/download/?did=204256&id=71861&reload=>
(英語版)

https://laws.anamai.moph.go.th/web-upload/14xcc0f5638f262f918558abe1085de08b4/m_magazine/37966/4187/file_download/3c8789b7308f083c11b8c441051e9e3f.pdf

(タイ語版)

国民の健康を維持・向上するために、母子保健、伝染病予防、水道衛生管理、飲食店・フードマーケットの設置基準等について規定している。

1.3.2 保健省所管法令

食品法 1979年

Food Act, 1979

(食品医薬品委員会事務局)

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=536781463119601664&name=law_act_TH.pdf

食品製造施設の設置、食品製造・輸入の許可、食品の登録、広告規制、罰則など、食品の管理に係る規則を定めている。同法に基づき、数多くの告示により運用規則が定められている。2021年1月に改正案が閣議で承認され、下院での第一読会の審議終了後、2023年3月に議会が解散されたため審議は中止となった。2024年2月現在、現政権での審議はまだ行われていないが、再開される可能性がある。

感染症法 2015年

Communicable Disease Act, B.E. 2558 (2015)

(疾病管理局)

https://ddc.moph.go.th/uploads/ckeditor/c74d97b01eae257e44aa9d5bade97baf/files/001_2gcd.pdf

各種感染症委員会の設置、感染症の監視、感染症の予防と管理、感染症管理責任者の権限等について定めている。

アルコール飲料規制法 2008年

Alcohol Beverage Control Act

(疾病管理局)

<https://ddc.moph.go.th/uploads/files/14020220209072300.pdf>

アルコールの広告、販売等の規則を定めている。2024年3月現在、改正の検討が進められている。

公衆衛生法 1992年、2007年、2017年

Public Health Act, 1992, 2007, 2017

(衛生局)

1.3.3 農業・協同組合省所管法令

農産品規格法 2008年、2013年、2018年

Agricultural Standards Act, 2008, 2013, 2018

(国家農産品食品規格事務局)

https://www.acfs.go.th/files/files/attach-files/1266_20230223103702_276520.pdf

(英語版)

https://www.moac.go.th/law_agri-files-411091791795

(タイ語版)

農産品規格の規定方法、農産品規格マーク等について定めている。任意規格と強制規格があり、省令により強制規格が規定された品目の製造・輸出・輸入には農業・協同組合省管轄の国家農産品規格事務所の許可を必要とする。

植物防疫法 1964年、1999年、2008年

Plant Quarantine Act, 1964, 1999, 2008

(農業局)

<https://www.doa.go.th/ard/wp-content/uploads/2019/10/P.Q. Act B.E. 2507 amended English version 21.pdf>

植物・農産物の輸出入にかかる検疫および検疫証明書の発行規則等について定めている。同法に基づく告示により、日本・タイ間の植物検疫条件等が定められている。2024年3月現在、改正の検討が進められている。

植物品種法 1975年、1992年、2007年

Plant Act, 1975, 1992, 2007

(農業局)

<http://www.doa.go.th/ard/wp-content/uploads/2019/11/PA-2518-and-amended-En.pdf>

植物・農作物の品種の輸出入、遺伝子組み換え植物、植物の品種保護の権利について規定している。

植物品種保護法 1999年

Plant Variety Act, 1999

(農業局)

https://www.moac.go.th/law_agri-files-422891791124

植物品種保護委員会の設置、新品種の保護、地域特有の国内植物品種の保護、一般的な国内の植物品種及び野生の植物品種の保護、植物品種保護基金、植物保護権者の権利保護等について定めている。

肥料法 1975年、2007年

Fertilizer Act, 1975, 2007

(農業局)

<http://www.doa.go.th/ard/wp-content/uploads/2019/11/FERTACTE.pdf>

肥料委員会の設置、委員会の権限、肥料の製造・輸出入・販売・経由の許可に関する規則、許可取得者の義務等について定めている。

動物伝染病法 2015年

Animal Epidemic Act, 2015

(畜産局)

<https://legal.dld.go.th/web2012/news/P15/151/ANIMAL%20EPIDEMICS%20ACT,%20B.E.%202558.pdf>

動物の移動、輸出入の検疫、伝染病措置等について規定している。同法に基づき、伝染病発生地域からの畜産物等の輸入停止措置等が講じられる。

飼料品質管理法 2015年

Animal Feed Quality Control Act, 2015

(畜産局)

<https://legal.dld.go.th/web2012/news/P15/152/ANIMAL%20FEED%20CONTROL%20ACT,%20B.E.%202558.pdf>

飼料の製造許可、製造方法、飼料の輸出入について規定している。

と畜および畜肉販売管理法 2016年

Control of Animal Slaughter for the Distribution of Meat Act, 2016

(畜産局)

<https://legal.dld.go.th/web2012/news/P15/155/CONTROL%20OF%20ANIMAL%20SLAUGHTER%20FOR%20THE%20DISTRIBUTION%20OF%20MEAT%20ACT,%20B.E.%202559.pdf>

と畜事業監督委員会の設置、と畜事業の運営、畜肉販売のためのと畜、許可証の使用停止・取り消し等に関する規則について規定している。

水産勅令 2015年、2017年

Royal Ordinance on Fisheries, 2015, 2017

(水産局)

https://www4.fisheries.go.th/local/file_document/20180402093812_1_file.pdf

漁業管理、タイ海域内外の漁業、資源の保全措置、養殖振興、漁業の監視、衛生基準等に関する規則について定めている。

1.3.4 工業省所管法令

有害物質法 1992年、2001年、2008年、2019年

Hazardous Substance Act, 1992, 2001, 2008, 2019

(工場局)

<https://www.diw.go.th/webdiw/wp-content/uploads/2021/07/law-haz-29032535-eng.pdf>

(英語版 第3版(2008)まで)

<https://www.diw.go.th/webdiw/wp-content/uploads/2021/07/law-haz-29032535.pdf>

(タイ語版)

農薬など危険物質を分類し、輸入、輸送、保管等について規定している。農業・協同組合省農業局と連携して同法に基づく農薬の使用禁止物質を告示により定めている。

工業製品規格法 1968年、第2版1979年、第3版1979年、第4版1988年、第5版1992年、第6版2005年、第7版2015年、第8版2019年

Industrial Product Standards Act, 1968, No.2 1979, No.3 1979, No.4 1988, No.5 1992, No.6 2005, No.7 2015, No.8 2019

(工業製品規格局)

https://www.tisi.go.th/data/law/pdf_files/law1/2511_1968.pdf

https://www.tisi.go.th/data/law/pdf_files/law1/2548_no6.pdf

https://www.tisi.go.th/data/law/pdf_files/law1/2058_no7.pdf

(英語版 第7版(2015)まで)

https://www.tisi.go.th/data/law/pdf_files/law1/tip15july19_2.pdf

(タイ語版)

工業製品(食品を含む。)の規格、マーク等について定めている。告示で指定された品目(強制規格が必要な品目)の輸入には工業省管轄の品質管理委員会の許可を必要とする。

国家標準化法 2008年

National Standardization Act, 2008

(工業製品規格局)

https://www.tisi.go.th/data/law/pdf_files/law2/2551.pdf

国家標準化委員会の設置、審査・認証業者、規格マーク等に関する規則について定めている。

1.3.5 商務省所管法令

商品輸出入法 1979年、2015年

Export and Import of Goods Act, (1979) and No. 2, 2015

(外国貿易局及びタイ税関)

<https://www.dft.go.th/Portals/0/Law/EXPORT%20AND%20IMPORT%20OF%20GOODS%202522-01.pdf>

<https://www.dft.go.th/Portals/0/Law/1.%20E0%B8%9E.%E0%B8%A3.%E0%B8%9A.%20การส่งออกนอกและ การนำเข้า มาในราชอาณาจักรซึ่งสินค้าฉบับที่2022558%2006082561.pdf>

商務大臣の輸出入禁止品目、許可取得を義務付ける輸出入品目の公布権限などについて定めている。同法に基づいた法令の公布により、外国貿易局が管理品目の輸出入者登録の規定や関税割当制度の運用等を担っている。

輸出製品規格法 1960年、1979年

Export Commodity Standards Act, 1960 and No. 2, 1979

(外国貿易局)

<https://law.dit.go.th/Upload/Document/7be2a422-043a-46bb-b32b-461cbcabc047.pdf>

(タイ語版)

製品規格委員会の設置、規格製品の輸出、製品規格審査事業、製品規格証明書等に関する規則について定めている。

米取引法 1946年、第2版1946年

Rice Trading Act, 1946 and Amendment No. 2, 1946

(国内取引局)

<https://law.dit.go.th/Upload/Document/9972482c-20f0-4a8f-b2ce-a597fa6800fa.pdf>

委員会の設置、米取引管理区域、米取引業許可証等に関する事項について定めている。

1.3.6 財務省所管法令

関税法 2017年

Customs Act, 2017

(タイ税関)

https://www.customs.go.th/data_files/9b58e9c383e05163c0223e8e2e7e6991.pdf

関税の支払い、輸出入通関、物品検査、免税区域等について規定している。

物品税法 2017年

Excise Tax Act, 2017

(物品税局)

https://webdev.excise.go.th/act2560/images/files/ประกาศรายชื่อกฎหมายและหน่วยงานที่ขอใบ/ภาษีสรรพสามิต_EN.pdf

物品税の納税、物品税登録、保税倉庫、納税申告書の提出と納税、酒類・たばこ等の製造、輸出入、販売許可等に関する規定について定めている。

1.3.7 その他の省所管法令

消費者保護法 1979年、1998年、2013年、2019年

Consumer Protection Act, 1979, 1998, 2013, 2019

(消費者保護委員会事務局)

https://www.ocpb.go.th/ewtadmin/ewt/ocpb_en/download/consumer%20protection%20act.pdf

(英語版 第2版(1998)まで)

https://www.ocpb.go.th/download/article/article_20200221144401.pdf

(タイ語版)

消費者保護特別委員会の下、国民が消費する製品、サービスに関して消費者を保護するため、流通、広告等を規制している。同法に基づき、消費者団体による代理訴訟が可能である。

危険な製品による損害の責任法 2008年

The Product Liability Act, 2008

(消費者保護委員会事務局)

https://www.ocpb.go.th/ewtadmin/ewt/ocpb_en/ewt_dl_link.php?nid=3

製造過程等に問題がある製品が起こした損害に関し、製造業者等の責任等について規定している。対象範囲は農産物を含む製造・加工された動産。連帯責任となっており、責任対象範囲は製造業者に限られておらず、製造委託業者、輸入業者、販売業者にまで及ぶ。

1.4 食品法の改正

- 現行法の内容が食品安全等の観点から一定の限界があること等を理由に、タイ政府は食品法の改正案を策定。同改正案は2021年1月26日の閣議にて承認され、下院での第一読会の審議終了後、2023年3月に議会が解散されたため審議は中止となった。2024年2月現在、現政権での審議はまだ行われていないが、再開される可能性がある。
- 食品法の改正案の成立後、関連の告示約50本が改正される予定。改正案では制度の細部までは規定されておらず、食品輸入等に実質的な影響をもたらすのは告示改正となる可能性が高いため、引き続き注視が必要。

1.4.1 改正の理由¹

タイ政府は、食品の安全の担保や食品の宣伝の規制を行う上で、現行の食品法には限界があるとし、改正案を策定した。ジェトロ等が2021年2月に保健省に確認した際には、時代の変遷に沿った内容に規定を更新したいという意向が保健省から示され、改正の主目的として、(1)正しく業務を行っている事業者に対し、より迅速に、利便性が高いサービスを提供できるようにすること、(2)違反している事業者に対し、より明確で厳しい罰則を科すことがあげられた。

1.4.2 改正のスケジュール²

改正案については、2019年に意見公募が行われ、食品産業関係者等から意見が募られた。その後、改正案に修正が加えられ、2021年1月26日の閣議にて承認された。その後、下院での第一読会の審議終了後、2023年3月に議会が解散されたため、審議は中止となった。2024年2月現在、現政権での審議はまだ行われていないが、再開される可能性がある。

今後、国会での審議、国王への上奏を経て、官報に掲載されることにより公布となる。改正案は官報への掲載翌日から施行される予定。なお、食品医薬品委員会事務局は、公布時期の予測は困難としている。同局によると食品法改正に伴い改正が見込まれる保健省告示の数は約50本であり、これらは改正案公布後2年以内に公布される予定。一般的に、保健省告示は、まず保健省内に設置される小委員会で内容が検討され、その後意見公募が行われ、WTOへの通知、食品委員会による検討を経て、保健大臣により署名され公布という流れとなる。

なお、食品法の改正案の審議と並行し、食品関連の告示は引き続き改正される可能性があることに注意。

1.4.3 現行法からの及び主な変更点³

2021年2月現在、一般向けに公表されている改正案は、2019年に意見公募が行われた際のものとなっているため、本稿では、2019年の意見公募時に公表された改正案の内容を中心に記述を行う。一方、食品医薬品委員会事務局によると2021年2月現在の改正案は意見公募を踏まえて修正がなされており、また、今後の国会審議でも内容が修正される可能性があるため、実際に施行される改正内容は本稿とは一部異なる可能性があることには注意が必要である。(2019年の意見公募時に公表されて以降は、改正案は一般には公表されていない。)

改正案は1979年食品法の一部の規定を改正するとともに、新規の規定を追加するものとなっており、改正案が施行されたあとも1979年食品法の一部はその効力を有する。

1 食品法改正案 https://lis.parliament.go.th/attach/mod03/mod03_20211116140743.pdf

2 法案の審議進捗 https://lis.parliament.go.th/index/search_detail.php?SYSTEM_ID=3&DOC_ID=146

3 現行法 https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=536781463119601664&name=law_act_TH.pdf

タイ政府は、(1)消費者に害や影響を及ぼし得るリスクのレベルに応じた規制の策定、(2)食品の審査関係条項の改正、(3)食品の宣伝における基準、方法、条件の策定、(4)許可審査を迅速・効率的に行い、事業上の競争力を高めるための仕組みとして、許可審査プロセスを担う専門家等の設置に関する規定の策定、(5)罰則及び手数料を現状に即した内容に見直しすること等を内容としている。

なお、改正案では大枠が定められ、制度の細部は下位法令である保健省告示によって規定される見込み。例を挙げると、食品のカテゴリーは、現行法では特定管理食品／品質規格管理食品／表示管理食品／一般食品に分けられているが、改正案による改正後の食品法では特定管理食品／管理食品／届出食品／一般食品に分けられる。各食品がいずれのカテゴリーに該当するかは、食品法ではなく保健省告示で規定される。このため、事業者が現在輸入している食品が、改正後の食品法において、いずれのカテゴリーに振り分けられ、どういった手続きを行う必要があるかを確認するためには、今後改正される保健省告示の内容を確認することが必要となる。

表1.4-1 食品法改正案による現行制度からの主な変更点

該当条項及び概要 (改正案による改正後の条項)	改正内容及び現行制度からの主な変更点
前文 第4条 定義の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定管理食品」は定義から外れるが、関連規定は引き続き存在。 ・「食品レシピ」は定義から外れるが、関連規定は引き続き存在。現行制度では、特定管理食品のみ成分表の登録が求められていたが、新制度では特定管理食品の登録証明書取得、管理食品の届出証明書の取得にあたり、成分表の届け出が必要。届出食品については、成分として使用する物質の品目情報の届出が必要。 ・大臣による権限を強化及び明確化。
第6条 保健大臣の権限、各食品の品質規格の設定、食品カテゴリーの設定等	<ul style="list-style-type: none"> ・大臣による権限を強化及び明確化。現行法の10項目に対して、改正案では18項目の権限を規定。 ・追加権限は各食品カテゴリー(特定管理食品、管理食品、届出食品)の品質規格の設定、安全性評価が必要な食品の設定、食品輸送・保存の基準設定、食品の広告条件、広告が禁止される食品の設定、学術的分析方法・条件の設定等。
第1章 食品委員会 第8条 委員会の義務と権限	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会が大臣又は許可者に助言・進言出来る内容を強化及び明確化。 ・現行法では「第6条に従った告示の発行に関する助言・進言」等、条項を限定した規定がされていたが、改正版では、「本法に適合する食品の規制及び監督の方針及び施策に関する件で、大臣又は事務局長に助言する、又は意見具申する」等、食品法全体を包括する方法で規定。
第9条 有識者委員の任期	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者委員の任期に関する規定を明確化。 ・現行法の任期に関する規定は「任期は2年であり、再選することも可能」とのみ規定されていたが、改正版では「有識者委員の任期を1回当たり2年とし、再選することは出来るが、連続で2期を超えて任務につくことが出来ない」、「追加で空席を埋めるために任命された委員の任期は他の委員と同じ任期とする」など詳細を規定。

<p>第10条 任期満了以外の退任条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任期満了以外の退任条件を明確化。 ・改正版では退任条件として「(4) 職務上の不備又は不正、地位を汚す行為、又は能力低下が認められたため大臣が解任する」を追加。
<p>第12条 小委員会の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の小委員会設置権限を明確化。 ・現行法では「委員会は小委員会を設置する権限を有する」とされていたが、改正版ではさらに小委員会の構成等詳細を規定。
<p>第2章 許可証の申請、発給 第14条 許可証無しでの食品製造の禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品製造の条件を明確化。 ・現行法では「許可を受けていない者が食品製造を行うことを禁じる。許可申請は省令において定められる基準、方法、条件に従う」とされていたが、改正版では従来の内容に次の例外を規定。「(1)調理又は料理して食品を完成させ、すぐに食べられる様に購入者に販売するために用意された公共の場所若しくは公道に該当しない建物、施設、又は任意の場所。(2)公共の場所又は公道にある食品の販売施設。」
<p>第14/1条 卸売販売</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見公募時の案では、卸売販売を行う場合（上記第14条部分の(1)や(2)の施設が製造した食品を卸売販売する場合等を想定）は上記第14条の例外から除外し、食品製造の条件に従う必要があるという内容になっていた。一方、食品医薬品委員会事務局によると、関係者から強い懸念が寄せられたこと等により、さらに修正が行われ、2021年1月時点の最新条文では、上記第14条部分の(1)や(2)の施設が「食品製造において5馬力以上の機械を使用、又は作業員が7人以上いる場合」は、食品製造の条件に従う必要がある（第14条の例外から除外）という内容になっているとのこと。
<p>第16/1条 許可証の変更、許可されている内容以外の行為の禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止事項を追加。 ・許可者から許可を得ている場合を除いて、第14条、第15条に基づく許可証の変更・修正、取得した許可から逸脱した行為を禁止。
<p>第18条 有効期限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救済措置を追加。 ・現行法では第14条、第15条に従い発行された許可証は発行から3年目の12月31日まで有効と規定。改正版では「更新時期を超えてしまった場合でも1ヶ月以内であれば更新申請をすることが出来る」と救済措置を加えている。なお、その場合も罰則は科せられる。 ・食品製造許可書の新規申請にかかる手数料は10万バーツ。罰則は3年以下の禁固刑、もしくは30万バーツ以下の罰金、又はその両方。

<p>第2/1章 食品許可申請プロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品許可申請プロセスを規定する新たな章を追加。
<p>第19条 不服申立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法では、申請に関して申請者は許可者から通知を受け取ってから30日以内であれば上訴が出来るとしていた。改正版ではこの条項を削り、同内容は第7/1章「不服申立」にて他の不服申立に関する内容と共にまとめられ、第46/4条にて引き続き規定されている。
<p>第19/1条 許可検討の迅速化のための外部専門家・専門機関の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品許可審査プロセスにおいて、食品許可審査プロセスを円滑、迅速、効率的に実施するため外部専門家・専門機関の設置を規定。 ・食品医薬品委員会事務局の義務及び権限に基づく執行を委任された食品医薬品委員会事務局の担当官及び保健省傘下の機関の担当官以外に、国内外の専門家、専門家組織、国家機関又は民間組織が設置され、学術文書の評価、分析、事業所の検査、または中央及び地方の食品許可審査プロセスを行うことを可能としている。 ・なお、現行法の体系においても、政府以外の機関が実施した分析結果をもとに、食品許可の審査が行われているが、改正版では上記のとおり明文化されている。
<p>第19/2条 専門家・専門機関指名における基準・方法・条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の専門家、専門家組織、国家機関又は民間組織に委託するための基準、方法及び条件は告示によって規定される。
<p>第19/3条 大臣の権限、専門家の登録料金、食品許可申請料金の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大臣が委員会の助言を得て、告示を公布し、専門家の登録料金、食品許可申請料金を設定することが出来る。
<p>第19/4条 第19/3条により得られた資金の運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家の登録、外部機関による食品許可審査により得られた資金は、食品医薬品委員会事務局又は委任され資金徴収を担当した機関の収益となる。国庫に納める必要はなく、登録した専門家や組織への報酬、食品に関する消費者保護のための公益計画又はプロジェクトの運用費等に使用する。
<p>第19/5条 第19/1条～19/4条の支出および入金方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第19/1条から第19/3条までに規定する金銭の收受及び第19/4条に基づく金銭の支出は、大臣が委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従う。

<p>第3章 食品に関する指定事業者の義務</p> <p>第24条 輸出用製造に関する特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出用食品製造の特例の詳細を改正。 ・現行法では「特定管理食品を製造し輸出する必要がある場合は、タイ国外の基準に従い、特定管理食品を製造し、輸出することが出来る。第6条に定めた品質・規格と異なっても良い。その後委員会に報告すること。」とされていたが、改正版では、「輸出に資するために、製造許可取得者は、タイ王国外で販売する輸出用の食品を製造できる。その場合、食品の品質又は規格、食品添加物の使用、収納容器の使用、ラベル表示又はその他の詳細は、外国の規格又は国際規格に従い、許可者に報告すること。また担当官が検査できるように、購入国又は発注国の要求事項に関する書類又は証拠を保管すること。」とされ、輸出用食品の製造にあたっては、品質規格、食品添加物の使用等について、タイ国外の規格に従うことが出来るとされている。対象も従来の特定管理食品から他のカテゴリーの食品にも広げられている。 ・また、担当者が検査出来るよう、関連する書類・証拠を保管することが規定されている。書類・証拠の報告・保管の基準、方法、条件は事務局長が定める告示に従うことと規定されている。
<p>第4章 食品の管理</p> <p>第25条 製造・輸入・販売禁止食品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法では製造・輸入・販売禁止食品として、(1)不純食品、(2)偽造食品、(3)規格不適合食品、(4)その他大臣が定める食品が規定されていたが、改正版では(4)その他大臣が定める食品が削られ、代わりに(4)品質劣化食品（第29条により定義）が規定された。
<p>第27条 偽造食品の定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法で設定されている5つの定義のうち(4)と(5)が改正される。 ・(4)は「騙そうとする」という単語が削除されており、該当するか否かは、意図の有無を問わないこととされている。 ・(5)は現行法では第6条(2)、(3)に従い設定された規格から大きく異なる食品とされていたが、改正版では「第6条(1)、(2)、(3)、(4)に従い設定された規格から大きく異なる食品」とされている。（第6条では、大臣の告示公布の権限を定めており、(1)特定管理食品の設定、(2)特定管理食品の品質・規格の設定、(3)特定管理食品以外の食品の設定、(4)食品の配合として使う原料の割合の設定とされている。現行法では(2)、(3)の告示の規定から大きく異なる食品みが偽造食品の定義対象となっていたが、改正版では(1)及び(4)も対象となっている。）
<p>第28条 規格に合わない食品の定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第27条により偽造食品の定義が改正されるに伴う変更が行われる。

<p>第29条 品質劣化食品の定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法では第29条は「その他大臣が定める食品」の定義だったが、改正版では第25条の改正に伴い、品質劣化食品の定義となっている。 ・品質劣化食品は「(1)賞味期限・消費期限が切れた、又は消費予定期日を過ぎた食品。(2)元の状態から物理的変化が生じたために摂取すべきでない特徴を有するようになった、又は食品医薬品委員会事務局長が定めた基準に基づく劣化した食品」と定義される。
<p>第30条 許可者の権限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法では食品医薬品委員会事務局の権限を設定していたが、改正版では許可者の権限を規定している。これは定義の変更に従ったものと推測される。 ・権限は強化されており、現行法では3項目((1)食品製造施設および食品輸入所の改造・是正命令、(2)許可を得ずに操業していた事業者および検査の結果消費すべきでないことが明らかとなった食品輸入・製造の停止命令、(3)検査の結果不純食品・規格外食品等であることが明らかになった食品の検査結果を国民に開示。)だったが、改正版では8項目が規定されている。 ・現行版から追加された権限は、(1)食品の安全性が疑われる場合、食品の安全性を示す書類又は証拠を提出させ、安全性を確認している間、生産・輸入・販売を停止させる権限、(2)販売されていた食品が不純食品、偽造食品、規格不適合食品、品質劣化食品であることが判明した場合、食品の回収を命じる権限、(3)販売されている食品が消費者の安全保護のために摂取すべきでない食品・有害な可能性がある食品であることが明らかになった場合、食品を回収させる権限等である。
<p>第30/1条 不純食品、偽造食品、規格不適合食品、品質劣化食品であることが判明した場合の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法にはなかった内容であり、食品が不純食品、偽造食品、規格不適合食品、品質劣化食品であることが判明した場合、その結果を国民に知らせることが出来ると規定されている。製造者・輸入者の身元が明らかである場合、明らかでない場合、それぞれの情報開示方法が規定される。
<p>第5章 特定管理食品、管理食品および届出食品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法の第5章「食品の登録および広告」が改正版第24条によって「特定管理食品、管理食品及び届出食品」に置き換えられる。これにより食品カテゴリーは従来の4種類(特定管理食品、品質規格管理食品、表示管理食品、一般食品)から新たな4種類(特定管理食品、管理食品、届出食品、一般食品)に変更される。
<p>第32条 申請内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定管理食品に求められる申請内容を規定。 ・現行法では第35条で規定されていた食品名、生産者等の7項目に加え、改正版では「品質・安全性に関する生産手法」が追加され8項目とされている。 ・各原料の量を申請することが新たに求められている。

<p>第37条 管理食品の登録義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理食品の登録義務を規定。 ・管理食品を製造・輸入する者は、許可者に通知し、通知証明書を受理することにより製造・輸入を開始することが出来る。
<p>第38条 申請内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理食品に求められる申請内容を規定。 ・各原料の量を申請することが新たに求められている。
<p>第42/1条 届出食品の登録義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出食品の登録義務を規定。 ・届出食品を製造・輸入する者は、許可者に届出を行い、届出証明書を受理することにより製造・輸入を開始することが出来る。
<p>第42/2条 申請内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出食品に求められる申請内容を規定。
<p>第42/7条 食品ラベルへの登録マークの表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定管理食品、管理食品、届出食品について、製造・輸入者による食品の登録、通知、届出を示すマークの表示義務を規定。
<p>第42/8条 証明書の使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品登録証明書を使用できるのは、有効期限内のみであることを規定。
<p>第42/9条 証明書紛失時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失・破損を認識してから15日以内であれば、代用証明書を申請可能。
<p>第42/10条 特定管理食品、管理食品および届出食品に該当しない食品におけるマークの表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定管理食品、管理食品、届出食品に該当しない食品を製造・輸入する際、食品登録マークを所望する場合は、第42/1条に従い申請することを規定。
<p>第5/1章 広告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広告を規定する新しい章を追加。 ・食品医薬品委員会事務局によると、広告に関して規定された内容は、現行法下でも下位法令の運用等で実施されている内容であるとのこと。
<p>第42/11条 食品の広告において消費者に対して不当なメッセージ使用を禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品広告は、消費者に対して不当であり、社会に危害を与えるものであってはならない旨を規定。 ・現行法では類似内容が第40条で規定されていたが、改正版では大幅に内容が明確化され、消費者に対して不当であり、社会に危害を与えるメッセージの類型が10項目にわたり規定されている。

<p>第42/12条 食品の品質・効能の広告を希望する者の許可申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の摂取メリット、品質、効用の広告を希望する者は、許可者から許可証を取得しなければならない旨を規定。 ・広告の許可申請は大臣が告示した規定・方法・条件に従う必要があり、広告許可証は発行から5年間使用することができる。 ・現行法では類似内容が第41条で規定されていたが、改正版では内容が具体化されている。
<p>第42/13条 広告許可証を紛失した際の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失・破損を認識してから15日以内であれば、代用証明書を申請可能。
<p>第42/14条 広告に違反があった場合の許可者の権限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品広告が第6条(14)、(15)に従い公布された告示、又は第42/11条若しくは第42/12条に違反していると許可者が判断した場合の権限を規定している。 ・現行法では類似内容は第42条で規定されていたが、改正版では内容が強化されている。現行法では当該食品の製造・輸入・広告を指示することが出来るとされていた。改正版では、(1)広告文言・方法の修正、(2)広告における文言・手法使用の禁止、(3)広告・広告手法の中止、(4)広告により生じた国民の誤解を解消するための広告を命じることが出来るとされている。
<p>第42/15条 広告許可証の取消し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正版では第42/14条の命令に従わない場合、広告許可証を取り消すという、取消条件を新たに設定。
<p>第6章 担当官 第43条 担当官の権限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法では担当官の権限として5つの項目が設定されていたが、改正版ではうち(4)、(5)の内容を置き換え、(6)を新たに追加している。これにより押収および差押えの対象物が追加される。
<p>第44条 押収品の廃棄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正版では押収品への対応が明確化され、廃棄又は他の処置を取るための条件を設定している。いずれかの条件に該当する場合、許可者は保健大臣によって定められた規則に従い、廃棄又は他の処置を取る命令を発することが出来るとされている。
<p>第7章 許可証の使用停止および取消し 第46条 許可証の使用停止条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正版では、指示に従い状況が改善された場合について、許可証一時停止の解除条件が明記された。
<p>第46/1条 許可証の取消条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正版では許可証の取消条件が明記された。

第46/3条 許可証取消しへの違反	・改正版では、許可証一時停止、取消しへの違反に対する措置が明記された。
第7/1章 不服申立	・現行法では第19条で許可者が申請を許可しない場合の不服申立について、第46条で各種許可証の取り消しを命じられた場合の不服申立について規定されていた。改正版では新たな章が追加され、2つの条項の内容がまとめて規定されている。

1.4.4 経過措置

改正案では、食品製造許可証、食品製造施設番号、特定管理食品等の登録、広告の許可証等に対して経過措置が設けられている。食品医薬品委員会事務局によると、食品登録番号については従来の番号を使えるよう求める要望が事業者からあったため、継続して使用出来るようにするとのこと。なお、同局によると、輸入許可等については、従来通りとなるため、経過措置を講じていないとのことであったが、引き続き注視されたい。

なお、2021年5月、タイの業界団体から、タイ政府内の検討により一部の経過措置は当初検討されていた期間から延期される模様との情報があった。

ア. 製造許可証の経過措置

食品製造許可証については、改正案の施行後も、現行法に従って申請されたものは有効期限までは使用可能。有効期限が切れるまでに、改正後の食品法に従った食品製造許可証を申請すれば、申請が拒否されない限り、従来通りの製造が出来るとされている。

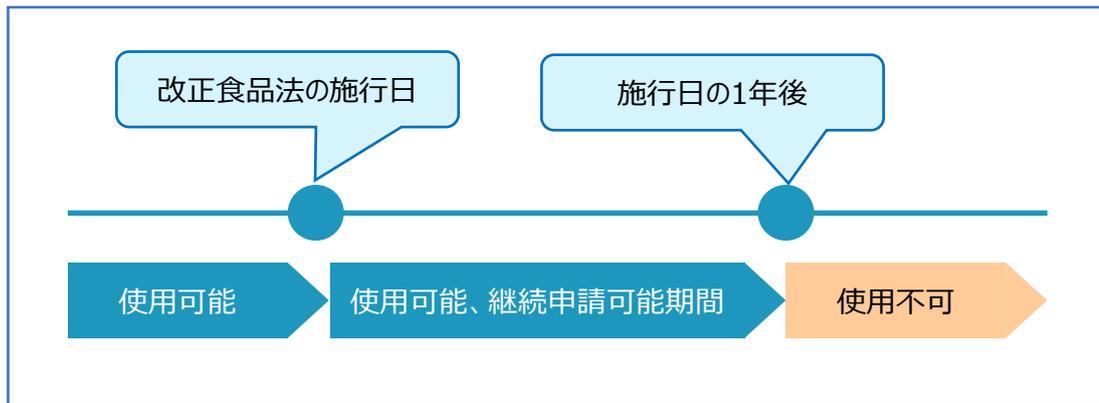
図1.4-1 食品製造許可証の経過措置



イ. 食品製造施設番号の経過措置

食品製造施設番号については、改正案施行後も1年間は継続して使用が可能。施行後1年以内に改正後の食品法に従った許可証を申請すれば、申請が拒否されない限り、従来通りの製造が出来るとされている。

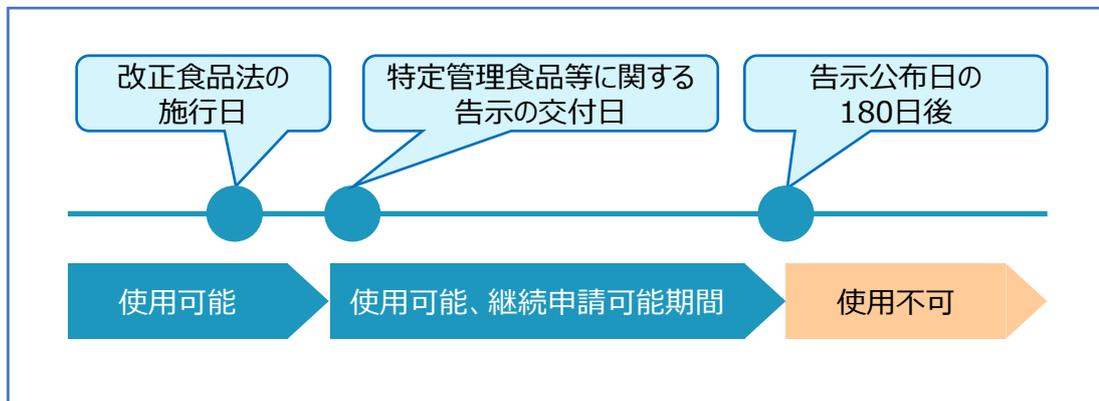
図1.4-2 食品製造施設番号の経過措置



ウ. 特定管理食品、管理食品、届出食品の登録に対する経過措置

保健大臣が改正案に基づく特定管理食品、管理食品、届出食品に関する告示を公布して詳細を定めるまでの間は、現行法に基づく特定管理食品を改正案における特定管理食品、現行法に基づく品質規格管理食品を管理食品、現行法に基づく表示管理食品を届出食品とみなし、それぞれの許可証及び食品登録番号は引き続き使用可能とされている。保健大臣が改正案に基づく特定管理食品、管理食品、届出食品に関する告示を公布した場合、その公布日から180日以内に改正案に基づく許可証の申請を行う必要がある。

図1.4-3 特定管理食品、管理食品、届出食品登録証の経過措置



エ. 広告の経過措置

現行法に基づき広告許可を得ており、改正案公布後もその広告の使用を希望する場合は、改正案が施行されてから1年以内に、改正案に基づき広告許可証を申請する必要がある（申請までの間は現行法に基づき広告の使用が可能）。なお、前述の現行法に基づく広告許可について、改正案が施行される年に得ている場合は、改正案施行日から2年以内に改正案に基づく広告許可証を申請する必要がある（申請までの間は現行法に基づき広告の使用が可能）。

図1.4-4 広告の経過措置(新食品法施行の前年以前に許可を得た場合)

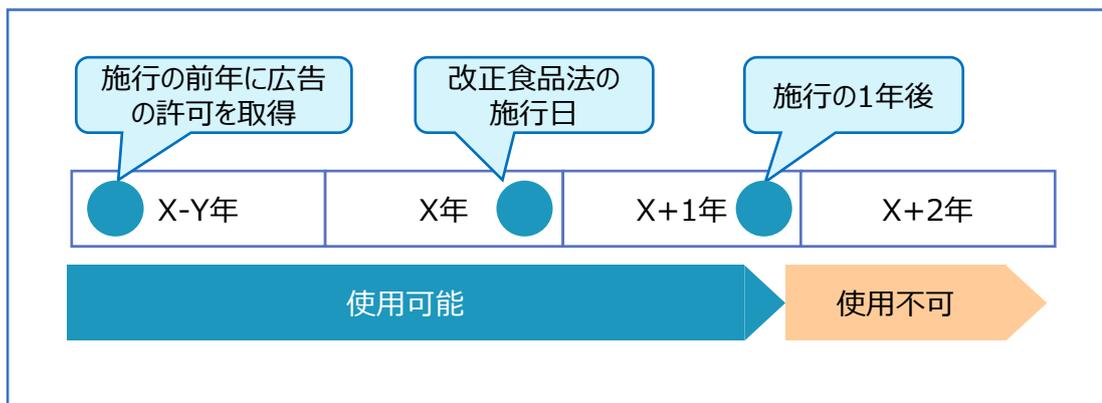
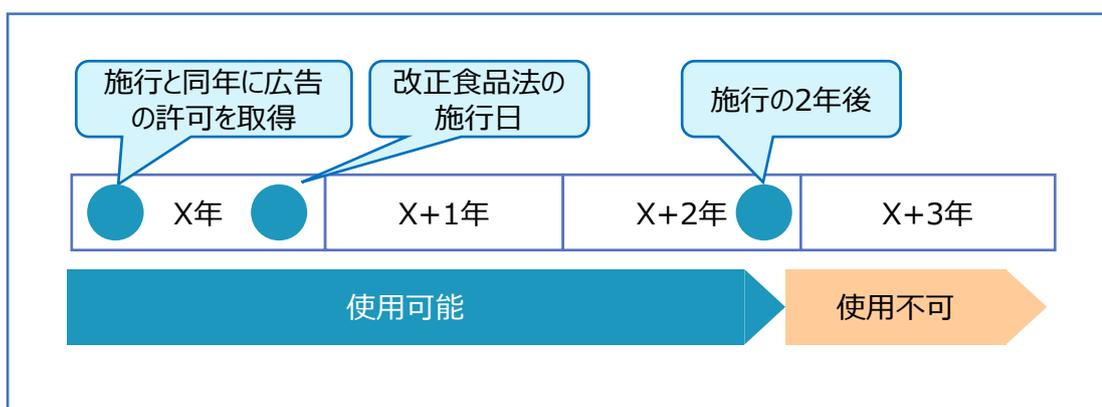


図1.4-5 広告の経過措置(新食品法施行の同年に許可を得た場合)



1.4.5 申請手数料

改正案では、各種申請手数料は大幅に引き上げられている。食品製造許可証は従来の1万パーツから10万パーツに、食品輸入許可証は従来の2万パーツから20万パーツに引き上げ。詳細は以下の通り。

表1.4-2 手数料の引き上げ

項目	現行	改正案
食品製造許可証	10,000	100,000
単回食品製造許可証	2,000	10,000
食品輸入許可証	20,000	200,000
単回食品輸入許可証	2,000	20,000
食品宣伝許可証	-	10,000
登録証明書	5,000	50,000
項目届出証明書	-	20,000
届出証明書	-	10,000

備考：上記は新規の申請手数料。許可証を更新する場合の申請手数料は、当該区分の許可証の申請手数料と同額。

1.4.6 罰則

改正案では、罰則は大幅に強化されている。罰金は概ね現行から約10倍に引き上げられている。禁固刑はほぼ全ての項目において従来通りとなっているが、広告に関する罰則は禁固刑も引き上げられている。例を挙げると、改正案第75/13条で規定されている食品の効用・品質を広告する場合の許可取得の義務に違反した者への罰則は、現行は5千バーツ以下の罰金刑であるところ、改正案では6ヶ月の禁固刑若しくは5万バーツ以下の罰金刑又はその併科に引き上げられている。主な内容は以下の通り。

表1.4-3 罰金の強化

項目	既存	新
製造、輸入、販売における基準、方法及び条件に関する違反	10,000バーツ以下の罰金	100,000バーツ以下の罰金
食品包装の品質規格および使用方法に関する違反	2年以下の禁固刑若しくは20,000バーツ以下の罰金、又は併刑	2年以下の禁固刑若しくは200,000バーツ以下の罰金、又は併刑
ラベル表示に関する違反	30,000バーツ以下の罰金	300,000バーツ以下の罰金
食品広告および広告禁止食品に関する違反	-	3年以下の禁固刑若しくは300,000バーツ以下の罰金、又は併刑
担当官の要請に従った情報および書類の提示に関する違反	1ヶ月以下の禁固刑若しくは1,000バーツ以下の罰金、又は併刑	1ヶ月以下の禁固刑若しくは10,000バーツ以下の罰金、又は併刑
食品製造許可証または食品輸入許可証に関する違反	3年以下の禁固刑若しくは30,000バーツ以下の罰金、又は併刑	3年以下の禁固刑若しくは300,000バーツ以下の罰金、又は併刑
輸出用製造食品の品質規格、報告及び書類保管に関する違反	-	6ヶ月以下の禁固刑若しくは50,000バーツ以下の罰金、又は併刑
輸出用に製造された特定管理食品の国内での販売	3年以下の禁固刑若しくは30,000バーツ以下の罰金、又は併刑	2年以下の禁固刑若しくは200,000バーツ以下の罰金、又は併刑
輸出用に製造された管理食品の国内での販売	-	1年以下の禁固刑若しくは100,000バーツ以下の罰金、又は併刑
輸出用に製造された届出食品の国内での販売	-	6ヶ月以下の禁固刑若しくは50,000バーツ以下の罰金、又は併刑
不純食品の製造、輸入、販売	2年以下の禁固刑若しくは20,000バーツ以下の罰金、又は併刑	5年以下の禁固刑若しくは500,000バーツ以下の罰金、又は併刑

偽造食品の製造、輸入、販売	6ヶ月から10年の禁固刑及び5,000から100,000バーツの罰金	6ヶ月から10年の禁固刑及び50,000から1,000,000バーツの罰金
規格不適合食品の製造、輸入、販売	50,000バーツ以下の罰金	500,000バーツ以下の罰金
品質劣化食品の製造、輸入、販売	5年以下の禁固刑若しくは50,000バーツ以下の罰金、又は併刑	300,000バーツ以下の罰金
不純食品、偽造食品、規格不適合食品、品質劣化食品を回収する様指示を受けた際の規定期間内の回収への違反	-	100,000バーツ以下の罰金 上記に加え、指示に従わない期間1日当たり5,000バーツ以内の罰金
未登録の特定管理食品の製造および輸入	-	2年以下の禁固刑若しくは200,000バーツ以下の罰金、又は併刑
未登録の特定管理食品の販売	1,000～10,000バーツの罰金	10,000～100,000バーツの罰金
登録されている内容に従わない特定管理食品の製造または輸入	1年以下の禁固刑若しくは10,000バーツ以下の罰金、又は併刑	1年以下の禁固刑若しくは100,000バーツ以下の罰金、又は併刑
虚偽および詐欺とみなされる食品の効果効用の広告	3年以下の禁固刑若しくは30,000バーツ以下の罰金、又は併刑	3年以下の禁固刑若しくは300,000バーツ以下の罰金、又は併刑
許可証を得ない食品の効果効用の広告	5,000バーツ以下の罰金	6ヶ月以下の禁固刑若しくは50,000バーツ以下の罰金、又は併刑
禁止されている方法での食品の広告、又は広告の停止命令等の命令への違反	2年以下の禁固刑若しくは20,000バーツ以下の罰金、又は併刑 上記に加え、命令に従わない期間に対して1日当たり500から1,000バーツの罰金	2年以下の禁固刑、200,000バーツ以下の罰金、又は併刑 上記に加え、命令に従わない期間に対して1日当たり500から1,000バーツの罰金

1.4.7 食品業界の反応

2019年に食品医薬品委員会事務局が実施した意見公募で寄せられた意見とその回答については、ウェブサイトで一時期公表されていた。加えて、2021年1月、2月にタイの食品業界の関係者に食品法改正について聞き取りを行ったところ、主に下記のような意見があった。

【食品カテゴリーの変更】

- ・ 食品カテゴリーの変更による影響（製造等に求められる条件の強化等）を懸念。

【管理対象の食品の拡大】

- ・ 現行法では管理される食品として3つ(不純食品、偽造食品、規格不適合食品)が規定されていたが、改正版では品質劣化食品（賞味期限が切れた食品等）が加えられる等の修正がなされている。品質劣化食品については、当局によるその事実の公表も可能となっているが、そこまで厳しい管理に疑問。

【原材料の割合の申請】

- ・ 改正版では特定管理食品、管理食品において、食品の原材料の割合を申請することが求められている。（これまでも、当局からの求めに応じて、輸入品を中心に、一部の商品については、原材料の割合を開示するといったことが運用上は行われてきた模様。）原材料の割合などは、季節や市況に応じて変動しかねず、原材料の割合の申請義務付けを再考してほしい。

【手数料の引き上げ及び罰則の強化】

- ・ 手数料の引き上げ及び罰則の強化が事業実施にマイナス影響を及ぼすことを懸念。

この項目に関する問い合わせ先：

食品医薬品委員会事務局 食品部

Food and Drug Administration Food Division

Tel. +66-2-590-7173, +66-2-590-7179, +66-2-590-7183, +66-2-590-7185

Website : <https://food.fda.moph.go.th/>

1.5 食品輸入手続きおよび法令との適合性確認の概要

- 食品を輸入する際には、大別して①輸入業務許可の取得、②個別商品の登録、③輸入通関といった手続きが必要となる。
- 品目により、①の輸入業務許可の種類が異なっていたり、③の輸入通関業務の内容が異なる場合がある。
- ②の登録の際には、法令への適合性が全て確認されるわけではない。このため、登録が終了した商品についても、③の段階で法令の適合性に疑義が生じ、輸入できなくなる場合が存在。

1.5.1 食品輸入手続きの概要¹

食品を輸入する際には、大別して、①輸入業務許可の取得、②個別商品の登録、③輸入通関といった手続きが必要となる。①の輸入業務許可は食品の種類毎に申請先が異なる。すべての食品（酒類を除く）について、保健省食品医薬品委員会事務局から食品輸入許可証を取得することが求められており、加えて、一部の食品は、他省庁からの許可証・登録証も必要となっている。同種の食品の輸入であれば、同一許可証を使用することが可能である。

表1.5-1 食品輸入手続きの概要

食品種	許可証の名称	有効期限	主な申請先
すべての食品 (酒類以外)	食品輸入許可証(Orr.7様式)	3年間	保健省食品医薬品委員会事務局 Food and Drug Administration (FDA), Ministry of Public Health
青果物	禁止品輸入許可証 (P.Q.2-1様式) ※禁止品目のみ必要	1年間	農業・協同組合省 農業局 Department of Agriculture (DOA), Ministry of Agriculture and cooperative
畜産物	畜産物取引許可証 (Ror.10/1様式)	1年間	農業・協同組合省 畜産局 Department of Livestock Development (DLD), Ministry of Agriculture and cooperative
水産物	水産物取扱業者登録証 (TorBor.2様式)	3年間	農業・協同組合省 水産局 Department of Fisheries (DOF), Ministry of Agriculture and cooperative
酒類	事業所の物品税登録	3年間	財務省 物品税局
	第一種酒類販売ライセンス	1年間	The Excise Department, Ministry of Finance

1 食品医薬品委員会事務局の公表資料および関係者へのヒアリング調査を元にJETROバンコク事務所作成

②の個別商品の登録は、商品により、必須である場合（特定管理食品、品質規格管理食品、表示管理食品）と任意の場合（一般食品）があり、食品医薬品委員会事務局に行い、食品登録番号を取得する。品目によって、瞬時に終わる場合もあれば、補足資料などを要求され長期間かかる場合もある。食品医薬品委員会事務局がウェブサイトで公表しているマニュアルにおいては、申請様式ごとの処理期間(申請書類が全て揃えられた状態で提出された日から計算)が言及されており²、Orr.17様式(特定管理食品)は28営業日、Sor.Bor.5様式(一部の品質規格管理食品)は10～28営業日、Sor.Bor.3様式(表示管理食品のうち特別な目的を持つ食品)は28～72営業日、Sor.Bor7様式(その他の食品)は1営業日が、処理期間の目安となっている（申請様式および食品カテゴリーについては、「1.6食品法に基づく食品の分類」を参照。）。なお、これは申請書類が全て揃えられ提出された日から計算とされており、実際には書類の準備にも時間がかかる。また、補足資料などを要求された場合に、再提出等を行い、処理期間を超えてしまうことも多々ある模様。さらに、食品医薬品委員会事務局の指定した期限内に提供ができないと、登録の申請は却下され、再度、登録を行う必要が生じる。結果として、登録申請を繰り返し、処理期間を上回る期間をかけて登録が行われる場合もある。また、法令に適合していない場合等、登録が認められないこともあり得る。

③の輸入通関では、輸入の都度、担当官の確認を受けることとなる。②の登録にあたっては、法令との適合性が全て確認されるわけではない。このため、②の登録手続きが終了し、食品登録番号を取得したとしても、②の段階では看過されていた不備等が③の輸入通関の段階で指摘され、結果として輸入が止まるといったケースも発生している。担当官により確認の度合いは異なっているため、数回輸入を行った後に、不備が指摘されるといったことも起こり得る。こうしたケースは、日本からは「過去に数回輸出が出来ていたのに急に止まった」「急に違う資料を要求された」といったように見えるが、詳細を確認し、対応策を検討することが重要である。なお、青果物、畜産物、水産物、酒類については、輸入の都度、植物検疫、動物検疫、物品税に関する事前通知がそれぞれ求められる。必要な手続きの詳細については、本稿では割愛。ジェトロ「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」を参照されたい。

図1.5-1 食品輸入手続きの概要

	概要	主な申請（提示）内容	所要期間	
輸入 手 続 き の 流 れ	①輸入業務許可の取得	保健省（および関連省庁）に輸入許可を申請。	書類に不備がなければ数営業日	
	②個別の商品登録	個別の輸入食品を保健省に登録。	GMP製造基準適合証明書、分析証明書等	食品カテゴリーによって異なる（マニュアル上は1～72日間目安）
	③輸入通関	輸入通関時、関連省庁の担当官に関連書類を提示。青果物、畜産物、水産物、酒類は、検疫や物品税に関する事前通知もそれぞれ必要。	GMP製造基準適合証明書、トランス脂肪酸関連資料、食品表示ラベル、検疫関連書類等	申請書類に不備がなければ即日通関可能、不備があれば留め置かれること

2 食品医薬品委員会事務局 許可申請マニュアル 申請に要する標準処理期間
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=511588379696177152&name=time.pdf>

1.5.2 タイ政府による法令との適合性確認の概要³

タイ政府機関による食品輸入における法令との適合性の確認は、①輸入業務許可の取得時の審査、②個別商品の登録時の審査、③輸入通関時の審査、④輸入後の査察及び抜き打ち検査の4つに大別することが出来る。

①の輸入業務許可の取得時の審査では、申請者の所在地、代表者など基本的な情報が確認される。書類に不備がなければ数日で終わることが出来る。

②の個別商品の登録時の審査は、食品の種類により異なる。例えば、品質規格管理食品で分析証明書が求められる品目については、当該内容等も確認され時間を要している模様であるが、一般食品で食品登録を申請する商品については、即日登録が終了することもある。

③の輸入通関時の審査は、個別商品の登録時よりさらに具体的に書類の詳細を確認されたり、商品の実物から法令との整合性が確認されたりすることがある。例えば、関連事業者の情報によると、一部の輸入業者が輸入した加工食品において使用不可な色素が使用されていたことが検出された際には、他の輸入業者が輸入する加工食品においても同様の使用不可な色素が使われていないか確認が行われていた模様。トランス脂肪酸関連の部分水素添加油脂（PHO）Eの規制については、個別商品の登録時には、PHO不使用である旨の製造者によるレターの提出は求められず、規制の適合性は確認されない場合が多い。一方、輸入通関時には当該レターの提示が求められることがよくある。加工食品のラベルも、個別商品の登録時にはラベルの提出は求められない場合が多いが、輸入通関時にはラベルの提示を求められることが多く、ラベルの内容に指摘が入ることもある。②の個別商品の登録はあくまで輸入する商品を登録しているのみで、継続的な輸入許可が得られているわけではないと捉えるべきである。

④の輸入後の輸入業者事業所や小売店の店舗等における査察及び抜き打ち検査は、すでに商品の通関が終了し、市場に出回っている状態で行われる検査である。食品輸入関係者によると、食品医薬品委員会事務局は定期的に店舗での抜き打ち検査を行っている。また一部の輸入事業者を訪問し、倉庫で保管されている食品のサンプリング検査を行うという査察も行われているとのことだった。食品医薬品委員会事務局の資料⁴によると、同局はモニタリング検査により、食品の品質、ラベル表示、広告、食品製造・輸入事業者の施設の状態を確認すると同時に、消費者からの苦情を受け、それに対応する形で検査を行っているとされている。同資料によると2022年の摘発を受けた事業者の数は827件、徴収された罰金の総額は2,170万7,000バーツとなっている。

3 関連省庁の資料及び関係者へのヒアリング調査を元にJETROバンコク事務所作成

4 食品医薬品委員会事務局 2022年度報告書 <https://catalog.fda.moph.go.th/dataset/summaryreport/resource/df81077d-cd65-4321-aa4c-b528247fe1d2/view/43fa9da6-e23a-4038-9a81-6f117f4a601d>

図1.5-2 タイ政府による法令との適合性確認の概要⁵

	法令との適合確認方法	各プロセスにおける検査内容 ※ 3				
		輸入施設の食品管理環境	食品の基準値等	GMP製造基準適合証明書	表示規制	検疫関係
 輸入手続きの流れ	①輸入業務許可の取得 申請書類の内容を検査	○	-	-	-	-
	②個別の商品登録 申請書類の内容を検査	-	-※2	○	-※2	-
	③輸入通関 ※1 チェックポイントにて提示書類と商品実物を検査	-	○	○	○	○
	④輸入後 小売店店頭等にて商品を検査、輸入業者営業所を査察	○	○	○	○	-

備考：

※1 一部の品目は輸入の都度事前通知が求められ、その際にも検疫関連の法令との適合性が確認される。

※2 一部の品目は事前にラベル使用許可申請が必要。その際、規程との適合性が確認される。

※3 各検査項目の詳細は本ガイドブックの関連項目を参照

・ 輸入施設の食品管理環境：

第1章 食品輸入に関する行政機関及び関連法令 1.7 食品医薬品委員会事務局における輸入手続きの概要

・ 食品の基準値：

第2章 食品安全関連の規制 (A) 食品の基準値等に関するもの

・ GMP製造基準適合証明書：

第2章 食品安全関連の規制 (B) 食品の製造工程に関するもの 2.8 GMP製造基準適合証明書

・ 表示規制：

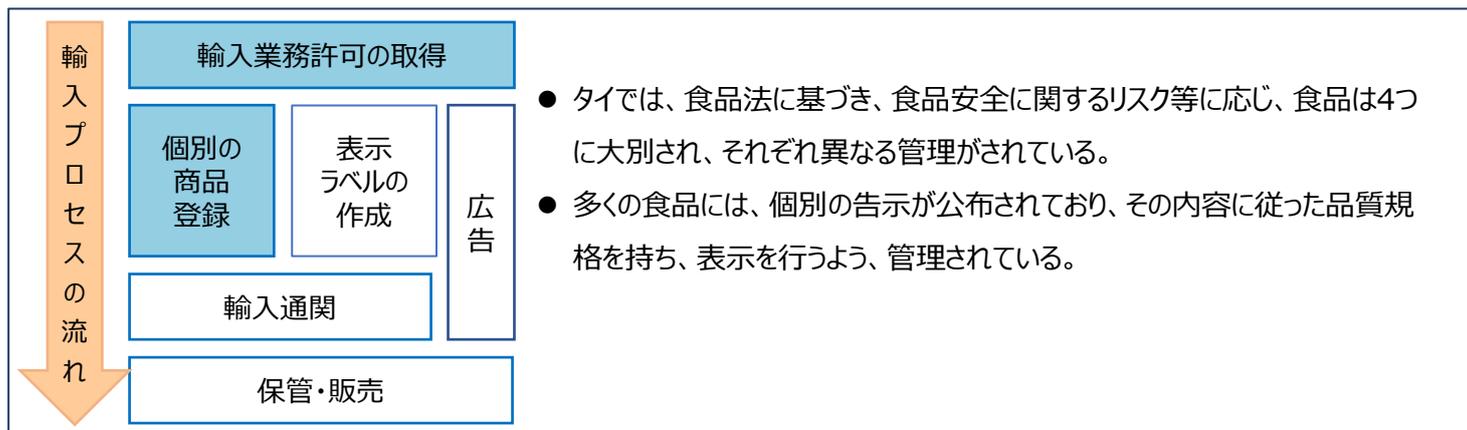
第3章 表示・広告の規制 (A) 指定項目に関するもの

・ 検疫関係：

第4章 検疫関連の規制

⁵ 食品医薬品委員会事務局の公表資料および関係者へのヒアリング調査を元にJETROバンコク事務所作成

1.6 食品法に基づく食品の分類



1.6.1 食品法に基づく食品の分類¹

タイの法令において、食品は、食品法(1979年)及び関連告示により、以下の表の通り4種類に分類される。2023年12月時点においては、特定管理食品は6品目、品質規格管理食品は39品目、表示管理食品は11品目となっている。これら3つのカテゴリーに含まれていない食品は一般食品とされる。品目は「コーヒー」等といった対象がある程度限られたものもあれば、「密閉容器入り食品」といった対象が広範囲にわたるものも存在し、いわゆる加工食品の場合は一般食品には該当しないケースがほぼ全てであることに注意。なお、カテゴリーの名称と該当品目は、食品法の改正に伴う見直しが検討されている。

表1.6-1 食品カテゴリーの概要および該当品目数

カテゴリー	種類	内容	品目数
1	特定管理食品 Specifically Controlled foods	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の健康衛生に関するリスクが最も高い食品。(乳児などのリスクグループの消費者用の食品、厳格な管理が必要な製法で製造された食品や、広く食べられている食品。) ・最も厳格な管理・監督が必要とされており、品質規格及びラベル表示が個別の法令で規定されている。輸入・製造許可にあたっては、原材料、製法、ラベルなど、食品の詳細が審査されることとなり、審査用に分析結果の提出が求められる。 	6
2	品質規格管理食品 Quality and Standard Prescribed foods	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の健康衛生に対するリスクがあるが、カテゴリー1ほど重大なリスクを有しない食品。当該食品の製造工程や製法が適正製造基準に沿っていないことが原因で危険が生じやすい。 ・カテゴリー1と同様に、食品ごとに品質規格及びラベル表示が個別の法令で規定されている。輸入・製造許可にあたっては、事業者が成分、製法、ラベル、安全性、食品の品質規格などの食品情報に関して責任を負うとされており、カテゴリー1ほどの審査はなされない。 	39

¹食品医薬品委員会事務局によるカテゴリー別各食品に関する告示 <https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/food-product/>

3	表示管理食品 Food Requiring label	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の健康衛生に対するリスクがカテゴリ1、カテゴリ2よりも低い食品。消費者を欺く問題が生じやすいため、法令の規定に沿った表示が義務付けられるとともに、品質規格の管理が必要とされている。 ・カテゴリ1ほどの審査はなされないが、特別な目的を持つ食品（例、糖尿病患者用食品、高齢者用食品等）はラベルの使用許可が求められる。 	11
4	一般食品 General foods	<ul style="list-style-type: none"> ・カテゴリ1～3以外の食品であり、リスクが最も低い食品。 ・小麦粉、干し椎茸、砂糖、生鮮畜肉、干しエビなど、食品製造に利用される原材料が多い。輸入・製造にあたり、食品登録番号を取得する必要はない。 ・一般食品は次の9タイプに分類される。乳児用や密閉容器に入っている場合等、他のカテゴリに該当する場合は、一般食品とならないので注意。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 畜産物及び製品（生鮮畜肉、生鮮水産物、生鮮卵など） 2. 植物及び製品（生鮮野菜、生鮮果物、豆、ナッツなど） 3. 抽出物/合成物（原材料として使う植物由来の抽出物など） 4. 栄養成分（原材料として使うアミノ酸など） 5. 粉類及び製品（タピオカ粉、春雨、米麺など） 6. まだ食べられる状態ではない様々な種類の食品調理用の製品 7. 調味料（インスタント麺の袋に入った調味料の粉末など） 8. 砂糖（グラニュー糖、コーンシロップなど） 9. スパイス（マスタード、胡椒、チリパウダーなど） 	上記以外

備考：一般食品は食品登録番号の取得が求められないが、事業者が希望する場合は食品登録番号の取得を申請することが出来る。食品医薬品委員会事務局によると、デパートメントストア、高級スーパーマーケット等の小売店で食品を販売する事業者が、商品の信頼性を高めるために申請することが多いとのこと。

1.6.2 食品カテゴリ別品目と関連告示²

各カテゴリに含まれている品目の詳細は以下の表の通りである。保健省は各品目に関する告示を公布し、品質規格、表示規則等を定めているため、食品を輸入する際には各品目の告示の内容も確認する必要がある。複数告示が公布されている場合は、過去の告示の一部規定のみ効力を有していることがある。各告示については、保健省ウェブサイト（一部仮英訳あり）で確認できる。

食品カテゴリ1から3まで以外の食品(畜産物及び製品、植物及び製品、抽出物/合成物等)については、一般食品とされている。乳児用や密閉容器に入っている場合等、他のカテゴリに該当する場合は、一般食品とならないので注意。

² 食品医薬品委員会事務局によるカテゴリ別各食品に関する告示 <https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/food-product/>
食品医薬品委員会事務局による食品法(1979年)、省令、保健省告示、その他まとめ
https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509766646609616896&name=food_law.pdf

表1.6-2 カテゴリー1 特定管理食品

分類	保健省告示番号（括弧内は公布された年）
体重管理を必要とする人のための食品 (Food for weight control person)	No.121 (1989), No.331 (2011)
乳児用調製乳及び乳幼児用フォローアップ調製乳 (Modified milk for infants and modified follow-up of formula milk for Infants and young children)	No.156 (1994), No.286 (2004), No.307 (2007)
乳児用食品及び乳幼児フォローアップ食品 (Infant Food and Food of Follow up Formula for Infant and Young Children)	No.157 (1994), No.171 (1996), No.287 (2004), No.308 (2007)
乳幼児用補助食品 (Supplementary Food for Infants and Young Children.)	No.158 (1994)
食品添加物 (Food additives)	No.281 (2004), No.363 (2013), No.372 (2015), No.381 (2016), No.389 (2018), No.412 (2019), No.417 (2020), No.418 (2020), No.443 (2023), No.444 (2023)
カンナビス、ヘンプ、カンナビジオール関連食品 (Food products containing cannabis, hemp, and cannabidiol extracts) ※輸入は許可されていない。	No.425 (2021), No.427 (2021), No.429 (2021), No.437 (2022), No.438 (2022), No.439 (2022)

表1.6-3 カテゴリー2 品質規格管理食品

分類	保健省告示番号（括弧内は公布された年）
密閉容器入り飲料水 (Drinking water in sealed containers)	No.61 (1981), No.135 (1991), No.256 (2002), No.284 (2004), No.316 (2010)
氷 (Ice)	No.78 (1984), No.137 (1991), No.254 (2002), No.285 (2004)
ビタミン添加米 (Vitamin fortified rice)	No.150 (1993)
電解質飲料 (Electrolyte beverage)	No.195 (2000), No.332 (2011)
茶 (Tea)	No.196 (2000), No.277 (2003), No.329 (2011)
コーヒー (Coffee)	No.197 (2000), No.276 (2003), No.330 (2011)
密閉容器入り豆乳 (Soybean Milk in Sealed Containers)	No.198 (2000)
ミネラルウォーター (Mineral Water)	No.199 (2000)
特定のソース (Some Particular Kinds of Sauces)	No.201 (2000)
魚醤 (Fish sauce)	No.203 (2000), No.323 (2010), No.403 (2018)
酢 (Vinegar)	No.204 (2000)
バターオイル (Butter oil)	No.206 (2000)

クリーム (Cream)	No.208 (2000)
チーズ (Cheese)	No.209 (2000)
半インスタント食品 (Semi-processed foods)	No.210 (2000)
ハチミツ (Honey)	No.211 (2000)
密閉容器に詰められたジャム、ゼリー及びマーメレード (Jam, Jelly and Marmalade in sealed containers)	No.213 (2000)
ギー (Ghee)	No.226 (2001)
バター (Butter)	No.227 (2001)
ピータン (Alkaline-preserved Eggs)	No.236 (2001)
補助食品 (Food Supplement)	No.293 (2005), No.309 (2007), No.405 (2018), No.411 (2018)
ローヤルゼリー及びローヤルゼリー製品 (Royal jelly and Royal Jelly Products)	No.294 (2005)
酒類 (Liquor)	No.315 (2009)
大豆タンパク質の加水分解由来の調味料 (Food seasoning derived from hydrolysis or fermentation of soybean protein)	No.317 (2010), No.322 (2010), No.404 (2018)
調味用食塩水 (Brine for Cooking)	No.324 (2010)
食用塩 (Edible salt)	No.333 (2011)
マーガリン、バターブレンド、マーガリン製品及びバターブレンド製品 (Margarine, Blends, Fat spread and Blended fat spreads)	No.348 (2012)
牛乳 (Cow's milk)	No.350 (2013), No.406 (2018)
フレーバーミルク (Flavored milk)	No.351 (2013), No.407 (2018)
乳製品 (Other Milk Products)	No.352 (2013), No.408 (2018)
乳酸飲料 (Fermented milk)	No.353 (2013)
アイスクリーム (Ice-cream)	No.354 (2013)
密閉容器入り食品 (Food in a Hermetically Sealed Container)	No.355 (2013)
密閉容器入り飲料 (Beverages in sealed containers)	No.356 (2013), No.402 (2019)
油脂 (Oil and Fat)	No.421 (2021)
魚油 (Fish Oils)	No.422 (2021)
植物由来の茶 (Tea Infusion)	No.426 (2021)
チョコレートおよびチョコレート製品 (Chocolate and Chocolate Products)	No.441 (2023)
カカオ豆由来の製品 (COCOA BEAN PRODUCTS)	No.442 (2023)

表1.6-4 カテゴリー3 表示管理食品

分類	保健省告示番号（括弧内は公布された年）
玄米粉 (Husked rice flour)	No.44 (1980)
寒天及びゼリー菓子 (Prepared gelatin dessert and Jelly)	No.100 (1986)
密閉容器に詰められたソース (Sauces in sealed containers)	No.200 (2000)
香味料 (Flavouring agents)	No.223 (2001)
パン (Bread)	No.224 (2001)
チューイングガム及びキャンディー (Chewing gum and candy)	No.228 (2001)
調理できる状態の食品及びすぐに食べられる状態の食品 (Ready-to-Cook Foods and Ready-to-Eat Foods)	No.237 (2001)
特別な目的を持つ食品 (Special Purposed Foods)	No.238 (2001), No.357 (2013)
肉製品 (Some Meat Products)	No.243 (2001)
照射食品 (Irradiated Food)	No.325 (2010)
遺伝子組換え生物由来の食品 (Foods Derived from Genetically Modified Organisms)	No.431 (2023), No.432 (2023)

この項目に関する問い合わせ先：

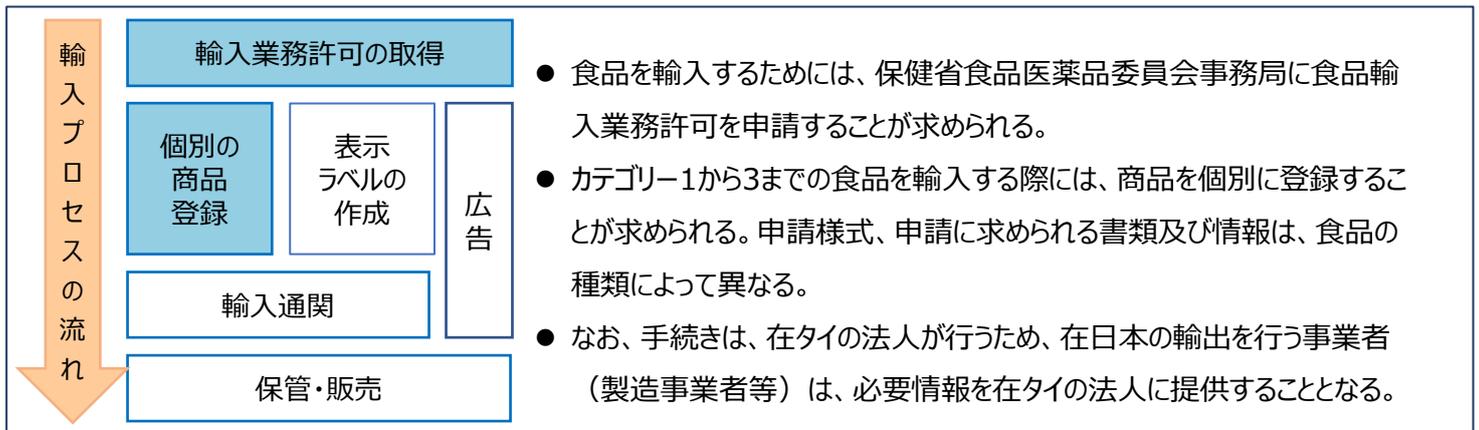
部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

食品輸入業務許可： Tel: +66-2-590-7320 , +66-2-590-7033

食品登録番号の申請： Tel. +66-2-590-7208, +66-2-590-7209, +66-2-590-7219, +66-2-590-7220, +66-2-590-7187, +66-2-590-7188

ウェブサイト: <https://food.fda.moph.go.th/>

1.7 食品医薬品委員会事務局における輸入手続きの概要

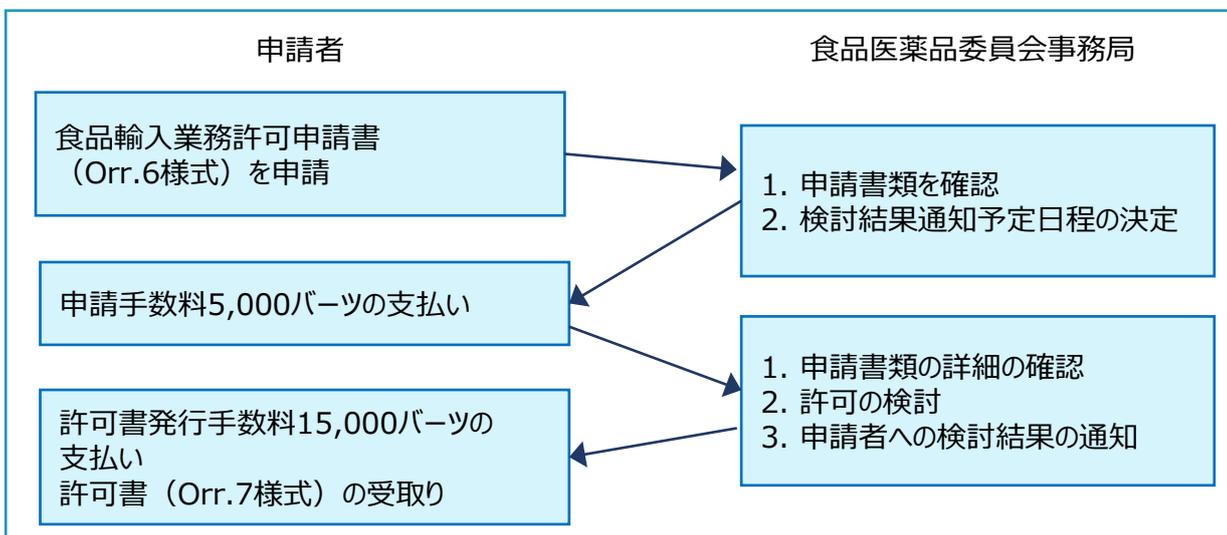


1.7.1 食品輸入業務許可の申請¹

食品を輸入するためには、輸入業務許可申請が求められる。使用される申請様式は輸入業務許可申請様式(Orr.6様式)であり、申請が認められれば食品輸入許可証(Orr.7様式)を取得することが出来る。

食品輸入業務許可の申請プロセス、申請書類は以下の通りである。食品医薬品委員会事務局又は各県保健事務所での申請内容の検討後、食品輸入許可証(Orr.7様式)を受け取ることができる。食品輸入許可証の使用期限は3年間である。なお、タイ国外(日本等)の法人又は個人のみで申請を行うことは出来ない。

図1.7-1 食品輸入業務許可申請プロセス



1 食品医薬品委員会事務局規則「食品登録番号に関する運用」

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=511994732851896320&name=Compi_regulations.pdf

国民のためのマニュアル 食品輸入業務許可申請(Orr.6様式)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512460803077709824&name=4.1.pdf>

保健省告示 食品輸入許可申請者から徴収する経費2017年 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/199/23.PDF>

保健省省令第5版 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509458356516298752&name=LawPage0205.pdf>

申請書類²：

1. 輸入許可申請書（様式Orr.6）
2. 法人
 - 身分証明書コピー 外国人の場合はパスポートと労働許可証のコピー
 - 住居登録証（タビアンバーン）コピー
 - 法人登録証コピーと株主名簿（6か月以内に発行されたもの）
 - 委任状（30バーツの収入印紙を貼付）と受任者の身分証明書コピー
3. 食品輸入施設および保管施設の住居登録証コピー。所有権を持たない場合は、施設利用同意書の原本または賃貸契約書コピー
4. 食品の保管および品質保持に使用する設備リスト（あれば）2部
5. 食品輸入施設・保管施設の地図
6. 保管施設内のレイアウト
7. 食品輸入許可申請書類の内容保証書

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512556960726523904&name=05-06.pdf>

輸入施設/保管施設の写真（カラー写真、加工禁止）

1.7.2 個別の商品登録に求められるe-submissionへの登録³

食品医薬品委員会事務局における食品輸入に関する申請の大部分は、食品医薬品委員会事務局食品部が運用しているオンライン申請システム「e-submission」上で行う。食品の輸入登録を行う際には、事前にe-submissionの登録を行う必要がある。

ア. e-submissionへの登録プロセス

1. Open ID登録申請者は、デジタル政府開発事務局ウェブサイト(<https://accounts.egov.go.th/Citizen/Account/Login>)にてe-submissionへのログインに使用するユーザーネームおよびパスワードを設定する。
2. 食品医薬品委員会事務局第8ビルOSSC（ワンストップサービスセンター）4階にてe-submission使用許可を申請する。事業所が地方にある場合は、当該県の保健事務所に連絡する。
3. 担当官が申請内容を確認し、1～3営業日以内にシステム使用を許可する。
4. 申請書に記載した期間中、システムの使用が可能になる。

² 国民のためのマニュアル 食品輸入業務許可申請(Orr.6様式)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512460803077709824&name=4.1.pdf>

申請書式 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512460802926714880&name=E-F-F2-51.pdf>

³ e-submissionへの登録及び申請書類

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=513116258871418880&name=5_OpenID.pdf

イ. e-submissionへの登録申請書類

事業者または許可取得者がシステムを使用する場合：

1. 事業者又は許可取得者用様式
(<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=511933509414297600&name=33-Zgive03.pdf>)
2. 身分証明書コピー
3. 法人証明書コピー(法人で申請する場合)
4. 現在取得している輸入許可書(Orr.7様式)コピー
5. 商業登録書コピー(許可取得者が個人の場合)

※ 事業者または許可取得者が複数人の場合、いずれかの人物への委任状が必要。

代理人がシステムを使用する場合：

1. 委任状 (https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=511807912235114496&name=32-proxy_rev_05.pdf)
2. 法人証明書（6か月以内に発行）コピーまたは商業登録書コピー
3. 委任者の身分証明書コピー
4. 代理人の身分証明書コピー
5. パスポートおよび労働許可書のコピー(外国人である場合)

1.7.3 e-submissionにおける商品毎の登録申請⁴

e-submissionへの登録が完了すると各商品の登録を行うことが出来るようになる。各商品の申請内容は食品の種類によって異なる。申請が完了すると、食品登録番号を取得することができる。

なお、食品は4つのカテゴリー(1.特定管理食品、2.品質規格管理食品、3.表示管理食品、4.一般食品)に分けて管理されており、各食品カテゴリーの詳細は「1.6 食品法に基づく食品の分類」を参照。1～3のカテゴリーの食品は食品登録番号を取得することが求められる。4のカテゴリーの食品の食品登録番号の取得は任意となっている。(なお、2及び3のカテゴリーの食品で輸出用に製造され、タイ国内では販売されない食品については、食品登録番号の取得は免除される。)

該当する食品カテゴリーに関して疑問がある場合は、以下の方法で確認することが出来る。

⁴ 食品医薬品委員会事務局規則「食品登録番号に関する運用」

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=511994732851896320&name=Compi_regulations.pdf

1. 食品医薬品委員会事務局 食品部 食品種判別課(Tel. 02-590-7211)に電話にて確認。
2. 以下のフードカテゴリークリニックに出向く、又は書面にて確認⁵
5th Floor, Building 6, Food Category Clinic, One Stop Service & Consultation Center
Food and Drug Administration, Ministry of Public Health
88/24 Tiwanon Road, Talat Khwan, Nonthaburi, Nonthaburi 11000
手数料：1,000バーツ/件⁶
3. 食品医薬品委員会事務局 One Stop Service & Consultation Center の E-consultシステムにて確認。
ユーザー登録後は無料で確認可能。⁷

食品カテゴリーの判別の結果、その食品がタイ国内で許可されたことがない食品であると判別された場合は、その食品が新食品(Novel Food)であるのかどうかの判別が求められる。判別の結果、新食品であると判別された場合は、新食品の登録プロセスに従い登録申請を行う。新食品の詳細については、当ガイドブックの「2.6 新食品 (Novel Food)」を参照。

新食品ではないと判別された場合には、「新食品ではないがタイではまだ許可されたことがない食品」として、食品安全性分析が求められる。

5 食品カテゴリー問い合わせ窓口 <https://food.fda.moph.go.th/for-entrepreneurs/food-classification>

6 保健省告示許可申請者からの手数料徴収 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/199/23.PDF>、
電話にて確認(Tel. 02-590-7211)

7 E-consultによる申請プロセス

<https://innovative.fda.moph.go.th/online-consultation/hpi-e-consult>、電話にて確認(Tel. 02-590-7211)

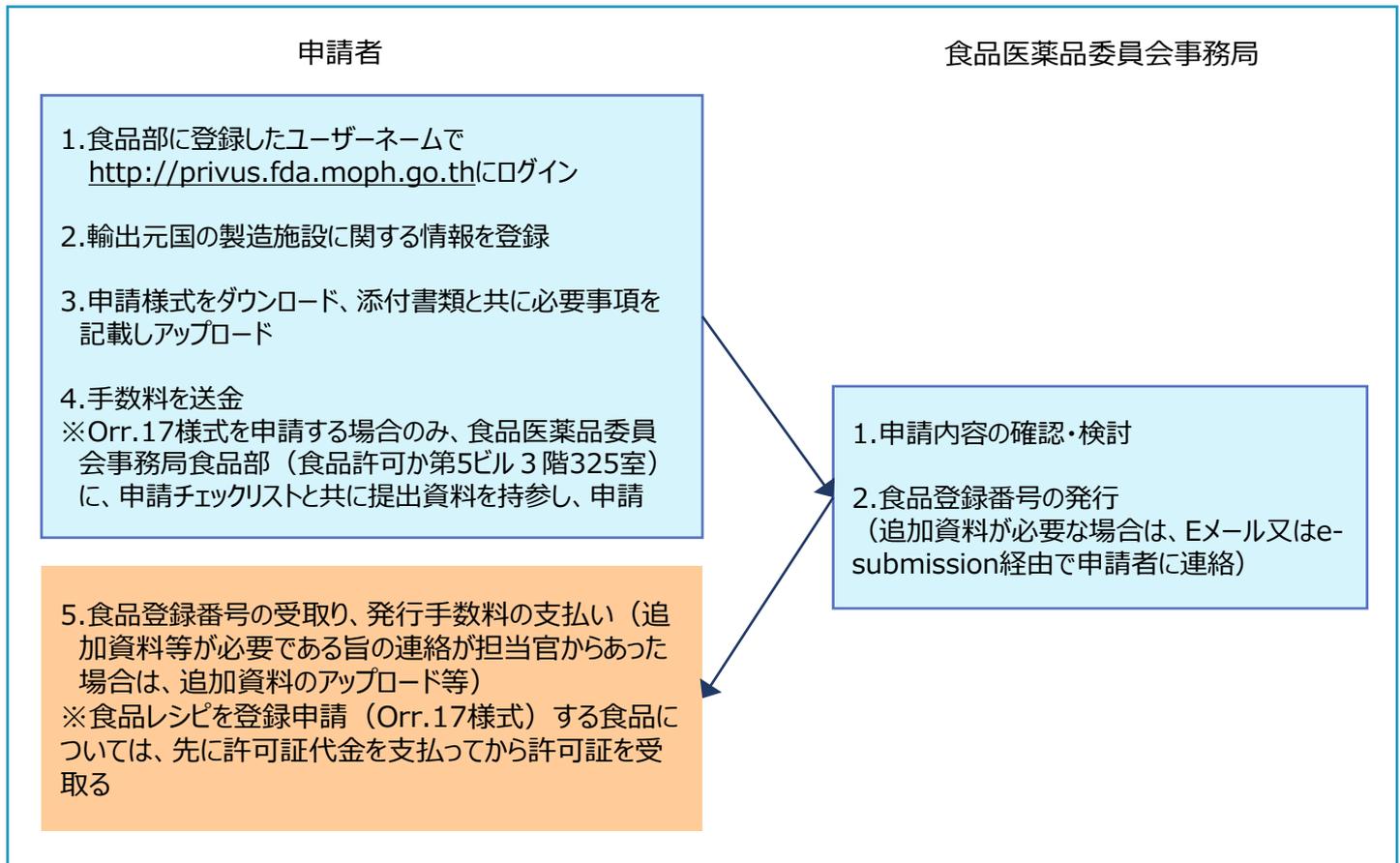
表1.7-1 食品別の申請書と許可証

	食品の種類	申請書	許可書
1. 特定管理食品	同左	Orr.17 食品レシピ登録申請書 Application Form for Food Recipe Registration	Orr.18 食品レシピ登録証明書 Food Recipe Registration Certificate
2. 品質規格管理食品	補助食品、ローヤルゼリー及びローヤルゼリー製品、牛乳、プレーバーミルク、乳酸飲料、乳製品、アイスクリーム、密閉容器入り飲料、密閉容器入り食品、混合コーヒー・混合インスタントコーヒー・インスタントコーヒー、電解質飲料	SorBor.5 食品登録申請書 Application Form for Food Registration	SorBor.5/1 食品登録証明書 Food Registration Certificate
	上記以外の食品26品目	SorBor.7 食品登録申請書/食品詳細通知申請書 Application Form for Food Registration / Food Notification	SorBor.7/1 食品詳細証明書 Food Notification Certificate
3. 表示管理食品	表示管理食品のうち特別な目的を持つ食品（ラベル使用許可が必要）	SorBor. 3 食品ラベル使用許可申請書 Application Form for Food Label Approval	SorBor.3/1 食品ラベル使用許可証 Food Label Approval Certificate
	上記以外の10品目	SorBor.7 食品登録申請書/食品詳細通知申請書 Application Form for Food Registration / Food Notification	SorBor.7/1 食品詳細証明書 Food Notification Certificate
4. 一般食品	食品登録番号を申請する食品（任意）	SorBor.7 食品登録申請書/食品詳細通知申請書 Application Form for Food Registration / Food Notification	SorBor.7/1 食品詳細証明書 Food Notification Certificate

備考：特別な目的を持つ食品とは、1.特定の患者用又は通常と異なる状態を持つ人用の食品：糖尿病患者用食品、慢性腎不全患者用食品など、2.食事において特別な目的を持つ人用の食品：妊婦用食品、高齢者用食品など。⁸

8 保健省告示第238号「特別な目的を持つ食品」<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2544/E/090/1.PDF>

図1.7-2 e-submissionにおける食品登録番号の申請プロセス⁹



備考：※乳幼児用補助食品、乳児用調製乳及び乳幼児用フォローアップ調製乳、乳児用食品及び乳幼児用フォローアップ食品、体重管理を必要とする人のための食品の場合

⁹ 食品医薬品委員会事務局規則「食品登録番号に関する運用」

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=511994732851896320&name=Compi_regulations.pdf

各食品の申請検討 <https://food.fda.moph.go.th/public-guide/category/product-authorization>

ア. 「食品レシピ登録申請書(Orr.17様式)」の申請書類および手数料¹⁰

A. 特定管理食品である体重管理を必要とする人のための食品・乳児用調製乳及び乳幼児用フォローアップ調製乳・乳児用食品及び乳幼児用フォローアップ食品・乳幼児用補助食品

申請書および下記書類をe-submissionで提出した後、下記書類を食品医薬品委員会事務局食品部に提出する。
申請書類：

1. 食品レシピ登録申請書(Orr. 17様式) (e-submissionシステム上でダウンロード可能)
2. 食品成分書
3. 製法通知書
4. 食品の品質規格書 (Finish product specification)
5. 原材料の品質規格書 (Active raw material specification)
6. 食品の品質規格分析報告書
7. 栄養成分の量を表示する場合、栄養成分の種類・量の分析報告書 (任意)
8. 体重管理を必要とする人のための食品または特別な目的を持つ食品の場合、食品添加物の種類・量の分析報告書 (任意)
9. 特別な目的を持つ食品の場合、特別な目的を持つ食品の栄養価及び安全性評価機関であって食品医薬品委員会事務局が認めるものから発行された評価報告書
10. その他の分析報告書 (任意)
11. 製造施設証明書 (GMP製造基準適合証明書) (e-submissionシステム上でのみ提出)
12. 食品別告示に基づいた食品の品質規格との分析比較表と食品ラベル
13. ラベルに栄養成分の量を表示する場合、栄養成分とラベルの分析比較表 (任意)
14. 乳幼児用補助食品の場合、Thai DRIに基づいた栄養成分とラベル上に強調表示する栄養成分の比較表 (任意)
15. 乳幼児用補助食品の場合、食品の栄養成分とSTANDARD FOR PROCESSED CEREALBASED FOODS FOR INFANTS AND YOUNG CHILDREN CODEX STAN 074-1981 (2006)の比較表 (任意) (当該CODEXに基づいた食品の性質の場合)
16. 乳児用調製乳、乳幼児用フォローアップ調製乳、乳児用食品、乳幼児用フォローアップ食品でラベル上に強調表示をする場合、告示以外の栄養成分の表示と母乳の栄養成分との比較表
17. 食品医薬品委員会事務局からの食品特性承認書(乳幼児用補助食品で食品別告示で規定されている特性以外の特性をもつ食品である場合)
18. 原材料中の食品添加物使用量検査書 (任意)
19. 食品中の食品添加物使用量検査書 (任意)
20. タイ語の食品ラベル
21. 外国語の食品ラベル (任意) と英語ではない場合は翻訳
22. 食品ラベル上の文言または記号を裏付ける証拠または文書 (任意)
23. その他の関連する証拠または文書 (任意)
24. 食品サンプル (任意)

¹⁰ 国民のためのマニュアル 食品登録申請 <https://food.fda.moph.go.th/public-guide/category/product-authorization>

手数料¹¹：

1. 食品レシピ登録申請料金 3,000バーツ
2. 特別な目的を持つ特定管理食品の食品レシピ登録申請料金 4,000バーツ
3. 食品レシピ登録証明書5,000バーツ
4. e-submissionシステムへの入力代行を依頼する場合の手数料 500バーツ

B. 特定管理食品である体重管理を必要とする人のための食品（代替甘味料のみ）・食品添加物・食品品質保持に使用する物質

下記書類をe-submissionで提出する。食品医薬品委員会事務局食品部への提出は不要。

申請書類：

1. 食品レシピ登録申請書(Orr. 17様式) (e-submissionシステム上でダウンロード可能)
2. 食品成分書
3. 製法通知書
4. 食品の品質規格書 (Finish product specification)
5. 食品添加物 (食品の品質維持に使用する食品添加物を含む) の場合、原材料の品質規格書 (Active raw material specification)
6. 食品添加物、体重管理を必要とする人のための食品 (代替甘味料のみ) の場合、食品の品質規格分析報告書
7. パッケージ検査報告書
8. 製造施設証明書 (GMP製造基準適合証明書)
9. 食品の品質維持に使用する食品添加物の場合、製造者からの食品品質維持における性能検査報告書
10. 体重管理を必要とする人のための食品 (代替甘味料のみ) の場合、砂糖と比較した糖度算出表と熱量の算出表
11. タイ語の食品ラベル
12. 外国語の食品ラベル (任意) と英語ではない場合は翻訳
13. 体重管理を必要とする人のための食品 (代替甘味料のみ) の場合、栄養表示検査報告書
14. 食品添加物 (食品の品質維持に使用する食品添加物を含む) の場合販売マニュアル
15. その他の関連する証拠または文書 (任意)

手数料：

1. 食品レシピ登録申請料金 3,000バーツ
2. 特別な目的を持つ特定管理食品の食品レシピ登録申請料金 4,000バーツ
3. 食品レシピ登録証明書5,000バーツ
4. 係官にe-submissionにおける入力を依頼する場合(食品成分の通知あり) 500バーツ

11 保健省告示 食品輸入許可申請者から徴収する経費2017年 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/199/23.PDF>

イ.「食品登録申請(Sor.Bor.5様式)」の申請書類および手数料¹²

申請書類：

1. 食品登録申請書(Sor.Bor.5様式) (e-submissionシステム上でダウンロード可能)
2. 食品成分
3. 重要成分として使用する原材料の品質規格書 (Active raw material specification)
(製品の種類により必要)
4. 製造施設証明書 (GMP製造基準適合証明書)
5. 製品の品質規格分析報告書※
6. 関連するその他の証拠又は文書 (任意)

※ 品質規格分析報告書に求められる内容は食品の種類毎に異なる。各食品に求められる分析内容は各食品の品質規格を規定している告示に記載されている。各食品の品質規格の詳細は「1.6 食品法に基づく食品の分類」を参照。

手数料：

1. 申請料金 2,000バーツ
2. 係官にe-submissionにおける入力を依頼する場合(食品成分の通知あり) 500バーツ/件

ウ.「食品登録申請(Sor.Bor.7様式)」の申請書類および手数料¹²

申請書類：

1. 食品登録/食品詳細通知申請書(Sor.Bor.7様式) (e-submissionシステム上でダウンロード可能)
2. 製造施設証明書 (GMP製造基準適合証明書)
3. 関連するその他の証拠又は文書(任意)

手数料：

1. 申請料金 200バーツ
2. 係官にe-submissionにおける入力を依頼する場合(食品成分の通知なし)200バーツ

エ.「食品登録申請(Sor.Bor.3様式)」の申請書類および手数料¹²

申請書類：

1. ラベル使用許可申請書(Sor.Bor.3様式)(e-submissionシステム上でダウンロード可能)
2. 食品成分
3. 製法通知書 (食品医薬品委員会事務局から製法について承認を得ること。)
4. 製品の品質規格書 (Finish product specification) (任意)
5. 原材料の品質規格書 (Active raw material specification) (任意)
6. 製品の品質規格分析報告書
7. 栄養成分の種類・量の分析報告書

¹² 国民のためのマニュアル 食品登録申請

<https://food.fda.moph.go.th/public-guide/category/product-authorization>

8. その他の分析報告書（任意）
9. 食品医薬品委員会事務局が認める特別な目的を持つ食品の栄養安全性評価機関から発行された特別な目的を持つ食品評価報告書
10. 食品別の告示に基づいた品質規格と製品の品質分析結果の比較表
11. 製品の品質分析結果とラベルの比較表
12. 原材料中の食品添加物使用量検査書（任意）
13. 製品中の食品添加物使用量検査書（任意）
14. 製造施設証明書（GMP製造基準適合証明書）（E-submissionシステム内でのみ提出）
15. タイ語の食品ラベル
16. 外国語の食品ラベル（任意）と英語ではない場合は翻訳
17. 食品ラベル上の文言又は記号の裏付けとなる証拠又は文書（任意）
18. 関連するその他の証拠又は文書（任意）
19. 食品サンプル(任意)

手数料：

1. 申請料金4,000バーツ
2. 申請料金1,330バーツ（以前に承認された製法と成分を参照した食品の場合申請者は同一法人であること）
3. 係官にe-submissionシステムへの入力を依頼する場合500バーツ

1.7.4 健康製品輸入通知書(License per Invoice) システムへの登録¹³

食品医薬品委員会事務局は同局の監督下にある健康製品(医薬品、食品、医療機器、化粧品、習慣性薬物、向精神薬、家庭及び公衆衛生で使用される有害物質)の輸入において、「健康製品輸入通知書 (License per Invoice) 」の作成を義務付けている。「健康製品輸入通知書 (License per Invoice) 」は、食品医薬品委員会事務局がインボイス記載のアイテムに従った健康製品の輸入の確認書として発行する書類を指し、関税局のNSWシステムで輸入を申告する際に利用される。システムの利用登録の申請場所及び必要書類は以下の通りである。

申請書提出場所：健康製品総合サービスセンター（One Stop Service Center(OSSC)）第6ビル5階

必要書類

- ・ システム利用申請書
- ・ 会社登記証明書コピー
- ・ 身分証明書コピー
- ・ 委任状（あれば）
- ・ 委任者-受任者の身分証明書コピー（あれば）

¹³ 食品医薬品委員会事務局告示「健康製品輸入における電子情報連結」
<https://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/091/64.PDF>

License per Invoice使用手順

<https://logistics.fda.moph.go.th/lpi-license-per-invoice/%20steps-for-using-license-per-invoice>

1.7.5 疑似番号システムへの登録、疑似番号の取得¹⁴

「健康製品輸入通知書 (License per Invoice) 」では、食品登録番号を記載することが求められるが、食品登録番号を持たない一般食品及び自身の食品製造に使用するために輸入する原材料には、食品部が構築したシステムである「疑似番号 (เลขเสมือน) システム」にて疑似番号を取得することが求められる。

このシステムでは簡易的な食品登録番号(疑似番号)を登録することが出来る。この番号は、輸入業者、商品と紐付いており、同じ輸入業者が同じ商品を輸入する場合は、同じ番号を使用することが出来る。システムの利用登録の申請場所及び必要書類は以下の通りである。

申請書提出場所：食品医薬品委員会事務局食品部第3ビル5階518号室

必要書類

- ・システム利用申請書
- ・会社登記証明書コピー
- ・身分証明書コピー
- ・食品輸入許可書コピー (Orr.7)
- ・委任状 (あれば)
- ・委任者-受任者の身分証明書コピー (あれば)

この項目に関する問い合わせ先：

部署名：食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

食品輸入業務許可：Tel: +66-2-590-7320 , +66-2-590-7033

食品登録番号の申請：Tel. +66-2-590-7208, +66-2-590-7209

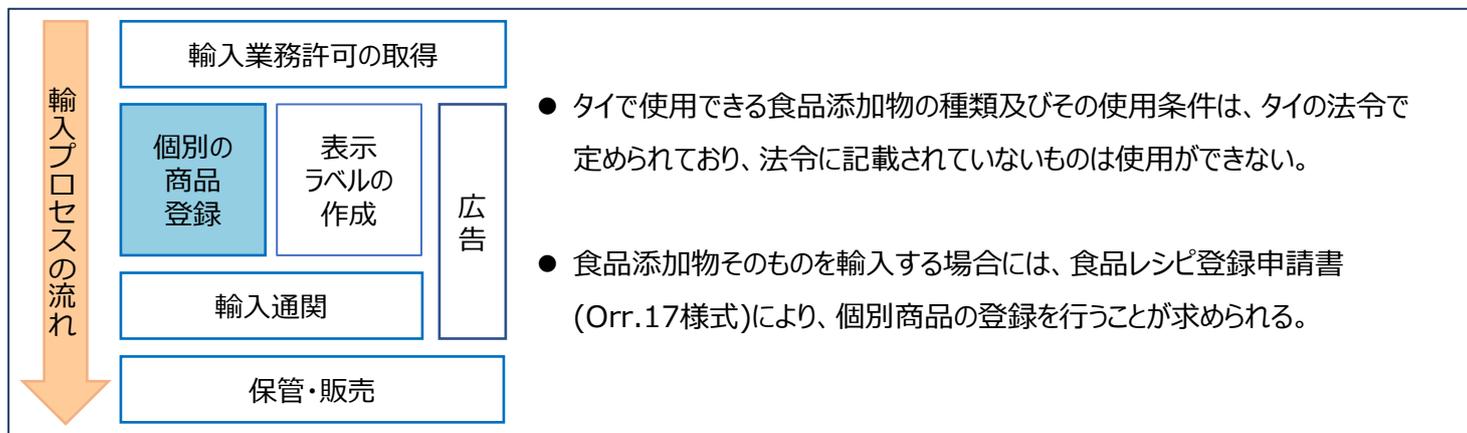
ウェブサイト: <https://food.fda.moph.go.th/>

14 疑似番号システムへの登録 <https://food.fda.moph.go.th/lpi/category/enable-access-to-the-system>

第2章 食品安全関連の規制

(A) 食品の基準値等に関するもの

2.1 食品添加物



2.1.1 使用できる食品添加物¹

タイで使用できる食品添加物の種類及びその使用条件は、保健省告示第444号（2023年）「食品添加物の基準・条件・使用方法・割合の規定」（第3版）の付属文書で確認することが出来る。付属文書にないものについては、使用することができない。なお、使用できる食品添加物の種類及び使用条件に関する告示は、数年おきに更新されている。（注：保健省告示第444号の施行日（2023年12月7日）より前に、旧告示第418号に基づきFDAから承認された食品添加物を使用している販売目的の食品については、製造者や輸入者は施行日から2年間は引き続きその食品を販売することが可能。）

食品医薬品委員会事務局ウェブサイトでは、タイ語及び英語で各食品添加物の使用条件を検索することが出来るデータベースとともに、食品添加物の使用方法を解説するマニュアルも公開されている。

・食品添加物検索データベース (Food Additive Search)

https://alimentum.fda.moph.go.th/FDA_FOOD_MVC/Additive/Main

・食品添加物使用マニュアル（2024年1月版）

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=510447587007012864&name=LawFoodAd.pdf>

タイ法令（2024年2月現在は保健省告示第444号）で使用条件が設定されていない食品添加物を使用出来るようになるためには、食品医薬品委員会事務局に使用条件の設定申請を行うことが求められる。なお、使用条件の設定申請を行うには、CODEX又はタイ食品医薬品委員会事務局告示により、食品添加物の品質・規格が設定されていることが求められる。設定されていない場合は、まず品質・規格の設定申請を行い、審査を受け、その後使用条件の設定申請を行い、審査を受けるという二つのプロセスを踏むことが求められる。この工程の概要は以下の通りである。詳細は食品医薬品委員会事務局食品部にて確認することが出来る。

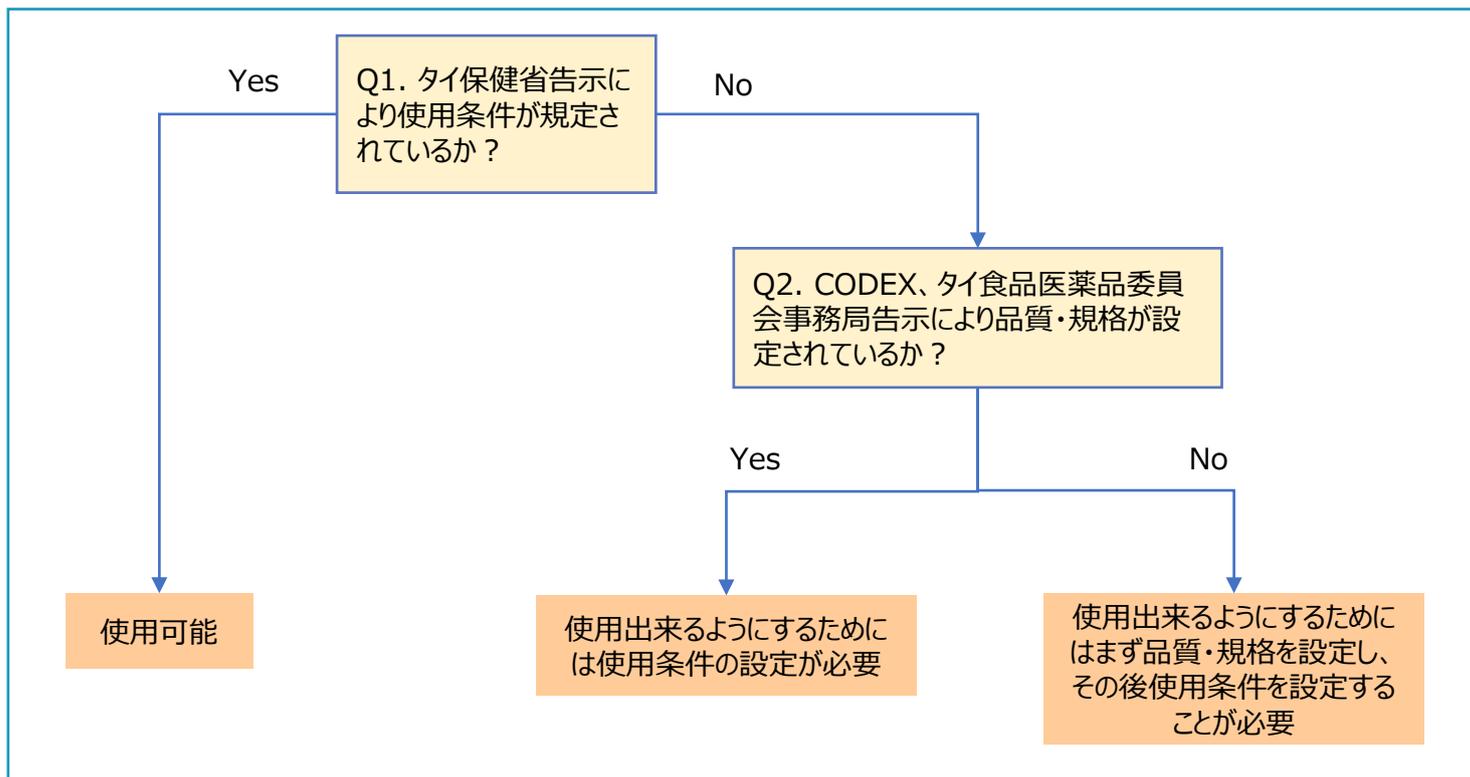
¹ 保健省告示第444号（2023年）「食品添加物の基準・条件・使用方法・割合の規定」（第3版）

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=573326216132698112&name=P444.pdf>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/57.pdf

なお、天然着色料（クチナシ黄など）に関しては、FDAウェブサイトに掲載されている「植物または動物の一部から得た色素の品質・規格の規定」で定める天然着色料の定義に該当し、基準を満たしたものの、かつ、天然着色料リスト（色素抽出に認められている動物・植物リスト）に記載されている天然着色料については、保健省告示第444号の適用外となり使用することが可能²。

図2.1-1 タイで使用することが出来る食品添加物および使えるようにするために必要なプロセス³



2.1.2 食品添加物の輸入許可申請

食品添加物を輸入する場合、食品法上、食品添加物は特定管理食品に該当するため、食品レシピ登録申請書（Orr.17様式）を申請し食品登録番号を取得することが求められる。特定管理食品に該当する食品の輸入許可申請プロセスは第1章「1.7 食品医薬品委員会事務局における輸入手続きの概要」を参照。

対象品目：食品添加物(特定管理食品)

申請先：保健省食品医薬品委員会事務局（e-Submissionシステム）

申請様式：Orr.17様式 食品レシピ登録申請書

許可証：Orr.18様式 食品レシピ登録証明書

2. ジェトロビジネス短信 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/11/c8a35ebd24b45090.html>

食品医薬品委員会事務局への聞き取り調査を元に作成

3 食品添加物安全性評価マニュアル（2023年9月8日版）

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=521920666962894848&name=Guide-9.1.pdf>

2.1.3 食品添加物に関する規制⁴

食品添加物に関する法令は多数公布されている。食品医薬品委員会事務局によると、関連法令には加工助剤、酵素に関するものも含まれている。食品添加物については、品質・規格を定める告示と使用条件を決める告示が別に公布されている。

A. 食品添加物 food additive

A. 品質・規格：

- 保健省告示第281号（2004年）食品添加物
- 食品医薬品委員会事務局告示 単一の食品添加物の品質・規格の規定（第1版～第4版）
- 食品医薬品委員会事務局告示 複合食品添加物の品質・規格の規定
- 食品医薬品委員会事務局告示 食品の品質規格保持物質の品質・規格の規定
- 植物または動物の一部から得た色素の品質・規格の規定
- 植物または動物の一部からの色素抽出に使用を認可する植物または動物のリスト
- ベニコウジ色素（赤）（*Monascus color (Red)*）の品質・規格の規定
- サワードウ（Active Sourdough）の品質・規格の規定

B. 使用条件：

- 保健省告示第381号（2016年）食品添加物 ※付属文書は廃止済
- 食品医薬品委員会事務局により追加で認可された使用条件リスト（PAPRIKA EXTRACT）（2024年12月27日版）
- 保健省告示第417号（2020年）食品添加物の基準・条件・使用方法・割合の規定（第1版）
- 保健省告示第444号（2023年）食品添加物の基準・条件・使用方法・割合の規定（第3版）

C. ラベル表示：

- 保健省告示第363号（2013年）食品添加物（第2版）
- 保健省告示第372号（2015年）食品添加物（第3版）
- 保健省告示第367号（2014年）包装食品のラベル表示
- 保健省告示第383号 包装食品のラベル表示(第2版)

D. 分析方法：

- 食品医薬品委員会事務局告示 CODEXの規程と異なる食品添加物の分析方法使用ルール

E. 関連するガイドラインおよびルール：

- 使用禁止原料および製造・輸入・販売禁止食品
- 食品添加物の品質保持のために他の食品添加物を使用している場合のルールおよびガイドライン（2024年3月15日版）

⁴ 食品医薬品委員会事務局ウェブサイト食品添加物関連告示まとめ <https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/additives>

- 香料と甘味料の両方の特性を持つステビオール配糖体 (STEVIOL GLYCOSIDES) を検討するためのガイドライン (2024年1月版)
- 焼き菓子の型に塗布またはスプレーコーティングする加工助剤として使用する製品の承認を検討するためのガイドライン (2024年1月版)

イ. 酵素 enzyme

A. 品質・規格および使用条件 :

- 保健省告示第443号 食品製造に使用される酵素
- 食品医薬品委員会事務局告示 保健省告示第443号「食品製造に使用される酵素」の解説

ウ. 食品に使用される洗浄および殺菌製品 (Cleaning or Sanitizing Products for Food)

A. 品質・規格および使用条件 :

- 保健省告示第412号 食品に使用される洗浄および殺菌製品
- 食品医薬品委員会事務局告示 保健省告示第412号「食品に使用される洗浄および殺菌製品」の解説
- 食品医薬品委員会事務局告示 アルキルポリグリコシドの品質・規格の規定
- 食品医薬品委員会事務局告示 塩素化リン酸三ナトリウムの品質・規格の規定
- 食品医薬品委員会事務局告示 次亜塩素酸ナトリウムの品質・規格の規定
- 食品医薬品委員会事務局告示 次亜塩素酸カルシウムの品質・規格の規定
- 食品医薬品委員会事務局告示 宿主細胞として大腸菌BL21(DE3) (*Escherichia coli* BL21 (DE3))を使用する混合加水分解酵素 (Mixed hydrolase) の品質・規格の規定

B. 関連するガイドラインおよびルール :

- 食品に使用される洗浄剤の有効性を評価するためのガイドライン

エ. 食品製造に使用される微生物 (Microbial food cultures)

A. 品質・規格および使用条件 :

- 食品医薬品委員会事務局告示 単一の食品添加物の品質・規格の規定 (第2項(5)、(7)、(8)、(9))
- 食品製造に使用される微生物の品質・規格の規定
- *Saccharomyces cerevisiae* イーストから得られた生鮮イーストの品質・規格の規定

B. 関連するガイドラインおよびルール :

- コンブチャの製造工程におけるリスク管理に関するガイドライン (KOMBUCHA BREWING)

この項目に関する問い合わせ先 :

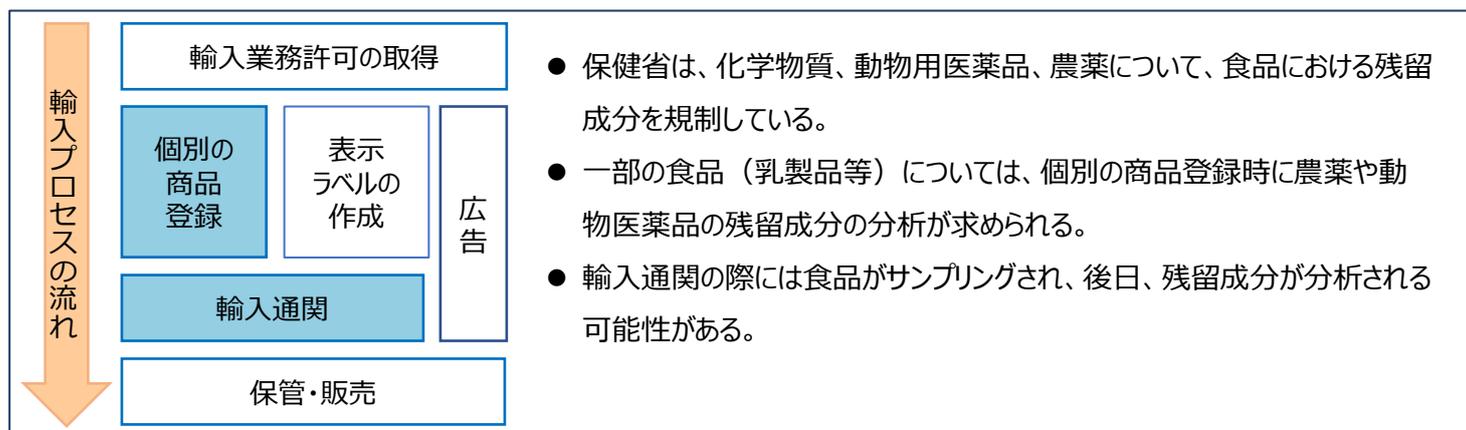
部署名 : 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

電話番号 : 食品添加物輸入許可申請 Tel. +66-2-590-7220

新規食品添加物登録のための食品安全性評価 Tel. +66-2-590-7178-9

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

2.2 残留成分



2.2.1 残留成分に関する規制

化学物質、動物用医薬品、農薬については、食品中の残留成分についての規制があり、食品法(1979年)に基づき、検査・サンプリング等が行われる可能性がある。違反が確認された場合は、食品法(1979年)に従い罰則が科せられる可能性がある。例えば、法令に適合しない残留成分を含有し規格不適合食品とみなされた食品の輸入は、5万バーツの罰金。不純食品とみなされた食品の輸入は、2年以下の禁固刑若しくは2万バーツ以下の罰金刑、又はその両方。

2.2.2 化学物質の残留成分に関する規制¹

食品医薬品委員会事務局は、一部の事業者は化学物質を誤った方法で使用しており、消費者の健康に危害を与える可能性があるとして、残留成分に関する基準を設定し、規制している。全食品を対象に、保健省告示第269号（2003年）、第299号（2006年）において、食品中不検出とする化学物質に関する基準が規定されている。不検出とされている化学物質は、以下の通り。

1. クロラムフェニコール及びその塩（Chloramphenicol and its salts）
 2. ニトロフラゾン及びその塩（Nitrofurazone and its salts）
 3. ニトロフラントイン及びその塩（Nitrofurantoin and its salts）
 4. フラゾリドン及びその塩（Furazolidone and its salts）
 5. フラルタドン及びその塩（Furaltadone and its salts）
 6. マラカイトグリーン及びその塩（Malachite Green and its salts）
 7. βアゴニスト及びその塩（β-Agonist chemical groups and its salts）
- 1～7の物質の代謝物を含む。

1 保健省告示第269号（2003年）「β-agonist類の化学物質に汚染されている食品の基準について」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509320862671970304&name=P269.pdf>
 保健省告示第299号（2006年）「特定の化学物質に汚染されている食品の基準について」（第2版）
<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2549/E/097/6.PDF>

保健省告示：

No.	公布日	告示名	概要
1	2003年4月21日	保健省告示第268号「特定の化学物質に汚染されている食品の基準について」	食品からの検出が禁じられる化学物質、また、検出量が一定以下であることが求められる化学物質について規定。
2	2003年4月21日	保健省告示第269号「β-agonist 類の化学物質に汚染されている食品の基準について」	食品から、β-agonist 類の化学物質の検出を禁じる旨を規定。
3	2006年8月18日	保健省告示第299号「特定の化学物質に汚染されている食品の基準について」（第2版）	食品からの検出が禁じられる化学物質を追加。

食品医薬品委員会事務局告示：

No.	公布日	告示名	概要
1	2006年8月18日	食品医薬品委員会事務局告示「特定の食品における化学物質分析条件および方法」	保健省告示第268号および第269号の解説。

2.2.3 動物用医薬品の残留成分に関する規制²

人間の食用とするため家畜(肉用家畜、搾乳用家畜、家禽、養殖水産物、養蜂等)において、疾病の予防、家畜の体型・行動の恣意的な変更等を目的に、動物用医薬品が使用されることがある。これらの動物用医薬品は、食品に加工された際にもまだ残留していることがあり、食品医薬品委員会事務局は、残留成分の基準を設け規制している。食品における動物用医薬品の残留は、保健省告示第303号付属文書に従ったMRL（最大残留基準値）を超えないものと規定されている。

保健省告示：

No.	公布日	告示名	概要
1	2007年7月10日	保健省告示第303号「動物用医薬品が残留する食品について」	動物用医薬品のMRL（最大残留基準値）を規定。

² 保健省告示第303号（2007年）「動物用医薬品が残留する食品について」
<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2550/E/108/1.PDF>

2.2.4 農薬の残留成分に関する規制³

農産物の生産にあたっては、病害虫・雑草の予防・駆除のため様々な農薬が使用されている。これらの農薬は、食品中に残留する可能性があり、食品医薬品委員会事務局は、消費者の安全を確保するため残留成分の基準を設け規制している。概要は以下の図の様にまとめることが出来る。

生鮮青果物の検査は「残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜および果物監視施策に従ったガイドライン」⁴に従い、食品医薬品検査所において青果物を非常に高リスク(Very high risk)、高リスク(High risk)、低リスク(Low risk)の3つのグループに分けて行われる。

非常に高リスク（「品質規格不適合により厳格な検査が行われる輸入青果物情報リスト」⁵に掲載されている、過去に問題が検出された特定事業者の特定の品目）に該当する場合、輸入者は担当官が収集したサンプル（1～2kg）を分析機関に送り、輸入者の費用負担により残留農薬検査を行う。検査結果が出るまで、商品は留め置かれる。ただし、商品留め置きに同意する旨を含む宣誓書を作成すれば、通関はできるが、流通は留め置き撤回後となる。検査結果に応じて輸入の可否が判断される。検査の結果、3回連続で基準に適合した輸入が行われた場合は非常に高リスクグループのリストから除外される。検査分析結果（Certificate of Analysis, COA）を取得し、通関時に提示すれば検査は免除される。

高リスク（食品医薬品検査所による過去のサンプリングで農業残留有害物質が検出され、その割合がサンプル数の20%超であり、うち上位5位となった生鮮青果物⁶）に該当する場合、担当官がサンプル約2kgを分析機関に送り残留農薬検査を行うことがある。低リスク（非常に高リスク・高リスク以外の生鮮青果物）に該当する場合、担当官が約2kgのサンプルに対し簡易テストキット（GT-Pesticide test kit および GPO-TM/2 kit）によるサンプル検査を行うことがあり、農薬の残留が疑われる場合は、分析機関にて検査が行われる可能性がある。高リスク、低リスクともに、検査結果を待つことなく、通関できるが、検査の結果、基準不適合が確認された場合は商品の回収が指示される。

検査により違反が発覚した場合は、前述の罰則等の適用可能性があるほか、輸出者名などがタイ保健省ウェブサイトで公表されるとともに、次回以降の輸入時には非常に高リスクリストに追加され、輸入者負担で指定機関での検査等が必須となる可能性がある。

3 保健省告示第387号（2017年）「残留有害物質を含有する食品」

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509401256515739648&name=P387.PDF>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/4.pdf

保健省告示第419号（2020年）「残留有害物質を含有する食品」第3版

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509430512897630208&name=P419.pdf>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/22.pdf

4 2022年度版残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜および果物監視施策に従ったガイドライン

タイ語原文 <https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=538168991101886464&name=ImportVegFruit1.pdf>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/36.pdf

5 品質規格不適合により厳格な検査が行われる輸入青果物情報リスト

タイ語原文：https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=606046158594383872&name=Retention_VHR_2024.03.06.pdf

6 2022年度 高リスク (High risk) グループの青果物別COA に表示すべき残留農業有害物質リスト

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/38.pdf

表2.2-1 食品中の残留農薬に関する規制の概要

検出不可	保健省告示第387号「残留有害物質を含有する食品」のリスト1および保健省告示第419号「残留有害物質を含有する食品」第3版の付属文書 1（2020年12月時点87種）に含まれている物質は検出不可
基準値以下 で検出可	1. 農薬使用による残留
	1.1 保健省告示第387号「残留有害物質を含有する食品」リスト2(保健省告示第393号、同第419号により改正有り)にて規定されている農薬成分の場合：リスト2にて規定されたMRL値以下
	1.2 保健省告示第387号「残留有害物質を含有する食品」リスト2(保健省告示第393号、同第419号により改正有り)にて規定されていない農薬成分であって、CODEXによりMRL値が規定されている場合：CODEXにより規定されたMRL値以下
	1.3 「1.2で設定されていないもの」
	A. 保健省告示第387号「残留有害物質を含有する食品」リスト3にてDefault Limitsが規定されている場合：Default Limits以下 B. 保健省告示第387号「残留有害物質を含有する食品」リスト3にてDefault Limitsが規定されていない場合：食品1グラム中、残留成分は0.01ミリグラム以下
	2. 環境からの汚染等、避けられない理由による残留 保健省告示第387号「残留有害物質を含有する食品」リスト4に従う

保健省告示⁷

No.	公布日	告示名	概要
1	2017年8月18日	保健省告示第387号「残留有害物質を含有する食品」	検出が禁止される成分、基準値内の残留が認められる成分及び基準値、分析方法等を規定。
2	2018年9月24日	保健省告示第393号「残留有害物質を含有する食品」(第2版)	保健省告示第387号「残留有害物質を含有する食品」を改正し、リスト2への成分及びMRL値の追加を規定。
3	2020年9月25日	保健省告示第419号「残留有害物質を含有する食品」(第3版)	保健省告示第387号「残留有害物質を含有する食品」を改正し、検出が禁止される成分の追加等を規定。

食品医薬品委員会事務局告示：

No.	公布日	告示名	概要
1	2017年8月18日	食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第387号「残留有害物質を含有する食品」の解説」	保健省告示第387号を解説
2	2018年11月5日	食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第393号「残留有害物質を含有する食品」(第2版)の解説」	保健省告示第393号を解説

この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7178-9

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

⁷ 保健省告示第387号「残留有害物質を含有する食品」

タイ語原文： <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509401256515739648&name=P387.PDF>

和訳： https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/4.pdf

保健省告示第393号「残留有害物質を含有する食品」(第2版)

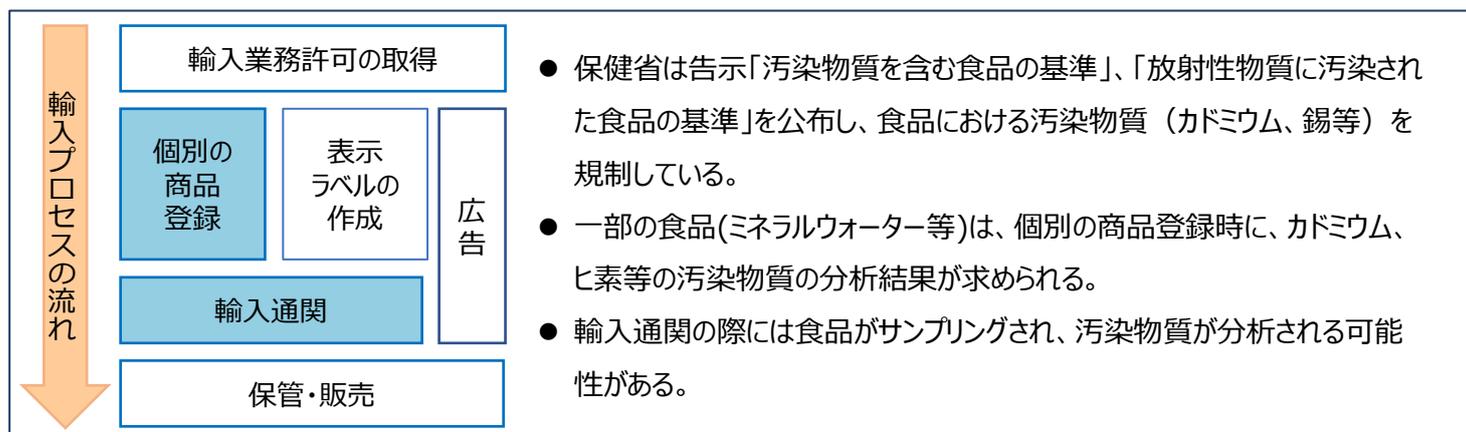
タイ語原文： http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2561/E/264/T_0010.PDF

保健省告示第419号「残留有害物質を含有する食品」(第3版)

タイ語原文： <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509430512897630208&name=P419.pdf>

和訳： https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/22.pdf

2.3 汚染物質



2.3.1 汚染物質に関する規制¹

カドミウム、錫等といった汚染物質については、食品における含有についての規制があり、食品法(1979年)に基づき、検査・サンプリング等が行われる可能性がある。違反が確認された場合は、従い罰則が科せられる可能性がある。例えば、法令に適合しない残留成分を含有し規格不適合食品とみなされた食品の輸入は、5万バーツの罰金。不純食品とみなされた食品の輸入は、2年以下の禁固刑若しくは2万バーツ以下の罰金刑、又はその両方。

保健省告示：

No.	公布日	告示名	概要
1	2020年5月20日	保健省告示第413号「汚染物質を含有する食品基準の改正補足」	個別食品を規定する保健省告示における汚染物質規定の取り消し(保健省告示第414号へ統合)
2	2020年5月20日	保健省告示第414号「汚染物質を含有する食品基準」	汚染物質を含有する食品に関する基準を規定

食品医薬品委員会事務局告示：

No.	公布日	告示名	概要
1	2020年6月4日	食品医薬品委員会事務局告示「汚染物質を含有する食品基準を定める保健省告示の解説」	保健省告示第413号及び第414号を解説

¹ 保健省告示第414号（2020年）「汚染物質を含有する食品基準」

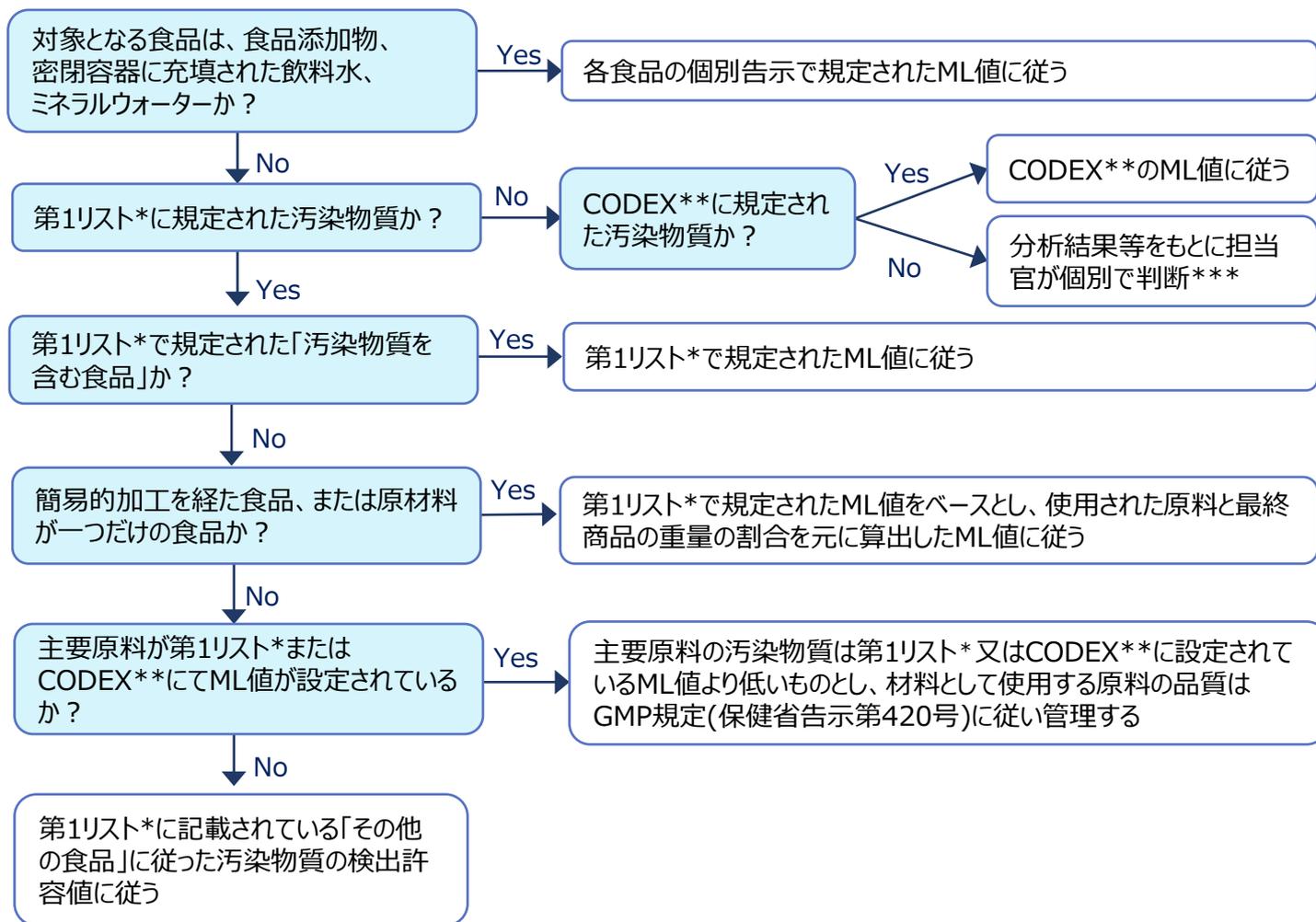
タイ語原文：https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/118/T_0017.PDF

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/14.pdf

2.3.2 汚染物質の最大基準値²

汚染物質の最大基準値(ML値)は以下の様にまとめることが出来る。なお、ここでいう「第1リスト」とは保健省告示第414号「汚染物質を含む食品の基準」の第1リストを指す。

図2.3-1 汚染物質の最大基準値 (ML値) の確認方法



備考： * 保健省告示第414号「汚染物質を含有する食品基準」第1リスト

** CODEX STAN 193-1995 最新の食品および飼料における汚染物質および毒素の基準

*** 食品輸入業者は分析結果等の資料を食品医薬品委員会事務局に提出しなければならない。³

※なお、2023年12月現在、第414号で個別の汚染物質ML値が設定されていない(1) 乾燥唐辛子および粉唐辛子に含まれるアフラトキシン、(2) コーヒー製品に含まれるオクラトキシン、(3) ジャガイモに含まれるグリコアルカロイドについて調整が検討されている。⁴

2.保健省告示第414号（2020年）「汚染物質を含有する食品基準」

タイ語原文：http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/118/T_0017.PDF

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/14.pdf

食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示汚染物質を含有する食品基準の解説」

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509709727131901952&name=63_Contaminants.pdf

3.食品医薬品委員会事務局への電話による確認 Tel. 0-2590-7178 0-2590-7173

4.保健省告示第414号の基準値の調整による影響に関する意見公募<https://food.fda.moph.go.th/press-release/new-law-4931>

2.3.3 放射性物質に汚染された食品の基準の概要⁵

食品医薬品委員会事務局は、日本から輸入される食品の一部に対して、基準値を上回る放射性物質の検出がないよう規制し、輸入時に必要な書類を定めている。関連する告示は保健省告示第334号「放射性物質に汚染された食品の基準」及び保健省告示第371号「放射性物質汚染リスクがある食品の輸入条件の規程」である。概要は以下の通りである。

対象品目：

1. 福島県、群馬県、宮城県のイノシシ、キジ、鹿肉

必要書類：食品種、放射性物質検出量、生産地が明記された分析証明書

2. 福島県、群馬県、宮城県以外のイノシシ、キジ、鹿肉

必要書類：原産値証明書

告示の概要：

1. ヨウ素-131(¹³¹I, Iodine-131)が100ベクレル/キログラム(Bq/kg)またはベクレル/リットル(Bq/L)以下であること
2. セシウム-134(¹³⁴Cs, Cesium-134), セシウム-137(¹³⁷Cs, Cesium-137)、合計が500ベクレル/キログラム(Bq/kg)またはベクレル/リットル(Bq/L)以下であること

この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7178-9

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

⁵ 保健省告示第334号「放射性物質に汚染された食品の基準」

タイ語原文：<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2554/E/042/26.PDF>

保健省告示第414号「汚染物質を含有する食品基準」

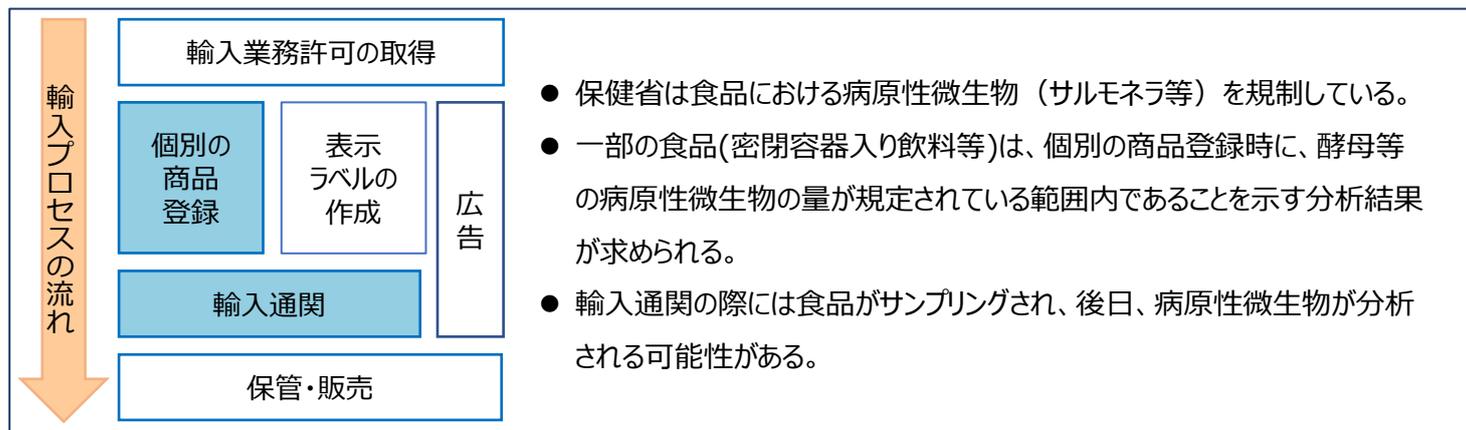
タイ語原文：http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/118/T_0017.PDF

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/14.pdf

保健省告示第371号「放射性物質汚染リスクがある食品の輸入条件の規程」

タイ語原文：<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2558/E/096/37.PDF>

2.4 病原性微生物



2.4.1 病原性微生物に関する規制¹

サルモネラ等といった病原性微生物については、食品における含有についての規制があり、食品法(1979年)に基づき、検査・サンプリング等が行われる可能性がある。当該規制においては、消費者の安全を確保するため、病原性微生物を含有してはいけない食品、許容範囲内であれば含有が認められる食品、そして病原性微生物に関する規定が無い食品に分けられている。概要は以下の通りである。

表2.4-1 病原性微生物規制の分類

食品種	規制内容
保健省告示第416号付属文書1に規定されている43品目の食品	
同号付属文書2に規定されている病原性微生物	同号付属文書2の基準に従う
同号付属文書2に規定されていない病原性微生物	含有してはならない
同号付属文書1に規定されている43品目以外の食品	規制対象外

備考：補助食品及び食品添加物は、別途個別告示の内容に従う必要がある

保健省告示：

No.	公布日	告示名	概要
1	2020年9月2日	保健省告示第415号「病原性微生物の品質規格、規程、条件」	個別食品を規定する保健省告示における病原性微生物規定の取り消し
2	2020年9月2日	保健省告示第416号「病原性微生物の品質規格、規程、条件、分析方法」	病原性微生物の品質規格、規程、条件、分析方法を規定

¹ 保健省告示第416号「病原性微生物の品質規格、規程、条件、分析方法」

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509428088690581504&name=P416.PDF>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/16.pdf

食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第416号「病原性微生物の品質規格、規程、条件、分析方法」の解説」

タイ語原文：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509711629370400768&name=416_QualitySetting.pdf

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/17.pdf

食品医薬品委員会事務局告示：

No.	公布日	告示名	概要
1	2020年10月30日	食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第416号「病原性微生物の品質規格、規程、条件、分析方法」の解説」	保健省告示第416号の解説

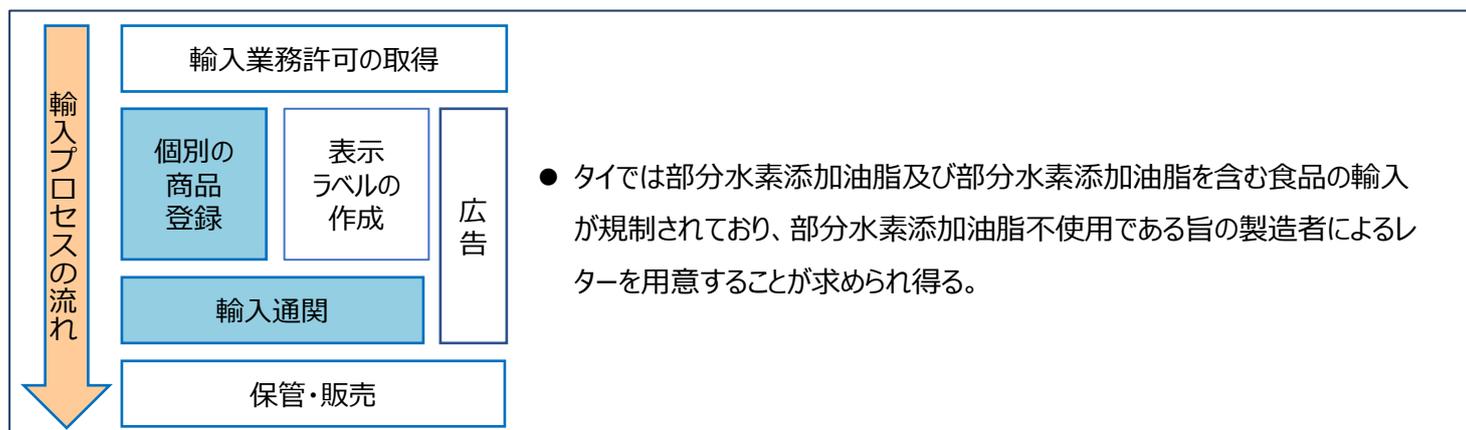
この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7178-9

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

2.5 部分水素添加油脂(トランス脂肪酸関連)



2.5.1 部分水素添加油脂に関する規制¹

保健省は2018年に保健省告示第388号(2018年)「製造・輸入・販売禁止食品」を公布し、2019年1月から、部分水素添加油脂及び部分水素添加油脂を使用した食品の製造・輸入・販売を禁止した。マーガリン、パン、ケーキ、クッキーなどの部分水素添加油脂を使用している可能性がある食品は、輸入通関の際に係官から指摘を受け、使用していない旨の証明を求められることがある。(個別商品の登録時にも求められることがある。)法令に違反した場合は、食品法(1979年)第50条に従い、6ヶ月から2年間の禁固刑及び5,000バーツから2万バーツの罰金刑が科される可能性がある。

2.5.2 規制の対象範囲

規制の対象となる部分水素添加油脂(Partially Hydrogenated Oil, PHOs)とは、部分水素添加プロセスを経た植物及び動物由来の油脂を指す。完全水素添加(Fully hydrogenation)、エステル交換(Inter-esterification)等、その他のプロセスを経た油脂は含まれない。

本規制の導入背景には、トランス脂肪酸(Trans Fat)の危険性があると保健省はしている。トランス脂肪酸は、心血管疾患の主な要因であるおそれがあり摂取を管理すべきとの観点から、トランス脂肪酸の主な発生源として、部分水素添加油脂は規制されている状況である。

一方、食品からトランス脂肪酸が検出されること自体は禁止されていない。部分水素添加により生じるトランス脂肪酸以外にも、天然由来のトランス脂肪酸が存在しており、天然由来のトランス脂肪酸は、反芻動物の肉である牛肉や水牛肉に含まれており、またそれらの調製品(牛乳、バター、チーズ等)から検出され得る。その量は微量であり、規制の対象とはなっていない。

1 保健省告示第388号(2018年)「製造・輸入・販売禁止食品」

タイ語原文：<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2561/E/166/5.PDF>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/5.pdf

食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第388号(2018年)「製造・輸入・販売禁止食品」の解説」

タイ語原文：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509565823984214016&name=388_trans_fat.pdf

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/6.pdf

2.5.3 検査対象となりやすい食品²

食品医薬品委員会事務局告示では、管理対象となる「部分水素添加油脂を使用している可能性がある食品」として以下の食品を挙げており、これらを輸入する際には輸入通関時に「食品製造において部分水素添加油脂を使用していないことを示す保証レター(Letter of Confirmation)」の提示が求められる。また、サンプリング検査が行われる可能性もある。当該レターについては、食品医薬品委員会事務局指定の様式は存在しておらず、タイの輸入業者の指示に従い、日本の事業者が準備を行うのが一般的である。レターの発行者は、輸出入業者ではなく、製造者である必要がある。なお、下記の食品はあくまで例示であり、これら以外の食品に上記レターの提示が求められることを妨げるものではないことに注意。

- ・ マーガリン、ショートニング
- ・ パン、ケーキ、パイ、パフ、パン菓子、クッキー等のベーカリー製品
- ・ 部分水素添加油脂を使用し、大量の油を使って揚げた食品。表面はパリッと黄色く、中はふんわりとした状態の良い食品に仕上げるために、高温で調理する必要がある。例：揚げドーナツ
- ・ 食品ラベルの主要原材料表示に「マーガリン、ショートニング、植物油」を原材料として含むと記載されている食品

レター以外にも、製品品質規格(Specification)、分析証明書(Certificate of Analysis)について、輸入者は用意しておくことが食品医薬品委員会事務局から推奨されている。これらの用意は、レターと異なり任意。(なお、食品医薬品委員会事務局によると、レターに代えて、分析証明書のみでも輸入は可能。分析証明書のみでの輸入は、ISO/IEC17025認定を受けた機関が発行する証明書である必要があること、トランス脂肪酸値が検出された場合は天然由来であると疑義のない程度に低いものである必要があること、レター提示に比べると通関時間を更に要する可能性があること等に留意。)

この項目に関する問い合わせ先：

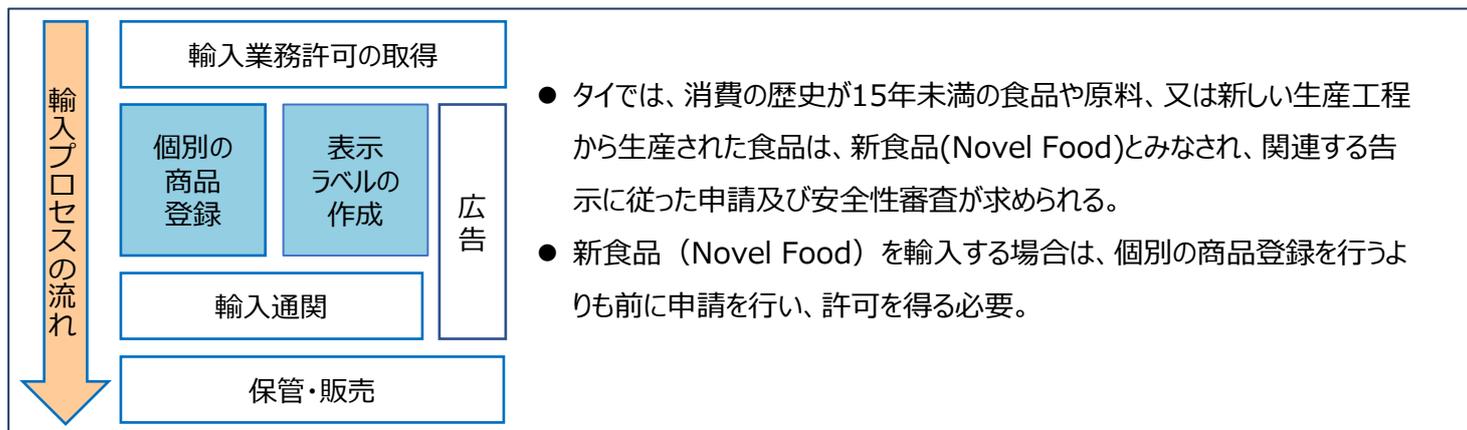
部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7185, +66-2-590-7173

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

2 「保健省告示第388号(2018年)「製造・輸入・販売禁止食品」に従うためのマニュアル
https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512217294336827392&name=manual_388.pdf

2.6 新食品 (Novel Food)



2.6.1 Novel Foodに関する規制¹

保健省は保健省告示第376号(2016年)「新食品(Novel Food)」にて、新食品(Novel Food)を以下のとおり定義。ただし食品添加物、遺伝子組換え食品は、食品安全性評価の詳細が異なるため、含まれない。

- (1) 食品又は食品の原料の消費の歴史が15年未満という学術資料があるもの。
- (2) 食品の成分・構造を有意に変化させる一般的ではない方法で製造された食品又は食品の原料。
- (3) 上記(1)又は(2)を原料とする食品。

上記の定義に該当する食品は新食品(Novel Food)と見なされ、当該食品を輸入する場合は、個別商品の登録よりも前に食品医薬品委員会事務局による安全性審査を受け、表示ラベルについても食品医薬品委員会事務局による許可を得ることが求められる。安全性審査の結果、品質・規格及び条件が食品医薬品委員会事務局により定められることとなり、定められるまでは輸入することができない。また、個別商品の登録時に、係官により商品の詳細が確認され、新食品(Novel Food)への該当が疑われた場合は、資料の追加提出を求められることがある。

告示に記載されている主な内容は以下の通り。

- (1) 新食品は、食品医薬品委員会事務局による食品安全性評価及び検討に基づく許可を受け、ラベルも食品医薬品委員会事務局に提出し許可を得てから使用すること。
- (2) 安全性評価は食品医薬品委員会事務局が認めた機関に依頼すること。
- (3) 新食品は食品医薬品委員会事務局が定めた品質・規格及び条件に従ったものであること。
- (4) 保健省告示第376号「新食品(Novel Food)」は2016年7月16日から施行されているが、輸出用にタイ国内で製造される新食品には適用されない。また同告示が施行される前に製造・輸入の許可を受けていた新食品には適用されない。

1 保健省告示第376号「新食品(Novel Food)」 www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2559/E/159/15.PDF
 食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第376号新食品(Novel Food)の解説」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509560720657096704&name=1.> (ข่าว) %20ประกาศ %20กระทรวง %20สาธารณสุข %20เรื่อง %20คำชี้แจง %20
 188. %20Novel_040716(FINAL-2)-New.pdf

2.6.2 新食品(Novel Food)の例²

食品医薬品委員会事務局によると、以下の様な食品が新食品(Novel Food)の例とされている。

1. 消費の歴史が15年未満の食品の例

・朝鮮人参の葉

朝鮮人参は通常根茎部分が食品として消費されているが、葉等他の部分は通常食品として消費されておらず、消費の歴史が15年未満である。このため朝鮮人参の葉は新食品(Novel Food)とみなされる。

・空心菜からの抽出物

空心菜は茎及び葉が食品として消費されているが、空心菜をエタノール等で何らかの成分を抽出し、その成分を食用とする場合、その成分は新食品(Novel Food)と見なされる。

2. 一般的ではない方法で製造された食品の例

・ナノテクノロジーを使用し、旧来から存在する食品製造方法より食品の原料の粒子(Particle)が小さくされている食品

・熱ではない手法による殺菌工程 (Non-thermal food pasteurization processes)を経ている食品

・圧力を活用した食品製造工程(High hydrostatic pressure processing)を経ている食品

2.6.3 Novel Foodの申請プロセス³

新食品の申請は2つのプロセスに大別することが出来る。1つ目のプロセスは食品医薬品委員会事務局が認めている外部機関への安全性評価の依頼である。このプロセスには90営業日の時間を要するとされている。

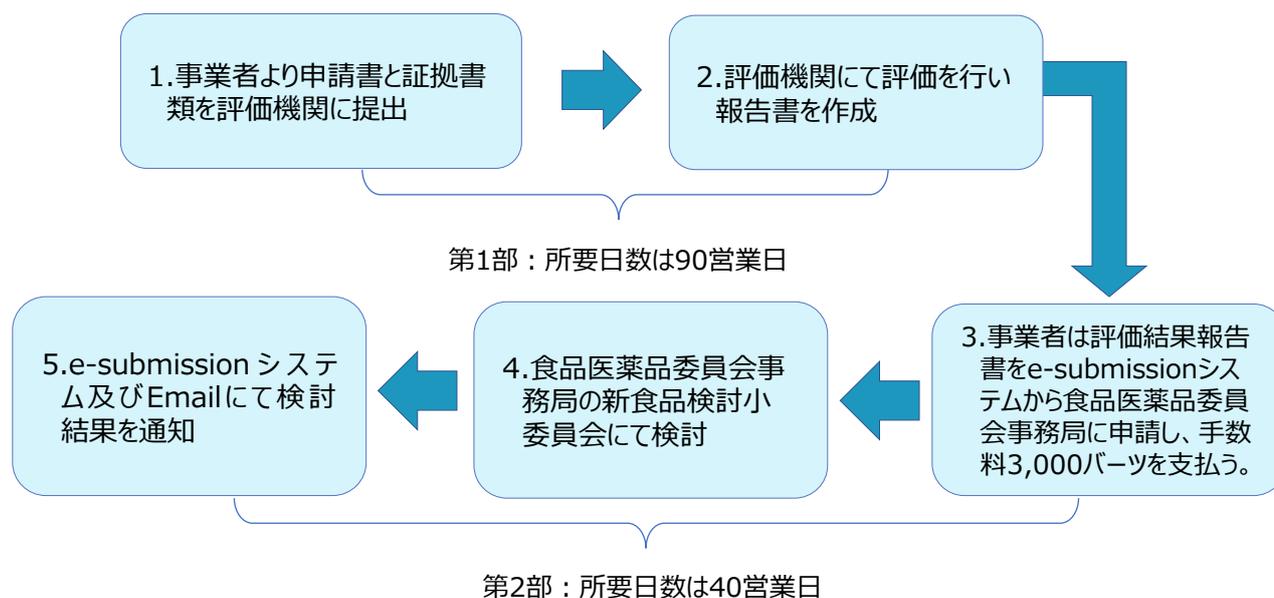
2つ目のプロセスは食品医薬品委員会事務局への申請及び食品に関する学術的分析検討小委員会への申請である。申請者は、e-submission システム (<http://privus.fda.moph.go.th>) を通じて1つ目のプロセスにおいて外部機関から得られた安全性評価の結果に証拠書類（食品・原材料に関する一般情報、食品としての消費の歴史に関する情報、食品・原材料の仕様書、製造工程・消費方法・保存期間、安全性情報）を添えて申請を行い、小委員会では新食品の品質・規格及び条件、消費に適切な使用方法及び使用量が検討される。このプロセスにかかる日数は40営業日とされている。許可された場合には、事業者はその通知書をもって個別商品の登録プロセスを進めることが出来る。

（上記プロセスの所要日数には書類の追加提出、書類の修正、説明等の日数は含まれない。）

² 食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第376号新食品(Novel Food)の解説」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509560720657096704&name=1>, (ร่าง)%20ประกาศ%20สธ%20เรื่อง%20คำชี้แจง%20ปฐก. %20Novel_040716(FINAL-2)-New.pdf

³ 食品安全性評価申請マニュアル 2023年9月12日版
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=470856744084578304&name=9.3.pdf>

図2.6-1 評価プロセス及び所要期間の概要



2.6.4 新食品(Novel Food)を審査可能な外部評価機関

食品医薬品委員会事務局によると、2024年2月現在で、以下の4カ所が新食品(Nobel Food)を審査可能な外部機関として登録されている。

表2.6-1 新食品(Novel Food)の審査が可能な外部評価機関⁴

組織名	評価費用※
Bureau of Quality and Safety of Food, Department of Medical Sciences, Ministry of Public Health	70,000バーツ/1成分 (別途書類事前確認費用5,000バーツ)
National Food Institute, Ministry of Industry	74,000バーツ/1成分(別途書類事前確認費用3,000バーツ、VAT7%)
Thailand Risk Assessment Center (TRAC) Institute of Nutrition, Mahidol University	90,000バーツ/1～2成分
National Center for Genetic Engineering and Biotechnology (BIOTEC), National Science and Technology Development Agency (NSTDA)	250,000バーツ/1成分(別途VAT7%)

この項目に関する問い合わせ先：

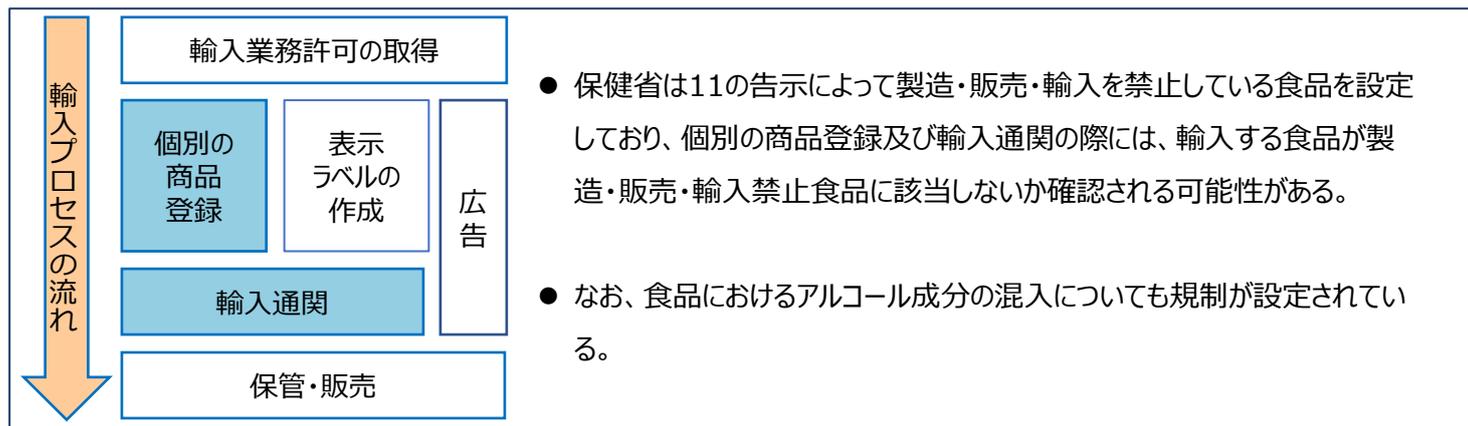
部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

電話番号： +66-2-590-7179

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

⁴ 食品医薬品委員会事務局告示「食品医薬品委員会事務局が認める安全評価機関名及び食品安全評価ガイドライン」
https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=517516718898290688&name=212_NovelFood.pdf
 各機関への電話確認

2.7 製造、販売、輸入を禁止している食品



2.7.1 製造、販売、輸入禁止食品に関する規制

食品法(1979年)第6条(8)により、保健大臣は、製造、販売、輸入を禁止する食品を規定し告示を公布する権限を付与されており、2024年1月現在、食品医薬品委員会事務局ウェブサイト¹によると、製造、販売、輸入禁止食品を規定する告示として、11本の告示が公布されている。これらの食品を輸入又は販売した場合は、食品法に従い6ヶ月～2年の禁固刑及び5,000～2万バーツの罰金が科せられ得る。

なお、これらの告示に規定されていない食品であっても、病虫害の侵入・まん延を防止するといった観点、家畜の伝染性疾病の侵入・まん延を防止するといった観点等から規制が行われ、輸入できない食品があることに注意。また、当然のことながら、法令に適合しない食品（使用が認められていない食品添加物を使用した食品、残留基準値を超える農薬を含む食品等）について、製造、販売、輸入が許容されるわけではない。

2.7.2 関連する告示の概要

以下は、製造、販売、輸入を禁止している食品に関する告示として、保健省が公表している11本となる。

A. 保健省告示第174号「輸入、販売禁止食品」(1996年)

ラベルに表示された消費期限/賞味期限を過ぎた次の食品を輸入・販売禁止食品とする。

1. 乳児用食品及び乳幼児用フォローアップ食品
2. 乳幼児用補助食品
3. 乳児用調製乳及び乳幼児用フォローアップ調製乳
4. 発酵乳
5. パスチャライズフレッシュミルク、パスチャライズ脂肪調整ミルク、パスチャライズ還元ミルク、パスチャライズフレーバーミルク、パスチャライズ乳の製品など
6. 特別な目的を持つ食品（糖尿病患者用食品、妊婦用食品等）

告示全文：

タイ語版：<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2539/D/103/71.PDF>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=549780708185481216&name=P174_EN.pdf

¹ 製造・輸入・販売禁止食品告示一覧

<https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/prohibited-food-to-be-produced-imported-or-sold>

イ. 保健省告示第263号「製造・輸入・販売禁止食品」(2002年)

サイズが直径4.5cm以下のグルコマンナン又はコンニャク粉を含む、保健省告示「そのまま食べられるゼラチン製品及びゼリーの表示」に基づくそのまま食べられるゼラチン製品及びゼリーを製造・輸入・販売禁止食品とする。

告示全文：

タイ語版：<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/103000.pdf>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=549789183389081600&name=P263_EN.pdf

ウ. 保健省告示第264号「製造・輸入・販売禁止食品」(2002年)

フグ全種類及びフグの身を成分に含む食品を製造・輸入・販売禁止食品とする。

告示全文：

タイ語版：<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/118560.pdf>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=549790468121174016&name=P264_EN.pdf

エ. 保健省告示第310号「食品容器及び包装内に食品ではないもの又は物質を含む食品」(2008年)

食品容器及び包装内における食品ではないもの又は物質の梱包に関する基準を以下のように定め、管理する。

1. 食品の品質又は基準の維持、食品の調味又は調理、食事又は食事の準備に必要な道具として使用する目的を持たない食品以外のもの又は物質を食品容器内に梱包してはならない。
2. 健康リスクが生じる可能性があり、消費者に食品と同じように食べることができると誤解させる食品以外のもの又は物質を食品容器内に梱包してはならない。

告示全文：

タイ語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509346075514118144&name=P310.pdf>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=549797276789383168&name=P310_EN.pdf

オ. 保健省告示第345号「製造・輸入・販売が禁止される食品の設定」(2012年)

遺伝子組み換え（Genetic modification）又は遺伝子工学（Genetic engineering）技術によるCry9C DNA Sequenceを有する食品及びこの食品を成分として含有する食品の製造・輸入・販売を禁止する。

告示全文：

タイ語版：<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2555/E/124/8.PDF>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509373438083866624&name=P345_E.pdf

カ. 保健省告示第377号「牛海綿状脳症(BSE)リスクのある食品の輸入規程及び条件」(2016年)

国又は地域別の牛海綿状脳症リスクのある牛肉、生鮮牛肉及び牛肉製品の輸入規定及び条件を定める。

告示全文：

タイ語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509390895020384256&name=P377.PDF>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=549823834904207360&name=P377_EN.pdf

和訳版：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/42.pdf

キ. 保健省告示第388号「製造・輸入・販売禁止食品」(2018年)

部分水素添加油脂 (Partially Hydrogenated Oil) 及び部分水素添加油脂を含む食品の製造、輸入、販売を禁止する。(詳細は、第2章「食品安全関連の規制 (A)食品の基準値等に関するもの 2.5 部分水素添加油脂(トランス脂肪酸関連)」参照。)

告示全文：

タイ語版：<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2561/E/166/5.PDF>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=549825965656776704&name=P388_EN.pdf

和訳版：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/5.pdf

ク. 保健省告示第390号「販売用製造、販売用輸入、販売食品における物質の使用原則、条件及び方法」(2016年)

販売用に輸入する食品における物質の使用原則、条件、方法を下記の通り定める。

1. ヨウ素酸カルシウム(calcium iodate)又はヨウ素酸カリウム(potassium iodate)は、ヨウ素欠乏の栄養状態を調整するためにのみ使用を許可する。
2. メチルアルコール(methyl alcohol)又はメタノール(methanol)は、保健省告示「食品添加物」に基づいた食品添加物または輸出用食品の製造のための加工助剤(processing aid)としてのみ使用を許可する。
3. ステビア(学名Stevia rebaudiana Bertoni) 及びステビア製品は、販売用に輸入する次の食品の場合にのみ使用を許可する。
 - (A) 保健省告示「ハーブティー」に基づいたハーブティーとしてのステビアの葉
 - (B) 保健省告示「食品添加物」に基づいたステビオール配糖体(steviol glycosides)
 - (C) (B)のステビオール配糖体の製造に使用するステビア又はステビア抽出物
 - (D) 当該の食品に関する保健省告示の規定に基づき食品医薬品委員会事務局が承認した(A)-(C)以外のステビア又はステビア由来のその他の製品

告示全文：

タイ語版：http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2561/E/237/T_0016.PDF

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=549830003316105216&name=P390_EN.pdf

ケ. 保健省告示第391号「製造・輸入・販売禁止食品」(2018年)

次の食品または物質の製造、輸入、販売を禁止する。

1. 臭素化植物油
2. サリチル酸
3. ホウ酸
4. ホウ砂
5. 塩素酸カリウム
6. クマリン又は1, 2-ベンゾピロン又は5, 6-ベンゾ- α -ピロン又はcis-O⁻クマル酸無水物又はo-ヒドロキシケイ皮酸ラクトン
7. ジヒドロクマリン又はベンゾジヒドロピロン又は3,4-ジヒドロクマリン又はヒドロクマリン
8. ジエチレングリコール、ジヒドロキシジエチルエーテル、ジグリコール、2, 2'-オキシビスエタノール、2, 2'-オキシジエタノール
9. ダルシン又は4-エトキシフェニル尿素又はパラ-フェネトールカルバミド
10. AF-2又は2-(2-フリル)-3-(5-ニトロ-2-フリル) アクリルアミド又はフリルフルアミド
11. 臭素酸カリウム
12. ホルムアルデヒド、ホルムアルデヒド溶液、パラホルムアルデヒド
13. メラミン及びその類縁体 (シアヌル酸)
14. 1~13及びこれを材料として使用する食品

告示全文：

タイ語版：http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2561/E/237/T_0018.PDF

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=549833848792424448&name=P391_EN.pdf

コ. 保健省告示第424号「食品における使用を禁じる植物・動物及び植物・動物の一部」(2021年)

食品における使用を禁じる植物・動物及び植物・動物の一部を定める。

告示全文：

タイ語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509437502696857600&name=P424.pdf>

サ. 保健省告示第431号「遺伝子組換え生物由来食品」(2022年)

遺伝子組換え生物由来食品は、製造、輸入、販売を禁止とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は例外とする。

- (1) 告示第431号の付属資料 1 に記載する遺伝子組換え生物由来の食品
- (2) 食品生物学的安全性評価に合格した遺伝子組換え生物由来の食品

告示全文：

タイ語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509441312114745344&name=P431.PDF>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509441310101479424&name=P431_E.pdf

和訳版：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/45.pdf

2.7.3 食品におけるアルコールの残留

食品の残留アルコールについては、個別の食品について品質規格などを規定する告示において、該当する規定がある場合にはそれに従う必要がある。それ以外については、ジェットロによる食品医薬品委員会事務局への口頭での確認によると、残留が避けられない場合、最大0.5%まで認めるとされている。

アルコールに関する品質規格が規定されている食品の例：

・保健省告示第195号「電解質飲料」

アルコールを使用しないこと（ただし添加物の溶媒として使用する場合は除く。）

告示全文：

タイ語版：<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2544/E/006/15.PDF>

英語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509295646440824832&name=No.195-43%20Electrolyte%20Drinks.pdf>

・保健省告示第204号「酢」

アルコールの残留は0.5%以下であること。

告示全文：

タイ語版：<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2544/E/006/61.PDF>

英語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509298499662258176&name=No.204-43%20Vinegar.pdf>

・保健省告示第356号「密閉容器入り飲料」

成分から自然発生するアルコール及び製造工程において使用するアルコールは重量の0.5%以下であること。これを上回る場合、FDAから承認を得る必要がある。

告示全文：

タイ語版：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509377821873938432&name=P356.pdf>

英語版：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509377822071070720&name=P356_E.pdf

この項目に関する問い合わせ先：

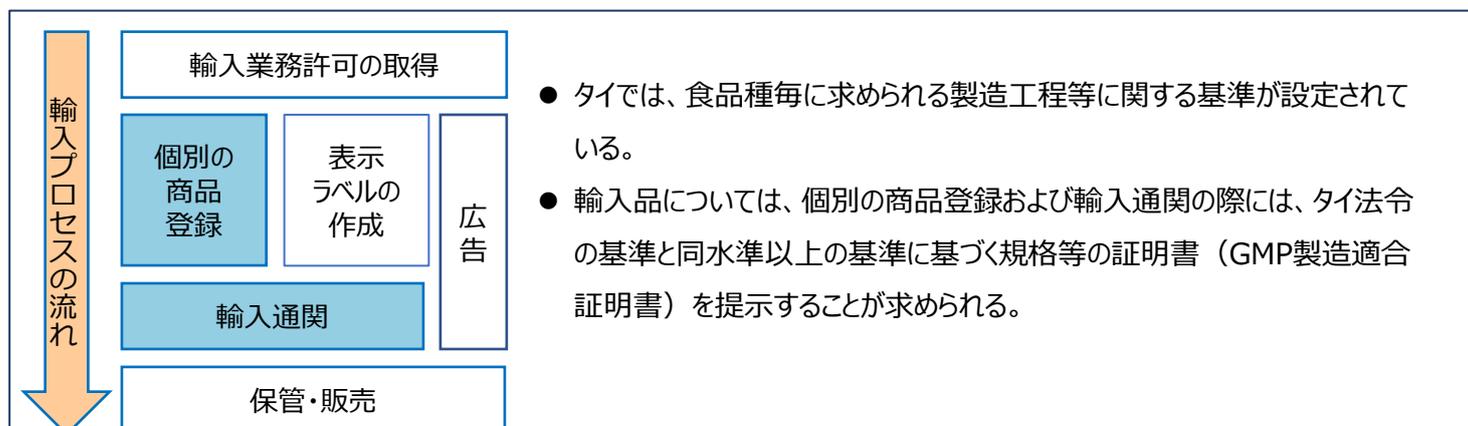
部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7178-9

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

(B) 食品の製造工程に関するもの

2.8 GMP製造基準適合証明書



2.8.1 製造基準適合証明書に関する規制¹

食品医薬品委員会事務局は、食品の製造方法等に関する基準を定めており、タイ国内の食品製造施設に基準の順守を求めている。輸入品については、タイ国内と同レベル以上の製造施設で製造されていることを担保するため、保健省告示第420号「食品の製造方法、製造におけるツール・用具及び保管」で定められる基準と同等以上の基準に基づく規格等の証明書（GMP製造基準適合証明書）を提出することが求められている。対象食品は、未加工の生鮮水産物、アルコール飲料を除くほぼすべての食品であり、個別食品の登録を行う場合は、食品登録時と輸入通関前に、個別食品の登録を行わない場合は、輸入通関前にオンラインシステムに証明書を登録（提出）することが求められる。保健省告示第420号では、食品共通で順守することが求められる基本要件事項が定められているほか、飲料水、ミネラルウォーター、氷には個別要件事項1が、低温殺菌ミルク製品には個別要件事項2が、そして低酸性・酸性化食品には個別要件事項3への対応がそれぞれ追加で求められる。

¹ 保健省告示第420号 食品の製造方法、製造におけるツール・用具及び保管

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509431569891598336&name=P420.pdf>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/24.pdf

保健省告示：

No.	公布日	告示名	概要
1.	2017年8月2日	保健省告示第386号「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」 ²	一部の青果物を選果・梱包する施設は、同告示に定める基準に従うことを義務付ける。同青果物を輸入する場合には、同告示に定められている基準と同等以上の基準に基づく規格等の証明書の提出が求められる。
2.	2020年12月3日	保健省告示第420号「食品の製造方法、製造におけるツール・用具及び保管」	一部の例外を除く販売用食品の製造施設は同告示に定める基準に従うことを義務付ける。輸入食品については、同告示に定められている基準と同等以上の基準に基づく規格等の証明書の提出が求められる。

食品医薬品委員会事務局告示：

No.	公布日	告示名	概要
1.	2021年3月8日	1979年食品法に基づき制定する保健省告示第420号、件名「食品の製造方法、製造におけるツール、用具及び保管」に関する説明 ³	保健省告示第420号の目的、適用範囲、条件を解説。
2.	2021年4月19日	食品医薬品委員会事務局告示「食品輸入用の製造システム規格書又は証明書」 ⁴	保健省告示第420号に基づき食品輸入において使用することが出来る証明書等を解説。

関連する食品医薬品委員会事務局発行書類：

No.	ウェブサイトにおける公開時期	書類名	概要
1.	2024年1月	食品医薬品検査所での2020年保健省告示第420号「食品の製造方法、製造における設備器具及び保存」に基づく食品輸入及び製造システム規格書又は証明書の検査に関するガイドライン ⁵	食品輸入検査部における輸入される食品および食品製造施設の製造規格証明書の検査方法について解説。
2.	随時更新	Q&A ⁶	保健省告示第420号について寄せられている質問への回答等。

2 保健省告示第386号「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509400357386985472&name=P386.PDF>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/2.pdf

3 1979年食品法に基づき制定する保健省告示第420号、件名「食品の製造方法、製造におけるツール、用具及び保管」に関する説明

タイ語原文：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509712771202555904&name=64_P420.pdf

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/25.pdf

4 食品医薬品委員会事務局告示「食品輸入用の製造システム規格書又は証明書」

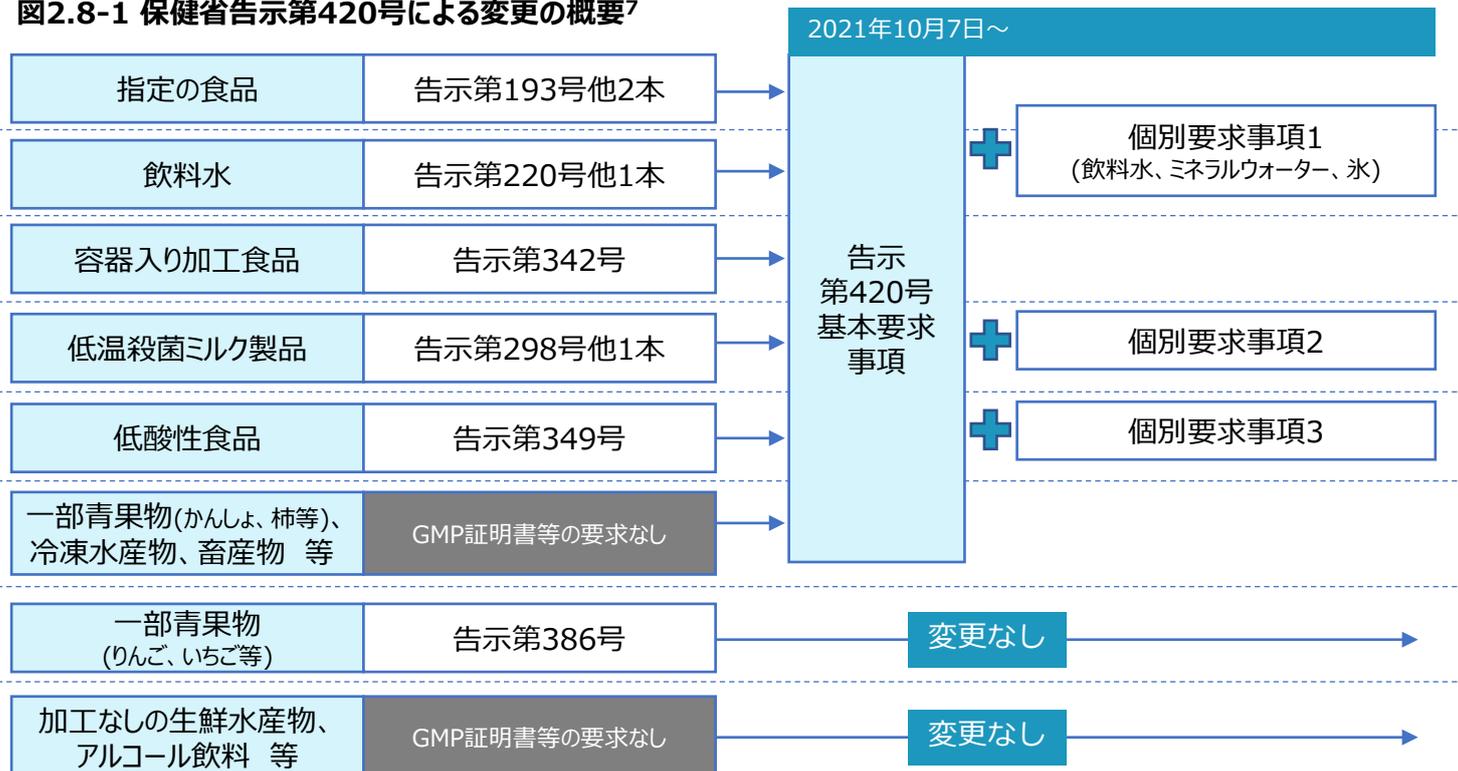
タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509715352813445120&name=P386-420.pdf>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/26.pdf

5 食品医薬品検査所での2020年保健省告示第420号「食品の製造方法、製造における設備器具及び保存」に基づく食品輸入及び製造システム規格書又は証明書の検査に関するガイドライン

タイ語原文：<https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=537536090890969088&name=P.420.pdf>

6 Q&A タイ語：<https://food.fda.moph.go.th/faqs/category/faq-processing-gmp-laws>

図2.8-1 保健省告示第420号による変更の概要⁷

2.8.2 使用することが出来る証明書⁸

食品を輸入する際に使用する証明書については、大別すると、(1)保健省告示第420号に定められた基準と同等以上の基準に基づく規格等の証明書であること、(2)保健省の認める発行主体（①食品製造国の政府機関、②食品製造国の政府が認めている機関（certified organization）、③IAF（International Accreditation Forum）メンバーでIAFから認められた認定機関（AB：Accreditation Body）によって認定された認証機関（CB：Certification Body）、または④Guidelines for the Design, Operation, Assessment and Accreditation of Food Import and Export Inspection and Certification Systems (CAC/GL 26-1997)に準拠した検査及び認証システムを備えた機関など、信頼性のある機関のいずれか）が発行した証明書であること、といった2つの条件を満たす必要がある。

タイ保健省からはISO22000の適合証明書等が具体例としてあげられているが、その他法令に適合していれば使用可能。例えば、日本の食品衛生法第55条（2021年6月の改正前は第52条）に基づく営業許可証は、保健省告示第420号の基本要求事項を満たす証明書として使用可能。

なお、原本ではなくコピーを使用する場合は、(1)証明書発行機関、(2)タイ国内の食品製造国の大使館、(3)食品製造国の政府機関、(4)政府機関に認められた者のいずれかから、原本と相違ない旨の証明を受ける必要がある。証明書がタイ語または英語ではない場合は、タイ語または英語への翻訳が必要で、その翻訳は(1).製造国のタイ国大使館または領事館、(2).タイ国内の食品製造国の大使館または領事館、(3).（規格に関する証明書を持つ）国際的水準の翻訳機関、(4).証明書に表示されている言語について学士課程以上の水準の教育を修了したタイ人、(5).その言語の高等教育機関の教師のいずれかから、正しい翻訳である旨の証明を受ける必要がある。さらに、証明書に有効期限が記載されている場合は当該期限内において使用可能であり、記載されていない場合は証明書発行日から1年以内は使用可能。

⁷ タイ政府、輸入事業者等の聞き取り調査によりジェトロバンコク事務所が作成

⁸ 食品医薬品委員会事務局告示「食品輸入用の製造システム規格書又は証明書」

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509715352813445120&name=P386-420.pdf>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/26.pdf

表2.8-1 保健省告示第420号等に従い使用出来る証明書の例⁹

食品の種類	順守が求められる規定	使用できる証明書の例	全ての食品で使用可能な証明書
大半の食品 一部青果物 (さつまいも、柿、桃等)	保健省告示第420号 基本要項	<ul style="list-style-type: none"> ・ Good Hygiene Practices (GHPs). ・ SQF: Edition 8.1 ・ SQF: Edition 9 ・ Global Seafood Assurances Global Aquaculture Alliance Best Aquaculture Practices (BAP) <p>なお、日本の食品衛生法第55条（旧第52条）に基づく営業許可証も使用可能。また、青果物の場合は、保健省告示第386号に基づく証明書も使用可能（行政機関による衛生証明書、JFS規格適合証明書、J-GAPなど）。牛肉・豚肉の場合は、食肉衛生証明書（Health Certificate）も使用可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO 22000: 2018. ・ FSSC22000 ・ Global Standard for Food Safety Issue 8. British Retail Consortium. ・ International Food Standard; IFS
飲料水、ミネラルウォーター、氷	保健省告示第420号基本要項および個別要項1	<ul style="list-style-type: none"> ・ CAC/RCP 48-2001. ・ CAC/RCP 33-1985. ・ SQF: Edition 8.1 ・ SQF: Edition 9 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JFS-B
低温殺菌ミルク製品	保健省告示第420号基本要項および個別要項2	<ul style="list-style-type: none"> ・ CAC/RCP 57-2004. ・ SQF: Edition 8.1 ・ SQF: Edition 9 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JFS-C
密閉容器に入った低酸性・酸性化食品/飲料	保健省告示第420号基本要項および個別要項3	<ul style="list-style-type: none"> ・ CAC/RCP 23-1979. ・ CAC/RCP 40-1993. ・ SQF: Edition 8.1 ・ SQF: Edition 9 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省発行のGMP証明書（保健省告示386号で指定される青果物を除く）
保健省告示第386号で指定される青果物(りんご、いちご等)	保健省告示第386号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関発行の証明書 ・ JFS規格適合証明書 ・ GLOBAL G.A.P. / ASIA GAP / J-GAP ・ CAC/RCP 53-2003 	

※ 上記以外にも具体例が公表されている。また、使用できていない証明書についても、保健省が法令への適合を新たに確認した場合等、使用できるようになる可能性がある。

⁹ タイ政府、輸入事業者等の聞き取り調査によりジェトロバンコク事務所が作成

第425号証明書サンプル 英語版 https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=529123641481371648&name=Ex_420_EN.pdf

第386号証明書サンプル タイ語原文：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512250336010969088&name=Ex_386.pdf

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/26_1_r2.pdf

この項目に関する問い合わせ先：

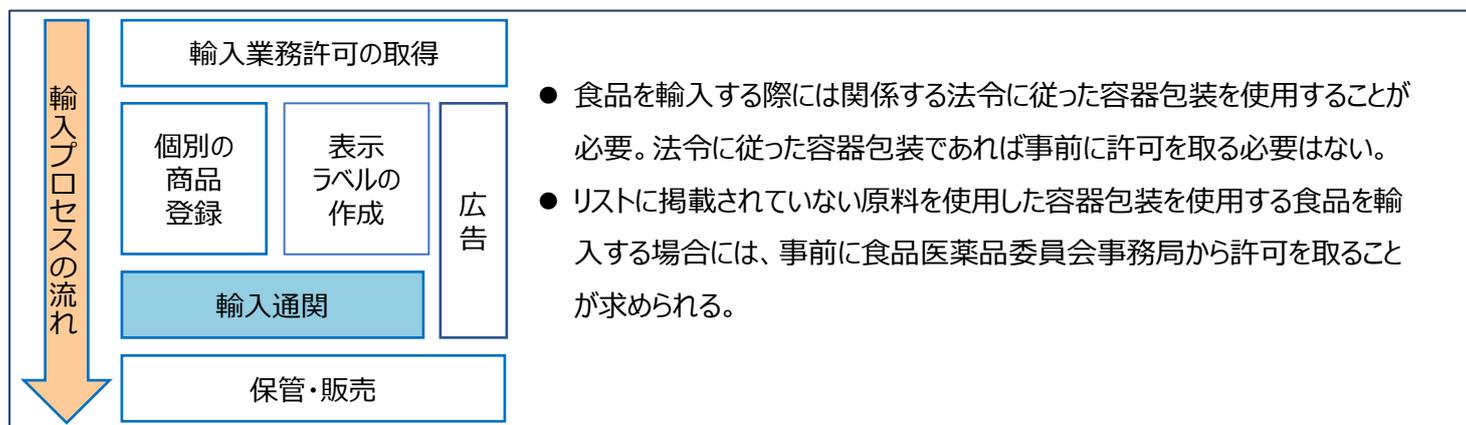
部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

電話番号： +66-2-590-7208

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

(C) 容器包装に関するもの

2.9 食品容器包装



2.9.1 食品容器包装の品質・規格の概要

保健省告示第92号等で食品容器包装の品質規格が設定されている。食品を輸入するにはこれらの関係法令に従った容器包装を使用することが必要。また、保健省告示第435号では食品に使用するプラスチック製容器包装（再生プラスチックを含む）の品質規格を定めている。施行日（2022年6月18日）から3年間は第435号の前に適用されていた保健省告示第295号と同等の品質規格のプラスチック容器包装の使用を認めるとする猶予期間が設けられている。

関連する保健省告示：

No.	公布日	告示名	概要
1	1979年7月19日	保健省告示第92号「容器包装の品質規格、容器包装の使用、食品容器包装としての使用を禁じる物質」	食品容器包装の品質規格を規定
2	2015年1月8日	保健省告示第369号「乳児用哺乳瓶及び容器包装」	哺乳瓶の品質規格を規定
3	2022年6月1日	保健省告示第435号「食品に使用するプラスチック容器包装の品質または規格の規定」	保健省告示第295号を取り消し、プラスチック容器包装の品質規格を規定

2.9.2 セラミック容器及び金属でコーティングされた食品容器包装の品質・規格の概要¹

保健省告示第92号「容器包装の品質規格、容器包装の使用、食品容器包装としての使用を禁じる物質」は、セラミック容器及び金属でコーティングされた容器に求められる品質・規格を以下の通り定めている。

1. 清潔であること。
2. 食品又は危害をもたらす物質の包装に使われたことがないこと。セラミック、塗装された金属、プラスチックから出来た容器包装は例外とするが、その場合も危険物質を包装したことがないこと。また、食品以外のものを包装するために作られた容器包装でないこと。
3. 健康を害する恐れがある量の重金属又は他の物質が食品を汚染しないこと。

¹ 保健省告示第92号「容器包装の品質規格、容器包装の使用、食品容器包装としての使用を禁じる物質」
<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2528/D/117/19.PDF>

4. 病原菌を含有していないこと。
5. 色素が食品を汚染しないこと。

表2.9-1 セラミック・金属でコーティングされた食品容器包装における鉛およびカドミウムの品質・規格

製品	鉛 (ミリグラム/リットル)	カドミウム (ミリグラム/リットル)
浅い容器(Shallow vessels)	7.0	0.7
サイズが小さく深い容器(Small deep vessels)	5.0	0.5
サイズが大きく深い容器(Large deep vessels)	2.5	0.25
乳児用食品容器包装(Infant-food containers)	2.5	0.25
調理用容器(Cooking utensils)	5.0	0.5

備考： 容器包装とは、食品を入れる、包む、又は他の何らかの方法により食品を包装するのに使うものを指し、これには蓋又は栓を含む

浅い容器とは深さが25ミリ以下のものを指す

サイズが小さく深い容器とは容量が1.1リットル未満のものを指す

サイズが大きく深い容器とは容量が1.1リットル以上のものを指す

乳児とは生誕から12ヶ月齢までの子供を指す

調理用容器とは調理用に使用する高熱に耐性を持つ容器を指す

2.9.3 プラスチック製容器包装の品質・規格²

保健省告示第435号「食品に使用するプラスチック容器包装の品質または規格の規定」は、プラスチック容器包装（未使用プラスチック製および再生プラスチック製）に求められる品質・規格を以下の通り定めている。付属表1には使用できるプラスチックの種類別の品質・規格を規定されており、ここに規定されていない種類のプラスチックの使用には、安全性評価などが求められる。

1. 清潔であること。
2. 病原菌を含有していないこと。
3. 溶出・移行して健康を害する恐れのある量の有害物質を含有していないこと（告示第435号付属表1.に記載する種類及び量の物質は除く。）。
4. 食品収納時に物質が食品に溶出・移行して、食品または食品成分の特性が許容できないほど変化するもしくは食品感覚特性が劣化することのないこと。
5. 容器包装を着色する場合、着色料は食品接触グレード（food contact grade）のものであり、着色料が溶出して食品を汚染しないこと。
6. 容器包装に柄や文章を印刷する場合、印刷インキはしっかりと付着して、食品へと剥落しないこと。
7. 告示第435号付属表1に規定する品質規格を満たすこと。

1 保健省告示第92号「容器包装の品質規格、容器包装の使用、食品容器包装としての使用を禁じる物質」

<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2528/D/117/19.PDF>

2 保健省告示第435号「食品に使用するプラスチック容器包装の品質または規格の規定」

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509443092466769920&name=P435.PDF>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/44.pdf

8. 牛乳又は乳製品収納用プラスチック容器包装に使用するプラスチックの種類は、ポリエチレン、エチレン1-アルケン共重合樹脂、ポリプロピレン、ポリスチレン又はポリエチレンテレフタレートとする。
9. 肥料、毒物又は健康に有害な可能性のある物質の収納又は包装に使用したプラスチックから作られた容器包装を食品用容器包装として使用することを禁止する。
10. 食品以外用に製造されたプラスチック製容器包装もしくは容器内の食物に関して本質的な誤解を招くような画像、デザイン又は文章のある容器を食品用容器包装として使用することを禁止する。

また、再生プラスチック製容器包装の材料の再生プロセスである一次リサイクル、二次リサイクル、三次リサイクルのうち、二次リサイクルの再生プラスチック容器包装に求められる品質・規格を次のとおり定めている。

- 1.再生プラスチック容器包装の材料は、食品接触用グレードのポリエチレンテレフタレート(PET) であること。
- 2.効果的に汚染物を除去できる製造プロセスを経た再生プラスチックペレット（食品医薬品委員会事務局指定の安全評価機関が発行する安全性評価結果報告書を提出すること）又は工業製品規格認証を受けた再生プラスチックペレットから製造した容器包装であること。

また品質・規格が設定されていないプラスチックから作られた容器包装を使用する場合は、食品医薬品委員会事務局の規定及び条件に従い安全性評価を受け、品質・規格を設定しなければならない。詳細は食品医薬品委員会事務局が作成しているマニュアル「食品容器包装またはプラスチック容器包装の品質規格・安全性評価マニュアル」より確認することが出来る。

なお、保健省告示第435号の施行日（2022年6月18日）から3年間は、従来の保健省告示第295号と同等の品質・規格のプラスチック容器包装の使用も認めるとする猶予期間が設けられている。

この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 規格規定グループ

Food and Drug Administration, Food Division, Food Standard and Regulation Group

電話番号： +66-2-590-7179

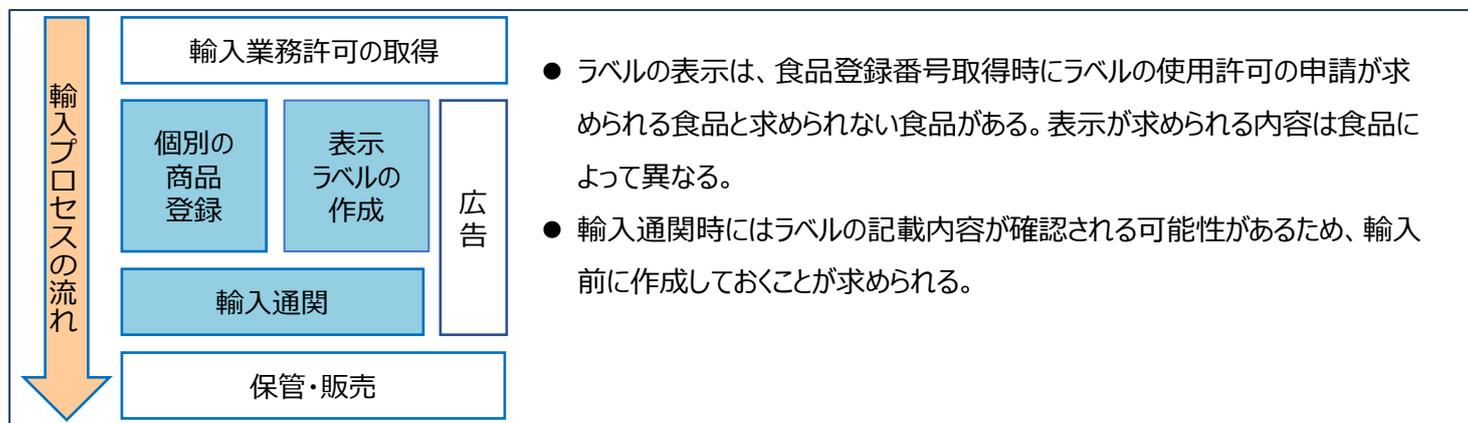
Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

3 国民のためのマニュアル「食品容器包装またはプラスチック容器包装の品質規格・安全性評価マニュアル」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=470856797373210624&name=9.5.pdf>

第3章 表示・広告の規制

(A) 指定項目に関するもの

3.1 ラベル表示の概要および包装食品のラベル表示



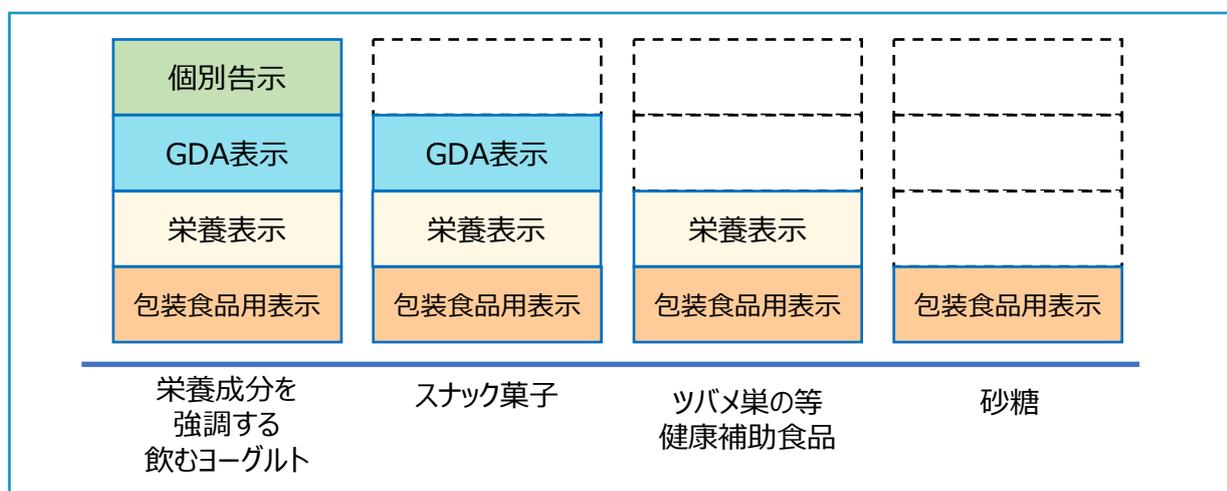
3.1.1 食品に求められるラベル表示の概要¹

包装された食品(包装食品)は原則、ラベル表示が求められる。求められる基本的な表示項目は、「食品名」、「食品登録番号」、「製造者名」(輸入食品の場合は、輸入者名、製造者名、製造国名等)等である。これに加え、品目によって、栄養表示、GDA (Guideline Daily Amounts、1日の栄養摂取量ガイドライン)表示、個別の告示で規定された表示(食品の種類に応じた警告文等)が求められる。また、特定管理食品、品質規格管理食品、表示管理食品については個別の告示も適用される。(本ガイドブックの「1.6 食品法に基づく食品の分類」に告示の名称あり。)

例を挙げると、スナック菓子は、基本的な表示項目に加えて、栄養表示、GDA表示が求められる。さらに個別告示でも表示規定があるため、それにも従うことが求められる。

なお、ラベルについては、在タイの事業者が作成し、在日本の事業者は求めに応じて必要情報を提供するのが一般的である。

図3.1-1 各食品に求められる表示の例



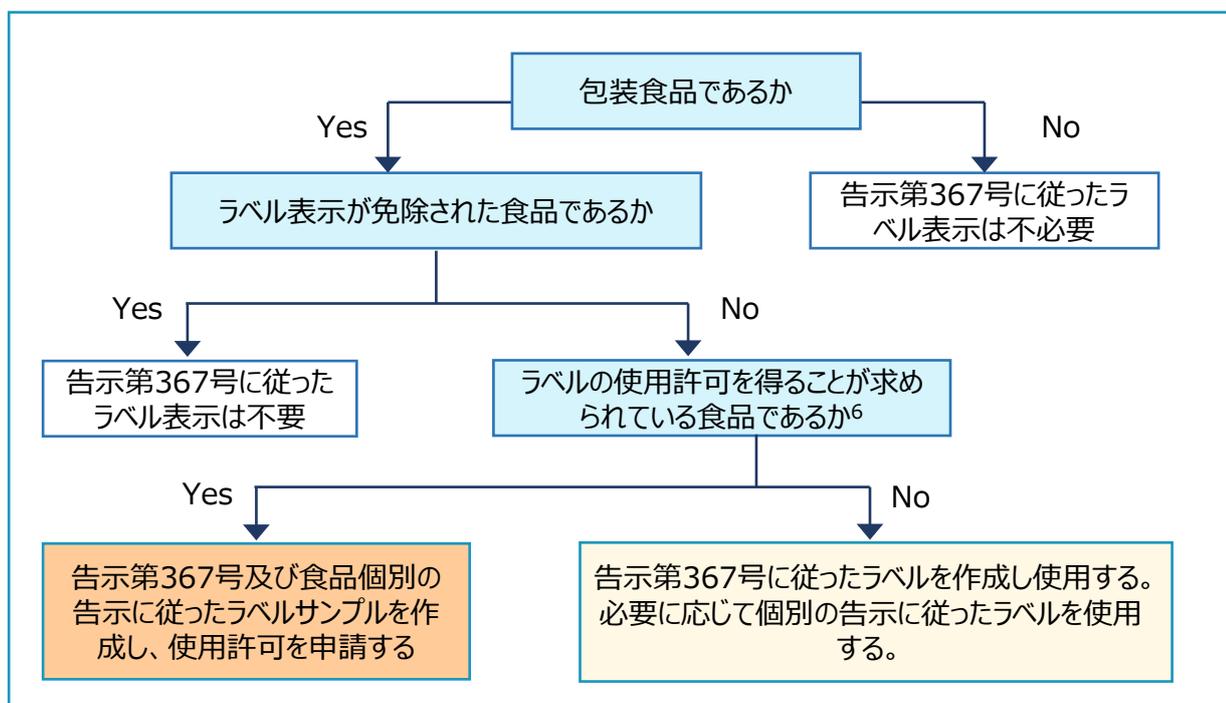
¹ 関連告示及び食品医薬品委員会事務局への聞き取り調査を元に作成

3.1.2 包装食品のラベル表示²

包装食品のラベル表示は保健省告示第367号によって義務付けられている。4つの食品カテゴリー（「特定管理食品」、「品質管理食品」、「表示管理食品」、「一般食品」）の全てのうち、包装され、販売等される状態になった食品が対象となる。

なお、包装されていない食品については、保健省告示第367号に従った包装食品のラベル表示は求められない。また、保健省告示第367号では例外事項が設定されており、1. 「行商、屋台」、2. 「何らの加工をされていない生鮮食品」、3. 「飲食店、教育機関、病院内で販売されている包装食品、宅配食品」は、包装食品であっても保健省告示第367号に基づくラベル表示が免除されている。（なお、保健省告示第367号とは別に、輸入される生鮮野菜・果物の一部品目については、保健省告示第386号「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」³及び植物防疫法に基づく農業局告示⁴による指定ラベルを貼ることが求められている。）

図3.1-2 包装食品ラベル表示の運用まとめ⁵



² 保健省告示第367号「包装食品のラベル表示」 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509382524233981952&name=P367.PDF>

³ 保健省告示第386号「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」

和訳 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/2.pdf

⁴ 農業局告示 和訳 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/research/1.pdf

⁵ 関連告示及び食品医薬品委員会事務局への聞き取り調査を元に作成

ア. 包装食品のラベル表示⁶

ラベル表示はタイ語での表示が求められ、外国語の併記も可能とされている。表示が求められている項目は以下の通りである。なお、パーセンテージ表示については、足し上げた際に100パーセントとなることは法令上義務付けられていない。⁷一方、輸入食品については、100パーセントになっていない場合は、輸入通関時等に食品医薬品委員会事務局担当官から詳細を問われ、円滑な輸入に支障が生じる可能性がある。このため、輸入者によっては、足し上げた際に100パーセントとなるまで成分を記載したラベルを作成したり、ラベルを作成しない場合も日本側に成分の開示を求め情報を備えたりすることがある。

- ・ 食品名
- ・ 食品登録番号（通称オーヨーマーク）（場合による）
- ・ 生産者名及び所在地（輸入食品は輸入者の名称、所在地、生産者の国名）（場合による）
- ・ メートル法に従った食品量（場合による）
- ・ 全体の重量に対する主要成分のパーセンテージ表示（パーセンテージが大きいものから成分を表記）
- ・ アレルゲン情報
- ・ 食品添加物、食品添加物名及びINS番号（場合による）
- ・ 香料に関する記載「natural odor added」、「natural imitation odor added」、「artificial flavor added」、「natural flavor added」、「natural imitation flavor added」（使用している場合）
- ・ 製造年月日、賞味期限・消費期限の年月日（食品の種類毎に求められる内容が異なる⁸）
- ・ 警告文（もしあれば）
- ・ 適切な保存方法（もしあれば）
- ・ 調理方法（もしあれば）
- ・ 乳幼児又は特定グループを対象としている場合はその使用方法と注意事項
- ・ 保健省告示第401号で定められた文言（該当している場合、例：アロエベラが含まれている場合は「子供は食べるべきではない」）
- ・ 個別の告示で規定された文言（もしあれば）

⁶ 包装緑品のラベル表示に関する告示まとめ

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512012217336602624&name=Compi_367.pdf

⁷ 保健省告示第367号及び食品医薬品委員会事務局への電話による聞き取り調査 Tel. 02-590-7179

⁸ 包装食品ラベル表示のQ&A

<https://food.fda.moph.go.th/faqs/category/faq-label-container>

表3.1-1 アレルゲンの表示の例¹²

アレルゲンの使用状況	表示文言
食品の原料として使用されている場合	「アレルギーを持つ人のための情報：〇〇を含有」
製造工程で混入する場合	「アレルギーを持つ人のための情報：〇〇を含有する可能性がある」
「アレルギーを持つ人のための情報」文言を入れない場合	「〇〇を含有する」、又は「〇〇を含有する可能性がある」

表示条件：

- ・ ラベル内に枠を設け、枠の中に記載する。
- ・ 文字の色は枠の色と対照的なものとする。
- ・ 枠の色はラベルの色と対照的なものとする。
- ・ 文字の大きさは成分を表す文字より小さくないものとする。
- ・ 成分表示の下に記載する。〇〇部分にはアレルゲン食品の名称を記載する。

Ⅰ. ラベル表示の使用許可申請

保健省告示第367号に基づき、次の食品については、使用するラベルについて使用許可を取得しなければならない。許可申請書は、食品登録番号の申請時に食品医薬品委員会事務局のシステムから提出する。申請書類及び申請手続きのプロセスは以下の通りである。これら以外の食品については、告示の内容に従ったラベルを作成することが求められるが、使用するラベルの許可申請書を食品医薬品委員会事務局に提出する必要はない。

A. ラベルの使用許可申請が必要な食品

- ・ 特定管理食品（工場に該当しない製造施設の場合）
- ・ 特別な目的を持つ食品
- ・ 新食品（Novel Food）

B. ラベル使用許可申請に求められる書類¹³

（特別な目的を持つ食品の場合の例）

- ・ 申請書（システム内で申請）
- ・ 成分表（100%）
- ・ 関連告示に基づいた品質規格分析結果報告書
- ・ 栄養成分の種類・含有量分析結果報告書
- ・ 食品添加物の分析結果報告書

¹²食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示「包装食品の表示」の説明」

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512012217542123520&name=Compi_Announ367.pdf

¹³特別な目的を持つ食品の書類確認リスト

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512483739582996480&name=5.4.1.pdf>

- ・ FDAが認める特別な目的を持つ食品の栄養・安全評価機関による評価報告書
- ・ 製品の品質規格分析結果と告示に基づく品質規格の比較表（差を表示する）
- ・ 製品の栄養成分分析結果とラベルに表示する栄養成分との比較表（差を表示する）
- ・ WHOの1日あたりの栄養摂取基準量と比較した栄養成分の割合
- ・ タンパク質、脂肪、炭水化物それぞれの総カロリーに占める割合
- ・ タイ語の食品表示ラベル
- ・ 英語ではない外国語の食品表示ラベルの場合は翻訳文
- ・ 製造施設の製造基準適合証明書
- ・ 原材料の食品添加物使用量検査書（任意）
- ・ 製品の食品添加物使用量検査書（任意）
- ・ 原材料の仕様書（Specification）（任意）
- ・ 製品の仕様書（Specification）（任意）
- ・ 食品容器使用証明書（白以外のプラスチック容器・蓋が液体または半固体の食品と接触する場合）
- ・ FDAからのその他の殺菌方法の承認書（UHT/Sterilization以外の方法で殺菌した液体食品の場合）
- ・ 食品ラベル上の文言またはマークの表示を裏付ける文書（任意）
- ・ 特別な目的を持つ食品の詳細をまとめた文書（任意）
- ・ 食品サンプル（任意）
- ・ その他の関連文書（任意）

C. 申請手数料¹⁴

- ・ 特別な目的を持つ食品 4,000パーツ/枚
- ・ 上記以外の食品 3,000パーツ/枚

この項目に関する問い合わせ先：

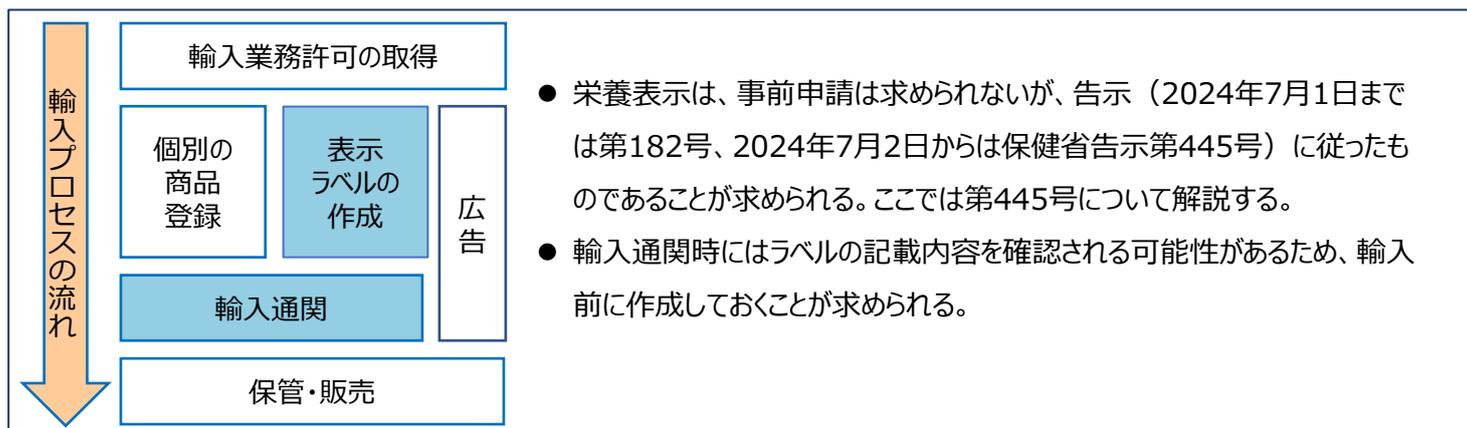
部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7173, +66-2-590-7179

Website： <https://food.fda.moph.go.th/>

¹⁴ 食品に関する許可申請検討プロセス申請者からの経費徴収まとめ
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=470832518736781312&name=costs.pdf>

3.2 栄養表示ラベル



3.2.1 栄養表示ラベルの概要¹

栄養成分を強調したり、健康に効果がある表示をする場合には、保健省告示第445号「栄養表示」に従う必要がある。第445号に基づく栄養表示は告示施行日である2024年7月2日から求められる。施行日前に食品登録を済ませている従来の告示第182号に基づく栄養表示は2027年7月1日まで使用を認めるとする猶予期間が設けられている。

表3.2-1 保健省告示「栄養表示」に従う必要がある食品

食品種	概要
栄養強調表示を行う食品（後述）	栄養素の種類・量または比較による栄養素の量に関する情報、図柄、記号などを直接的・間接的に表示する食品。これには、食品個別の保健省告示で栄養表示が義務付けられている食品（体重管理者向け食品等）は含まない。
健康強調表示を行う食品（後述）	健康に影響を与える食品または食品の成分に関する情報、図柄、記号などを直接的・間接的に表示する食品。
食品の価値を販売促進に活用する食品	身体・健康に対する製品、食品成分、栄養素の特性・利点に関する情報、図柄、記号などの表示を販売促進に活用する食品。
その他大臣が告示で定める食品	栄養表示とあわせてGDA式の栄養表示を義務付けている食品等。

3.2.2 栄養表示ラベルの様式

栄養成分は9項目(1.熱量、2.総脂質、3.飽和脂肪、4.コレステロール、5.タンパク質、6.総炭水化物、7.総糖類、8.ナトリウム、9.カリウム)は必須である。表示形式は7通り(1.標準型、2.横型、3.連続表示型、4.ビタミン・ミネラルの種類と量、1日に必要なエネルギー、栄養素を表示する場合の標準型、5.ビタミン・ミネラルの種類と量、1日に必要なエネルギー、栄養素を表示する場合の横型、6.ビタミン・ミネラルの種類と量、1日に必要なエネルギー、栄養素を表示場合の連続表示型、7.デュアル型(例：調理前の栄養情報と調理後の栄養情報)があり、食品に含まれている栄養成分の量、食べ方、ラベル面積等によって表示形式が異なる。表示形式の詳細は保健省告示第445号付属表1を参照。

¹ 保健省告示第445号「栄養表示」 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907023645712384&name=P445.pdf>

図3.2-1 栄養表示ラベル（標準型）の例

栄養情報	
..... 食分 :	
1 食分の量 (.....) あたりの栄養価	
エネルギー kcal	
1日あたりの基準値に対する割合*	
総脂質 g %
飽和脂肪 g %
コレステロール mg %
タンパク質 g	
総炭水化物 g %
総糖類 g	
ナトリウム mg %
カリウム mg %
*1日あたり必要エネルギー量2000kcalに基づくタイ人の1日あたりの栄養摂取基準値に対する割合	

パート1

パート2

パート3

パート4

注：保健省告示第445号に基づくこの標準型の形式は、従来の告示第182号に基づく略式型に近い形式になっている。

3.2.3 各パートの記載内容²

栄養表示ラベル：標準型のそれぞれのパートの記載内容は次のとおり。ビタミン・ミネラルを表示する形式などその他の表示形式の詳細については保健省告示第455号付属表1を参照。

ア. パート1 容器包装あたり何食分が(Servings per Container)

1容器包装あたり何食分が、または1容器包装あたり何回食べられるか、その数を記載する。容器包装あたり何食分がは通常その容器包装内で摂取できる総量を「1食あたりの摂取量」で割って算出する。例えば、ウエハース1袋あたり2食分の量が入っている場合、**2 食分** : **袋** と表示する。端数がある場合は「約」をつける。

容器包装内の食品を1回ですべて食べることができる場合、.....食分 : の表示は不要である。

²保健省告示第445号「栄養表示」 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907023645712384&name=P445.pdf>

イ. パート2 1食分の量または摂取1単位

1食分の量とは、一般的なタイ人が1回で食べることができる量を指し、製造者が消費者に推奨する1回に摂取する量である。1食分の量のとおりを食べるとラベルに表示する栄養成分を摂取することができる。1食分の量は、消費者行動や製造者からのデータをもとにまとめられた保健省告示第455号付属表2に規定する製品14グループの「参考摂取1単位量」を参考にして決めることができる。1食分の量が参考摂取1単位量と異なってもよいが、近い値であることが求められる。例えば、ウエハースの場合、参考摂取1単位量は30gであるため、ウエハース何枚で30gになるかを確認し、6枚で30gとなった場合、ラベルには「1食分の量 6枚 (30g) あたりの栄養価」と表示する。

ウ. パート3 1食分の量から得られる栄養成分情報

各表示様式の栄養成分情報枠内に、指定された栄養成分情報（ゼロの場合も表示が必要）と1日あたりの栄養摂取基準値に占める割合を表示する。指定された栄養成分以外の栄養成分を表示する場合、1.) 保健省告示第445号付属表3のThai RDI (Thai Reference Daily Intakes)リストに掲載されている栄養成分の場合は、告示で指定されている順に表示し、2.) それ以外の栄養成分の場合、栄養成分情報の枠の下（枠外）に表示する。

エ. パート4 パート3の「1日あたりの基準値に対する割合の説明」

1日あたりの栄養摂取基準値とは、食品医薬品委員会事務局がラベル上の栄養成分表示の参考基準値とするために作成した3歳以上のタイ人を対象とした1日に摂取が推奨される栄養成分の量（Thai Reference Daily Intakes – Thai RDIs）である。すべての表示様式において「1日あたり必要エネルギー量2000kcalに基づくタイ人の1日あたりの栄養摂取基準値に対する割合」を表示する必要がある。パート3に示される%表示は、1食分の量を食べたとき、1日の栄養摂取基準値と比較し、どれだけの栄養成分を取得したかが分かる。

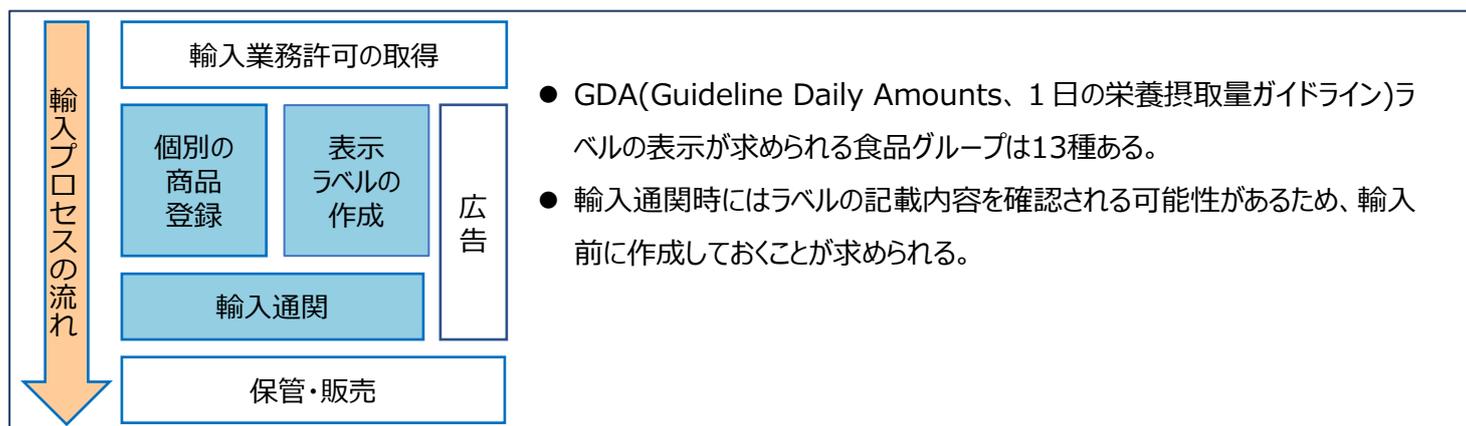
この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7173, +66-2-590-7179

Website : <https://food.fda.moph.go.th/>

3.3 GDAラベル



3.3.1 GDAラベル¹

GDA(Guideline Daily Amounts)ラベルとは、一商品当たりのカロリー、糖類、脂質、ナトリウムの量を示すラベルであり、ラベルは包装の表面に表示される。食品医薬品委員会事務局によると、これは消費者の利益のためであり、栄養摂取から発生する問題（肥満、糖尿病、高血圧等）を防止するための措置であるとのこと。GDAラベルは栄養表示ラベルと共に表示される。

3.3.2 GDAラベルの対象品目

保健省告示第394号、第446号に従い栄養表示とともにGDAラベルを表示しなければならない食品は、下記13グループの直接消費者に販売される包装食品である。

- ・ スナック菓子(Snacks)
- ・ チョコレート及びチョコレート味の菓子 (Chocolate and Chocolate flavored like products)
- ・ 焼き菓子 (Bakery products)
- ・ 半インスタント食品(インスタントヌードル等)(Semi-processed foods)
- ・ チルド及び冷凍保存が必要な1皿のメインディッシュの食品(焼き飯、焼きそば等)(Chilled and frozen ready-to-eat meals)
- ・ 密閉容器入り飲料 (Beverages)
- ・ 飲める状態のお茶(ペットボトルに入った緑茶飲料等)(Ready-to-drink tea in liquid or dry form)
- ・ 飲める状態のコーヒー(缶コーヒー等)(Ready-to-drink coffee in liquid or dry form)
- ・ フレーバー牛乳 (Flavoured milk)
- ・ 乳酸飲料 (Fermented milk)
- ・ 乳製品(調製粉乳等、定義の詳細は保健省告示第352号を参照)(Other milk products)
- ・ 豆乳 (Soybean beverages)
- ・ アイスcream (Ready-to-eat ice cream)

1 保健省告示第394号「栄養表示およびエネルギー、糖類、脂質、ナトリウムをGDA様式にて表示しなければならない食品」
http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2561/E/264/T_0012.PDF
 食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第394号の解説」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509584875045658624&name=No.394.pdf>
 保健省告示第446号「栄養表示およびエネルギー、糖類、脂質、ナトリウムをGDA様式にて表示しなければならない食品」(第2版)
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907022395809792&name=P446.pdf>

3.3.3 GDAラベルの表示内容

GDAラベルの様式は、上下が丸くなった4つの四角形であり、順にカロリー、糖類、脂質、ナトリウムを示すことが求められる。表示する情報は、保健省告示第394号の付属文書に定められている様式、条件に従う必要がある。はっきりと読みやすい文字で以下の文言を記載する。

- ・「(食品量)当たりの栄養価」
- ・「(回数)回に分けて食べることを推奨」
- ・「1日当たりの摂取許容量における割合を示す」

また、スナック菓子、チョコレート及びチョコレート味の菓子、焼き菓子の場合は、「健康のために食べる量は控えめにし、運動をしましょう」と表示する。

図3.3-1 GDAラベルの例²

○○○あたりの栄養価
○○回に分けて食べることを推奨

エネルギー	糖 類	脂 質	ナトリウム
..... kcal g g mg
*%	*%	*%	*%

※1日あたりの摂取許容量における割合を示す

この項目に関する問い合わせ先：

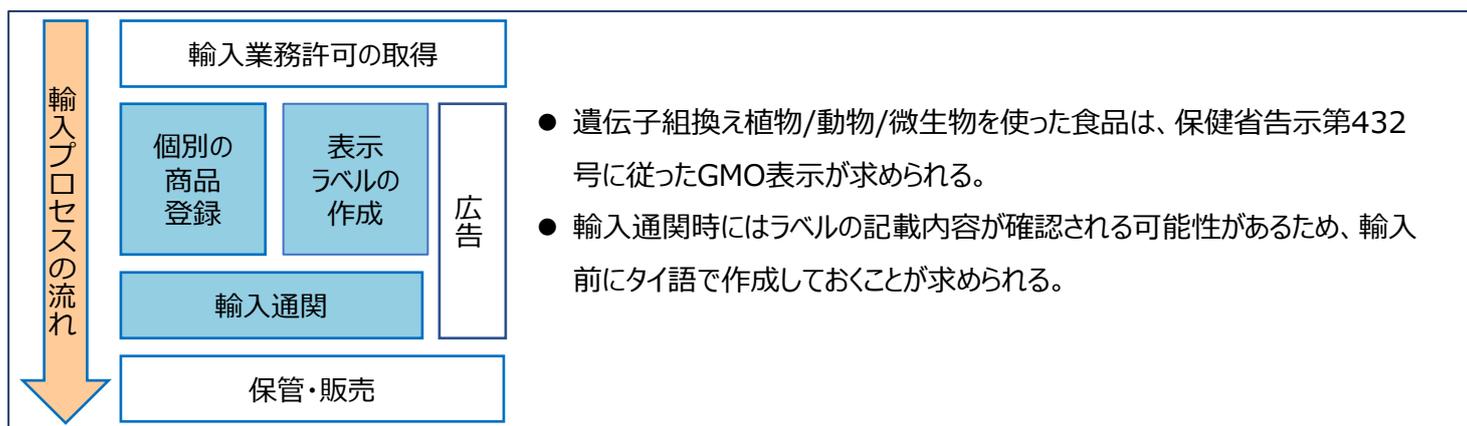
部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7173, +66-2-590-7179

Website： <https://food.fda.moph.go.th/>

² 食品医薬品委員会事務局ウェブサイト情報を元に作成
https://exfood.fda.moph.go.th/KM/GDA_Label/file/คู่มือการใช้งานระบบ%20GDA_Label.pdf

3.4 遺伝子組換え食品の表示(GMO表示)



3.4.1 告示の概要¹

告示432号に基づいたGMO表示を行わなければならない食品は、以下の条件に当てはまる食品である。

- 1.保健省告示第431号に基づいた食品の生物学的安全性評価に合格した遺伝子組換え植物/動物/微生物を使った食品（安全性評価に合格していないGMOを使った食品は一部を除き輸入不可）
2. 遺伝子組換え植物/動物（個々の原材料において5%以上使用し、組換えによる遺伝物質またはタンパク質を検出するもの。ただし、意図的な使用の場合は5%未満の場合も表示が必要。）、遺伝子組換え微生物（割合は問わない）を含む食品

GMO表示ラベルには、食品名または原材料名に「遺伝子組換え」と表示するか、「遺伝子組換え（植物/動物の種類または微生物名を記載）から製造した（食品/製品名）」と表示する。なお、この告示により全ての食品において、「遺伝子組換え食品フリー」、「遺伝子組換え食品ではない」、「遺伝子組換え成分を含まない」、「遺伝子組換え成分を除去済み」、又は同様の文章を使用することが禁じられている。

GMO表示が不要となるケース

1. 製造工程において遺伝子組換え食品である原材料を使用していないことを示すトレーサビリティシステムの証拠がある製造者または輸入者
- 2.消費者に直接販売する小規模製造者、調理者
- 3.最終製品に遺伝子組換えによる遺伝物質およびタンパク質が残っていない遺伝子組換え生物由来の食品
- 4.加工助剤として使用する遺伝子組換えによるタンパク質

上記の内容を規定している保健省告示第431号、第432号は、2022年12月4日から施行されており、GMOを含む食品の製造者、輸入者、販売者には、告示に従った当該食品の生物学的安全性評価、ラベルの表示が求められている。施行日以前に遺伝子組換え生物由来の食品を製造または輸入する認可を受けていた遺伝子組換え生物由来の食品ラベルは、施行日から2年以内（2024年12月3日まで）は販売を継続できる。

1 保健省告示第431号「遺伝子組換え生物由来食品」

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509441312114745344&name=P431.PDF>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/45.pdf

保健省告示第432号「遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示」

タイ語原文：<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509441595343511552&name=P432.PDF>

和訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/46.pdf

ジェトロ ビジネス短信添付資料「保健省告示第431号「遺伝子組換え生物由来食品」の概要、保健省告示第432号「遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示」の概要」https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=35230424

3.4.2 GMO表示ラベルの表示内容²

遺伝子組換え生物由来の食品で主要原材料が1種類の場合は「遺伝子組換え」と食品名に添える。主要原材料が複数の食品は「遺伝子組換え」を該当する原材料名に添えるか、又は、該当する原材料名の下に表示する。遺伝子組換え生物由来の食品・生産物には遺伝子組換え（植物/動物の種類または微生物名を記載）から製造した（食品/製品名）」と表示する。ラベルの文字は太字で読みやすく、文字の色はラベルの背景色と対照的な色で、サイズはラベルの面積に適切に応じた表示であること。任意で背景が黄色の三角形に黒字でGMOと表記したロゴやアプリケーション等を通じた消費者への追加情報のための文言を表示してもよい。

図3.4-1 GMO表示ラベルの例（主要原材料が1種類の場合）

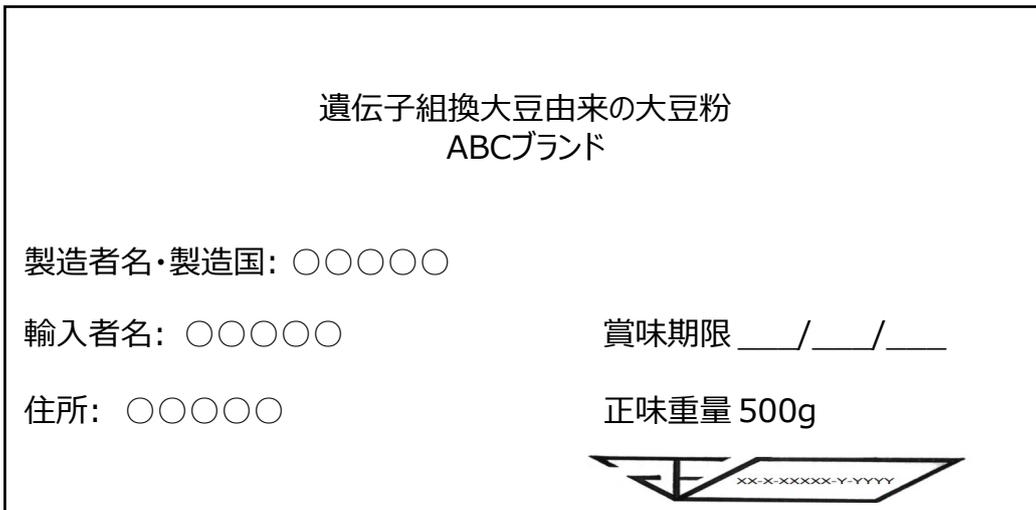


図3.4-2 GMOマーク（任意）



この項目に関する問い合わせ先：

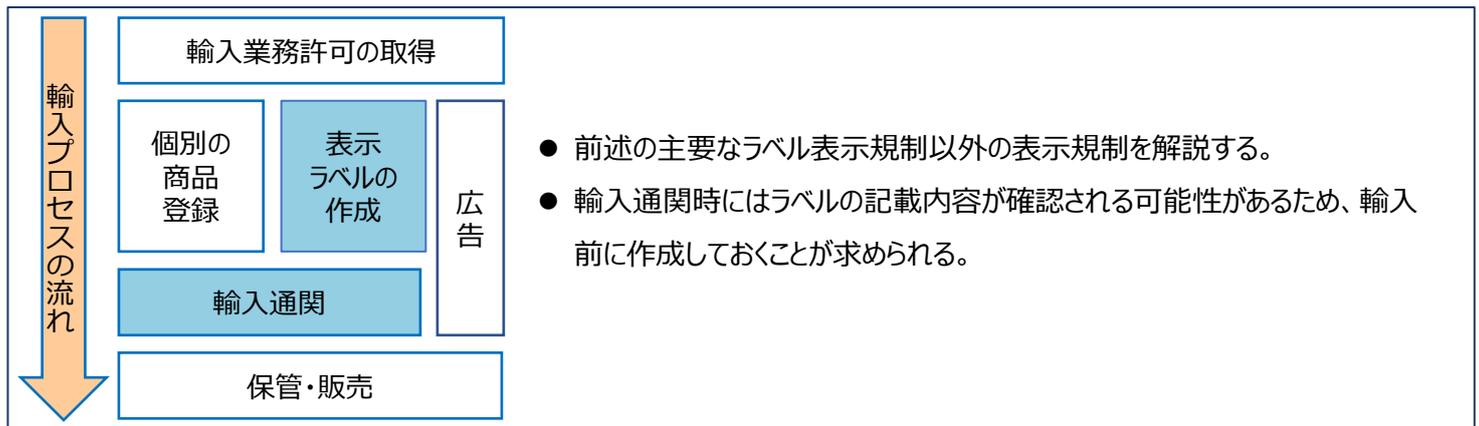
部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7173, +66-2-590-7179

Website： <https://food.fda.moph.go.th/>

² 食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示(第432号) 2022 年「遺伝子組換え生物由来食品のラベル表示」に関する説明」
 タイ語原文： https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509719816635031552&name=P432_GMO.pdf
 和訳： https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/49.pdf

3.5 その他の表示



3.5.1 その他の個別告示による表示規制概要

包装食品ラベル、栄養表示ラベル、GDAラベル、GMO表示ラベル以外にも、表示に関する規制が存在しており、規制対象に該当する場合は、それぞれの規制に従い表示を行うことが求められる。また、一部の食品には、当該食品に特化した個別の表示義務に関する規制があり、それらにも従うことが求められる。以下はこうした規制の例である。

3.5.2 食品添加物の表示¹

保健省告示第281号において、食品添加物とは、その栄養価にかかわらず、通常それ自体が食品として、又は食品の主たる材料として使用されることはないが、製造技術における効果、食品の着色、着香、包装、保管、運搬を目的に食品に添加されるもので、それにより食品の品質、基準又は特性に対して何らかの影響をもたらすものとして定義されている。食品に添加しないが、乾燥剤、酸化防止剤など、前述の目的のために特別の容器に封入し食品内に包装する物質も含む。食品添加物の表示は、保健省告示第367号「包装食品のラベル表示について」および保健省告示第372号「食品添加物」（第3版）に従い、次の表示が求められる。

1. 食品名に「食品添加物」又は食品における機能的分類(着色、増粘等)を添える。
2. 製造ロット等、トレーサビリティを可能にする情報
3. ①保存期間が18ヶ月以下の場合は、消費期限・賞味期限、②保存期間が18ヶ月以上の場合は製造日、または保存期限のいずれか
4. 食品の原材料（食品添加物はCodexの一般規格に従った名称、又は保健省告示「食品添加物」に従った名称を記載する。INS for Food Additives番号を併記する。）
5. わかりやすく正確に使用できる使用方法（使用目的、使用する食品の種類、食品に使用する量）

3.5.3 プレミアム表示²

食品ラベル上の「プレミアム」の表示を規制する告示（保健省告示第365号、第366号）については2022年5月に保健省告示第433号、第434号により廃止されている。これにより、「プレミアム」と表示する際の許可の取得は不要となったが、

¹ 保健省告示第372号「食品添加物(第3版)」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509388962406735872&name=P372.PDF>

² 保健省告示第433号「保健省告示第365号食品ラベル上の「プレミアム」表示の廃止」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509442867157147648&name=P433.PDF>

保健省告示第434号「保健省告示第366号バスチャライズ製法の牛乳及び全脂肪牛乳ラベル上の「プレミアム」の表示の廃止」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509443092349329408&name=P434.PDF>

製品登録時に「プレミアム」と表示している根拠を示す書類（例：原材料が特別であることを示す証拠書類など）が要求される場合がある。

3.5.4 牛乳の表示³

保健省告示第350号「牛乳」では、牛乳は原乳由来の製品で、1.生鮮牛乳、2.牛乳、3.粉乳、4.練乳、5.還元乳、6.脂肪変換乳の6種類に分類している。牛乳の表示は、保健省告示第367号「包装食品のラベル表示」および第383号「包装食品のラベル表示」（第2版）に基づくが、一部の内容については次の通り、保健省告示第350号に従う。

1. 牛乳の商品名は、保健省告示第350号の規定に従い牛乳の種類を添える。「商品名(粉乳)」等。
2. 保健省告示第350号に規定される特定の牛乳(全脂粉乳以外の粉乳、全脂練乳以外の練乳等)については「乳児の育成用に使用しないで下さい」と表示する。
3. 牛乳の原材料表示は、すべての原材料について、おおよその重量の割合の大きい順に表示する。

3.5.5 食用塩表示⁴

保健省告示「食用塩」において、「食用塩」とは、食品として使われる、又は食品の混合物若しくは成分として使われる塩化ナトリウムを意味し、食用塩1kgあたりのヨウ素含有量は20mg以上40mg以下でなければならないとして、定義されている。食用塩の表示は、2011年保健省告示「食用塩」に準拠しなければならないが、次の表示内容が規定されている。なお、当該告示は、1.ヨウ素添加工程において使用される食用塩、2.輸出用食品製造に使用する目的の食用塩、3.輸出用食用塩、4.非食品産業に使用する目的の食用塩には適用されない。

1. 食品名（もしあれば）
2. はっきりと読み取れる高さ5mm以上の文字で「ヨウ素添加食用塩」、または場合に応じて「ヨウ素添加をしていない食用塩」、「ヨウ素摂取が制限されている人用食用塩」等と食品名に添える。
3. 食品登録番号
4. 製造者又は包装者又は輸入者の名称及び住所
5. 「賞味期限」の文言、及び良好な品質又は規格が保たれている年月
6. メートル法による正味重量
7. 「日陰で乾燥した場所に保管してください」の文言

この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

電話番号： +66-2-590-7208

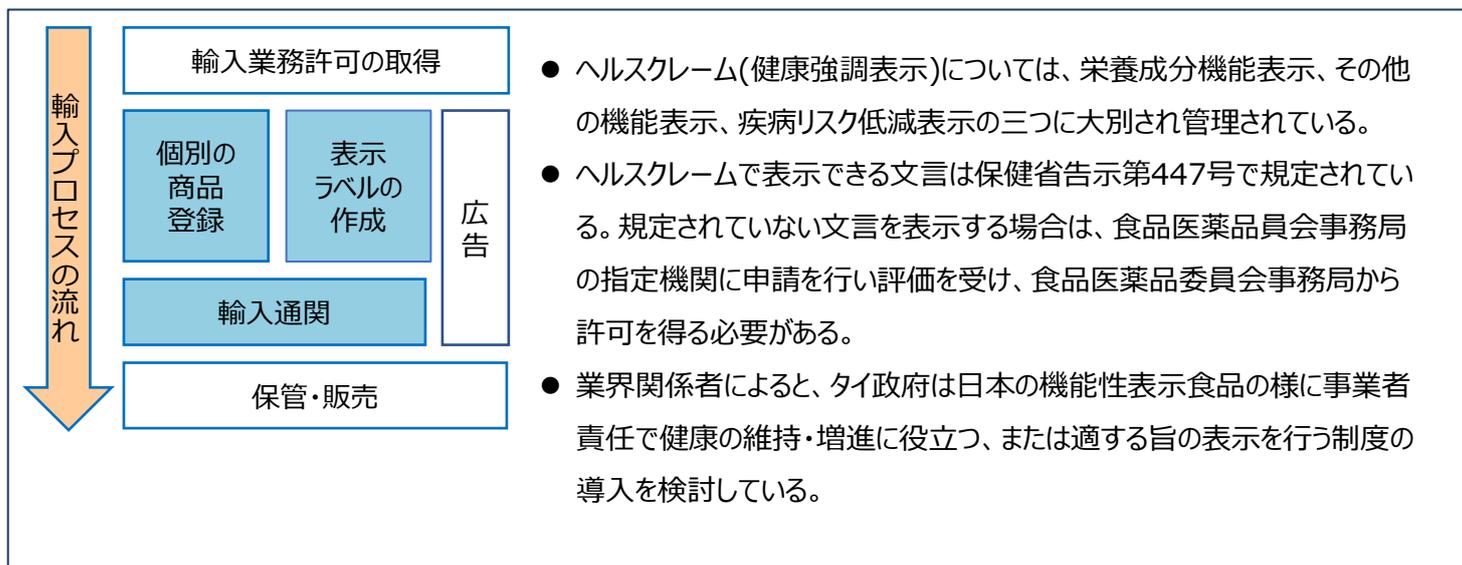
Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

³ 保健省告示第350号「牛乳」<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2556/E/087/61.PDF>

⁴ 保健省告示「食用塩」<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509369278349320192&name=P-021.pdf>

(B) 任意項目に関するもの、広告

3.6 ヘルスクレーム(健康強調表示)



3.6.1 ヘルスクレーム(健康強調表示)の概要¹

保健省告示第447号「ラベル上の食品健康強調表示」において、ヘルスクレーム(健康強調表示)とは、健康に影響を与える食品または食品の成分に関する直接的・間接的な文言、図柄、記号などの表示として定義されている。以下の3つに大別され、表示するための条件がそれぞれ設定されている。なお、患者用の特別な目的を持つ食品、輸出用食品は同告示の対象外とされている。

1. 栄養成分機能表示(Nutrient function claim)
2. その他の機能表示 (Other function claim)
3. 疾病リスク低減に関する表示 (Reduction of disease risk claim)

共通の表示条件として、ヘルスクレームを行う食品は、安全かつ法令で規定されている品質規格を満たし、栄養学的または生理学的に健康に有益な形および量の食品成分、栄養素、その他の物質を含んでいること、ヘルスクレームは一般的に受け入れられているかつ最新の科学的証拠に基づいていること、強調表示する食品又は食品成分の量は正確かつ適切な方法により分析できることなどが規定されている。種類別の定義、条件は以下のとおり。

ア. 栄養成分機能表示

栄養成分機能表示(Nutrient function claim)とは、身体の成長、発達、正常な機能における栄養素の生理的役割に関する特性・利点の表示として定義されている。例えば、「カルシウムは強い骨や歯の形成に役立つ」といった表示が該当し、告示第447号付属表1において表示可能な文言が列挙されている。表示するための条件は以下の通り。

- ・表示する栄養成分は、保健省告示第445号「栄養表示」の付属表3に基づいたThai RDIリストに従った成分であること。
- ・表示する文言は保健省告示第447号の付属表1に従うこと。
- ・表示する食品単位において総脂質13g超、飽和脂肪4g超、コレステロール60mg超、ナトリウム300mg超、総糖類13g超の場合、当該の栄養素の量を強調表示する文言の隣に表示すること。

¹ 保健省告示第447号「ラベル上の食品健康強調表示」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907022966235136&name=P447.pdf>

イ. その他の機能表示

その他の機能表示 (Other function claim)とは、食事全体の中で、食品または食品成分の摂取が身体の正常な機能または生物学的活動に及ぼす特定の特性・利点(Specific beneficial effects) に関する表示であり、このような表示は健康へのプラスの影響、身体機能の改善、健康状態の改善・維持に関連するものであるとして定義されている。例えば、「オーツ麦/大麦由来のβグルカンはコレステロールの吸収を低下させるのに役立つ」といった表示が該当する。

- ・表示する文言は保健省告示第447号の付属表2に従うこと。
- ・表示する食品単位において総脂質13g未満、飽和脂肪4g未満、コレステロール60mg未満、ナトリウム300mg未満、総糖類13g未満であること。

ウ. 疾病リスク低減表示

疾病リスク低減表示(Reduction of disease risk claim)とは、疾病や健康に関連する症状の発生リスクの低減に対する食品または食品成分の摂取に関する特性・利点の表示として定義されている。例えば、「低ナトリウムの食品は、脳卒中や心臓病の危険因子である高血圧のリスクを軽減する可能性があります。本製品は低ナトリウム食品です。」といった表示が該当する。

- ・表示する文言は保健省告示第447号の付属表3に従うこと。
- ・表示する食品単位において総脂質13g未満、飽和脂肪4g未満、コレステロール60mg未満、ナトリウム300mg未満、総糖類13g未満であること。

3.6.2 規定された文言以外のヘルスクレーム²

保健省告示第447号の付属表に規定されていない健康強調表示を行う場合は、タイ国食品の栄養評価・健康強調表示評価センター (CNACT) にて評価を受け、食品医薬品委員会事務局にその評価結果及び保健省告示第447号で指定される書類を提出し、表示許可の審査を受ける必要がある。CNACTでの必要書類は次のとおり。

表3.6-1 ヘルスクレーム評価に求められる申請書類まとめ

栄養成分機能表示	その他の機能表示、疾病リスク低下に関する表示
A-1. 信頼のできるジャーナルに掲載された系統的文献レビュー (Systematic review) 及びメタ分析 (Meta-analysis) 又は A-2. CodexのScientific committeeなどに認められ、信頼のできる科学的見解又は文書(Scientific opinion) 又は A-3. 信頼のできるジャーナルに掲載された適切に設計されたヒト介入試験 (Well-designed human intervention study) 結果レポートの完全版	A. 信頼できるジャーナルに掲載された適切に設計されたヒト介入試験(Well-designed human intervention study) 結果レポートの完全版 および次のいずれか一つ B-1.信頼のできるジャーナルに掲載された系統的文献レビュー (Systematic review) 及びメタ分析 (Meta-analysis) 又は B-2. CodexのScientific committeeなどに認められ、信頼のできる科学的見解又は文書 (Scientific opinion)
追加補足書類 (存在する場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 査読され信頼のできるジャーナルに掲載された関連記事 (Peer-reviewed published articles) ・ 実験動物における研究 (In vivo) ・ 実験動物の体外での研究 (Ex vivo) 又は試験管内での研究 (In vitro) ・ 適切に設計されたいくつかの研究から一貫した研究結果を導き出した観察的疫学研究 (Observational evidence) ・ 学術文献・参考文献(Evidence-based reference texts)、又は認められた信頼のできるその他の文献 	

² CNACT 製品の健康強調表示に関する評価申請書
<https://www.nutritionthailand.org/th/2017-05-09-04-34-31/มูลนิธิจัดตั้งศูนย์ประเมินฯ-หรือ-cnact.html>

3.6.3 ヘルスクレームの評価・審査プロセスおよび所要期間³

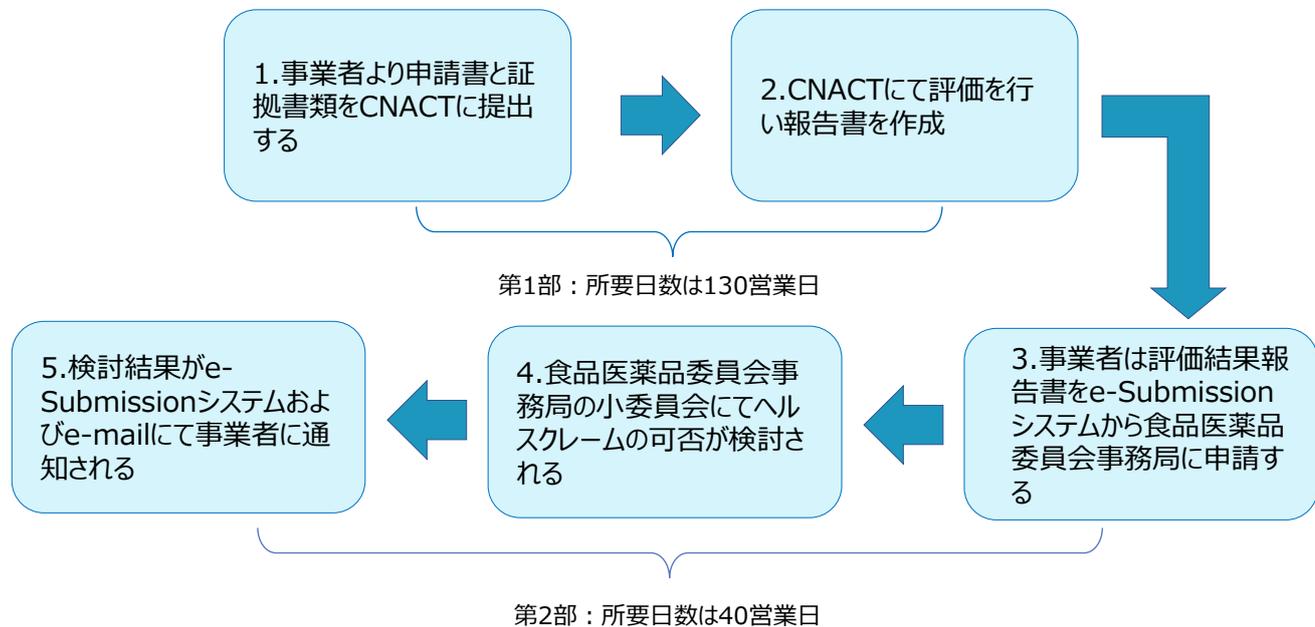
主に次の2種類の手続きが必要となる。

第1部 外部機関での評価：事業者は、食品医薬品委員会事務局が認めるヘルスクレーム評価機関であるタイ国食品栄養およびヘルスクレーム評価センター(Center for Nutrition Assessment and Health Claims for Food Products of Thailand, CNACT)にて、ヘルスクレーム評価申請を行う。CNACTにおける評価に要する期間は130営業日以内（書類の確認、追加、修正、説明の期間は含まない）、申請にかかる料金は以下のとおり⁴。

- (1) 申請書類の検査手数料 5,000バーツ
- (2) 申請書類が学術的基準に適合し十分であるか否か確認するための確認手数料 50,000バーツ
- (3) 専門的な学術的証拠書類の審査料金
 - 1. 栄養成分機能表示 15,000バーツ
 - 2. その他の機能表示または疾病リスク低減表示 50,000バーツ

第2部 食品医薬品委員会事務局での審査：事業者はCNACTの評価結果と保健省告示第447号で指定される書類を、e-Submission (<https://privus.fda.moph.go.th/>)から提出し、FDA栄養・健康強調表示に関する小委員会（オ-3）によるヘルスクレームの可否の審査を受ける。食品医薬品委員会事務局における審査に要する期間は40営業日以内（書類の確認、追加、修正、説明の期間は含まない）、審査手数料は3,000バーツである⁵。

図3.6-1 ヘルスクレームの評価・審査プロセスおよび所要期間



³ 食品医薬品委員会事務局告示「食品医薬品委員会事務局が認める食品安全性評価機関および食品安全性評価ガイドライン」
https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=517516719191891968&name=213_FoodSafety.pdf

⁴ タイ国食品栄養およびヘルスクレーム審査センターの学術サービスの詳細

https://www.nutritionthailand.org/images/dataweb/about_us/20191225/รายละเอียดการให้บริการทางวิชาการ_แก้ไขครั้งที่%2002.pdf

⁵ 国民のためのマニュアル「健康強調表示申請」

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512654493050085376&name=9.2_M44_Health_claims.pdf

3.6.4 ヘルスクレームの詳細⁶

ヘルスクレームの表示言語はタイ語（外国語併記でも可）で、食品医薬品委員会事務局が規定するもの、又は同局から承認を得たものを表示できるが、病気の治療、緩和、予防ができると誤解を招くものであってはならないとされている。ヘルスクレームを行う食品には栄養表示（3.2 栄養表示ラベル参照）を行う他、包装食品のラベル表示に関する保健省告示（第367号等）に従い、さらに次の表示項目を表示する必要がある。

- 強調表示する栄養成分の量
- 強調表示どおりの有効性を得るために必要な摂取量と方法
- 対象となる消費者のグループ（もしあれば）
- リスクグループの人又は当該食品を避けたい人への食品摂取におけるアドバイス（もしあれば）
- 摂取上の注意事項または安全に摂取できる食品または食品成分の最大量（もしあれば）
- 「常にバランスよく5大栄養素を満たす様々な食品を食べましょう」の文言
- 「病気の治療、予防の効果はありません」の文言（その他の機能表示、疾病リスク低減表示の場合）
- 食品医薬品委員会事務局が規定又は許可する条件に基づいたその他の文言

この項目に関する問い合わせ先：

食品医薬品委員会事務局における審査について

部署名：食品医薬品委員会事務局 食品部 規格規定グループ

Food and Drug Administration, Food Division, Food Standard and Regulation Group

電話番号：+66-2-590-7178, +66-2-590-7185

ウェブサイト：<https://food.fda.moph.go.th/>

外部審査について

部署名：Center for Nutrition Assessment and Health Claims for Food Products of Thailand, CNACT

所在地：128/107, 9th Floor, Phayathai Plaza Building, Phayathai Road, Thung Phayathai,

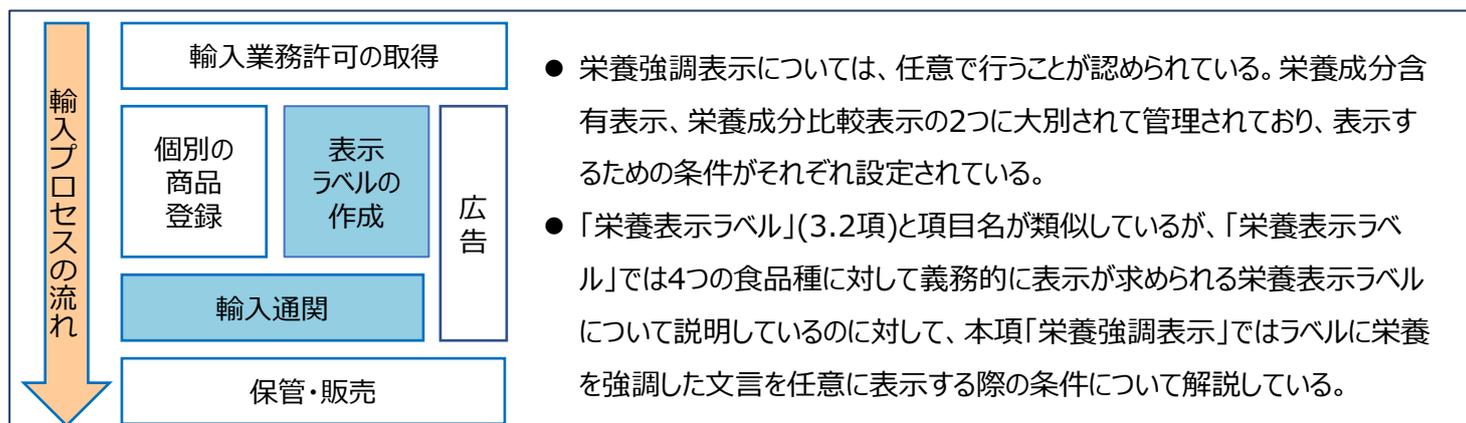
Ratchathewi, Bangkok 10400

電話番号：+66-95-293-1014, +66-95-935-6460

ウェブサイト：<https://www.nutritionthailand.org/en/>

⁶ 保健省告示第447号「ラベル上の食品健康強調表示」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907022966235136&name=P447.pdf>

3.7 栄養強調表示



3.7.1 栄養強調表示の概要¹

保健省告示第445号「栄養表示」において、栄養強調表示とは、熱量、タンパク質、脂質、炭水化物、ビタミン・ミネラルの量を含む食品の栄養価に関する情報、写真、絵図、記号などを直接的または間接的にラベルに表示することとして定義されており、表示内容は2つ(1. 栄養成分含有表示(Nutrition content claim)、2. 栄養成分比較表示(Nutrient Comparative claim))に分けられている。表示するための条件がそれぞれ設定されており、概要は以下の通り。

これらの栄養強調表示は、事前に食品医薬品委員会事務局への許可申請は求められないが、告示の内容に従った表示を行うことが求められる。

ア. 栄養成分含有表示(Nutrition content claim)

保健省告示第445号「栄養表示」において、栄養成分含有表示とは、「カルシウムの供給源」、「食品繊維が豊富で低脂肪」等、食品内の栄養成分や熱量の含有水準を表示したもとして、定義されている。製造者が、製造方法を改善したり、通常と異なる原材料を使用したりすることによって、栄養価に差異を出した場合は、当該商品に「〇〇フリー」や「低〇〇」などの表示を行うことが出来るが、その特性が、食品が本来持っている特性である場合(飲料水における「カロリーゼロ」、「低脂肪」等)は、それを強調する表示は禁止されている。

1 保健省告示第445号「栄養表示」 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907023645712384&name=P445.pdf>

表示条件は、1.参考摂取1単位量(保健省告示第445号「栄養表示」付属表2)で1食分の参考摂取量が規定されている食品および同食品と消費形態が類似している食品、2.その他の食品、からなる2つのケースが規定されている。1.の例を挙げると、「カロリーフリー」と記載するためには、参考摂取1単位量およびラベルに記載された1食分当たりにおいて含有カロリー(熱量)が5kcal未満であることが求められる。「低カロリー」と記載するためには、参考摂取1単位量またはラベルに記載された1食分あたりにおいて含有カロリー(熱量)が40kcal以下であることが求められる。詳細は、保健省告示第455号「栄養表示」付属表4に規定されている条件を参照。

イ. 栄養成分比較表示(Nutrient comparative claim)

保健省告示第445号「栄養表示」において、比較表示とは、同じまたは類似した2種類以上の食品に含まれる栄養成分や熱量の量を比較し、表示を行うものとして、定義されている。表示例としては、「～より低い、～より少ない」、「～より高い」、「低減した」、「低カロリー、ライト」、「添加した、強化した、豊かにした」等がある。この様に量を比較表示する場合、表示食品の比較対象となる食品(参照食品)は、以下2種類のみが認められている。

A. 製造業者自身の通常の製造方法を用いた製品

B. タイ国内で一般的に販売されている当該の栄養成分を含む代表的な同種の製品(例:消費者に人気の上位3品の平均栄養成分との比較)

比較表示は、比較対象食品の種類名を記載し、比較対象食品内に含まれる量と比較して低減または増量した栄養成分または熱量の水準を%または割合で表示するとともに、1食分あたりの当該の栄養成分の量を表示する。

表示条件は、1.参考摂取1単位量(保健省告示第455号「栄養表示」付属表2)で1食分の参考摂取量が規定されている食品および同食品と消費形態が類似している食品、2.その他の食品の2種類の場合に応じて規定されている。

1.の例を挙げると、「従来品より○%カロリーカット」と表示するためには、参考摂取1単位量およびラベルに記載された1食分当たりにおいて含有カロリー(熱量)が比較対象食品より25%以上低減出来ていることが求められる。詳細は、保健省告示第455号「栄養表示」付属表4に規定されている条件を参照。

この項目に関する問い合わせ先:

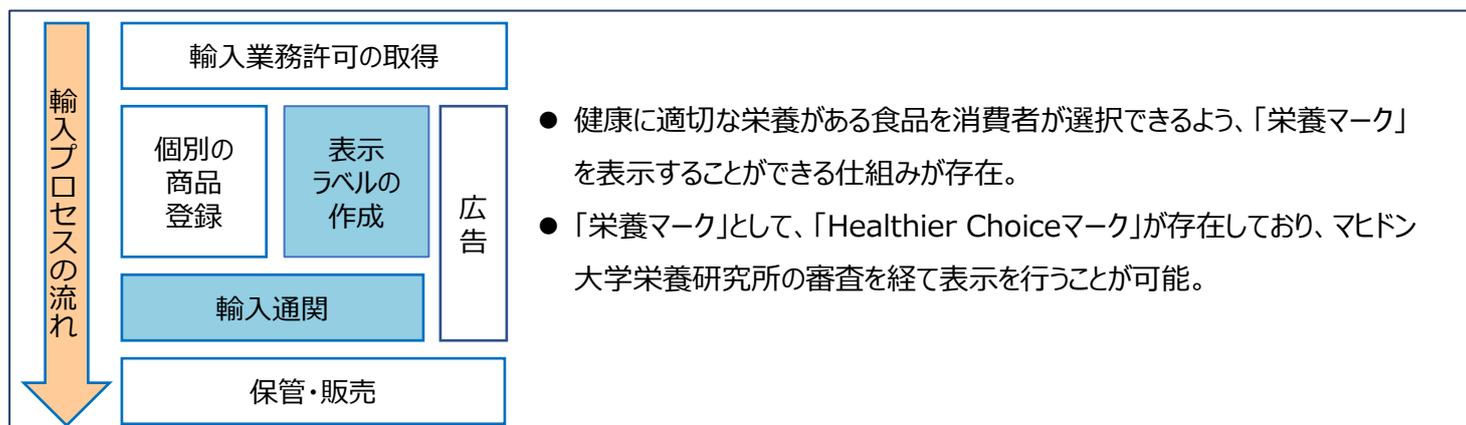
部署名: 食品医薬品委員会事務局 食品部 規格規定グループ

Food and Drug Administration, Food Division, Food Standard and Regulation Group

電話番号: +66-2-590-7178, +66-2-590-7185

ウェブサイト: <https://food.fda.moph.go.th/>

3.8 Healthier Choiceマークの表示



3.8.1 制度の概要¹

消費者が健康に適切な栄養がある食品を選択出来るよう情報を提供するため、保健省告示第373号「食品ラベル上への栄養マークの表示」が公布されており、栄養マークが定義され、栄養マークの表示を行う際の手順が規定されている。同告示では、この背景として、タイでは近年肥満、糖尿病、高血圧等、慢性的非感染症疾病(Non-communicable diseases 又はNCDs)の罹患者が増える傾向にあり、その理由の一つとして、健康的でない消費習慣であることが言及されている。

保健省告示第373号「食品ラベル上への栄養マークの表示」の概要は以下の通り。

1. 栄養マークとは、消費者の食品選択の補助になるマークを意味する。
2. 食品上に栄養マークを表示することを希望する事業者は、マヒドン大学栄養研究所、栄養奨励財団（Nutritional Promotion Foundation）、又は認可を受けた他の機関による検査を経て認証を得ること。
3. 栄養マークの様式及び審査に使用される成分・栄養(砂糖、脂肪、ナトリウム)の基準は小委員会の発表に従う。

3.8.2 Healthier Choiceマーク²

保健省告示第373号「食品ラベル上への栄養マークの表示」に基づく栄養マークとして、Healthier Choiceマークというものが存在。2023年11月時点で、483社の3,317商品がHealthier Choiceマークの表示を認められている。表示するためには、小委員会の定めた「Healthier Choiceマーク検討に使用する成分及び栄養の基準」に基づき、食品グループ別に設けられた基準値を満たす必要等がある。2024年2月現在、小委員会の基準は2部公布されており、次の14の食品グループの基準が設定されている。

1 保健省告示第373号「食品ラベル上への栄養マークの表示」 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2559/E/047/5.PDF>、
食品医薬品委員会事務局告示「保健省告示第373号「食品ラベル上への栄養マークの表示」の解説」
https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509559487015821312&name=No.373_Notification_Nutrition_Symbol.pdf
小委員会告示「栄養マークHealthier Choiceの規程」
https://healthierlogo.com/wp-content/uploads/2016/04/ประกาศ_เงื่อนไขการแสดง-HLC-24-7-66-รวมเจตสี.pdf
2 Healthier Choiceマーク検討に使用する成分及び栄養の基準等、関連告示 <https://healthierlogo.com/กฎหมายที่เกี่ยวข้อง/>

図3.8-1 Healthier Choiceマーク³



表3.8-1 Healthier Choiceマークに関して基準値が定められている食品

1. 主食	5. インスタント食品	9. パン	13. 魚・その他の水産物類
2. 飲料	6. スナック菓子	10. シリアル	14. 肉製品
3. 調味料	7. アイスcream	11. 焼き菓子	
4. 乳製品	8. 油脂	12. 軽食類	

この項目に関する問い合わせ先：

部署名： The Healthier Choice Logo Certifying Unit

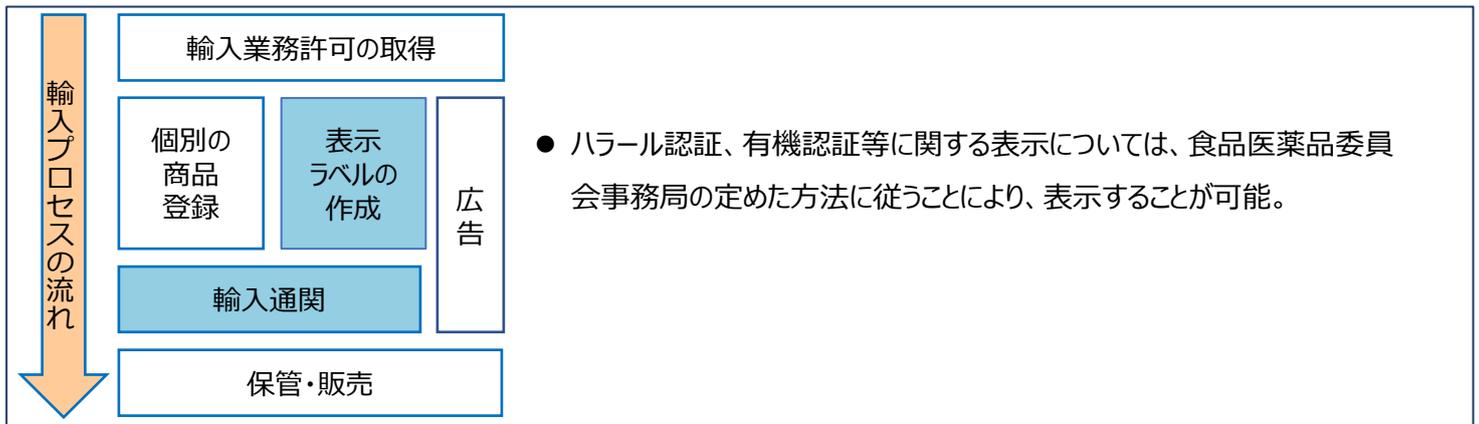
マヒドン大学栄養研究所(Institute of Nutrition, Mahidol University)

電話番号： +66-2-800-2380, 08-1978-0806

Website： <https://healthierlogo.com/> | <https://inmu2.mahidol.ac.th/th/>

3 小委員会告示「栄養マークHealthier Choiceの規程」(※食品医薬品委員会事務局から掲載許可取得)
<https://healthierlogo.com/wp-content/uploads/2016/04/ประกาศเงื่อนไขการแสดง-HLC-24-7-66-รวมเขตสี.pdf>

3.9 その他の任意認証マークの表示 (有機、ハラール等)



3.9.1 任意認証マークの表示方法¹

食品医薬品委員会事務局告示「食品製造規格取得を示す文章およびマークの表示規程」において、食品製造規格に係る認証の表示方法が規定されており、当該方法に従い、GAP(Good Agricultural Practice)、有機認証、ハラール認証等の任意認証を表示することができる。表示するためには、認証を示すマークまたはロゴ(Certification mark/Logo)に加え、以下の情報を併記する必要がある。

1. 認証を受けた食品製造施設名
2. 認証を受けた食品製造システム規格の種類
3. 認証書を発行した認証機関名

また、以下の2つの条件に従う必要がある。

1. 認証を受けていない部分まで認証を受けていると理解させる内容でないこと。
2. 使用期限を超えていない認証書または書類を持っており、担当官または消費者が要求した際には担当官が検査することが出来、認証機関までトレースが出来るようになっていること。

3.9.2 ハラール認証マークの表示²

ハラール事業の運営に関するタイ国イスラーム中央委員会事務局規則(2015年)において、ハラール認証マークは、イスラーム教の戒律に反することなく製造された製品を認証するために使用されるマークとして、定義されている。同規則ではハラール認証の認証者として、タイ国イスラーム中央委員会事務局 (CICOT) と各県のイスラーム委員会事務局を定めている。

なお、イスラーム教組織運営法により、タイ王国はタイのイスラーム教の代表 (chief of the Muslim in Thailand) を選出し、その代表をタイ国イスラーム中央委員会事務局の代表が務める旨が規定されており、2021年4月現在、タイ国イスラーム中央委員会事務局及び各県のイスラーム委員会事務局以外に、タイ国内でハラール認証を実施できる者はいない状況となっている。

¹ 食品医薬品委員会事務局告示 食品製造規格取得を示す文章およびマークの表示規程
https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509712977105133568&name=64_label.pdf

² タイ国イスラーム中央委員会事務局規則「ハラール事業の運営」(2015年)
https://www.cicot.or.th/storages/contents/attachments/1_Regulation_of_the_Central_Islamic_Council_of_Thailand_B.E._2558_TH.pdf, タイ国イスラーム中央委員会事務局への電話での聞き取り調査 Tel. 02-949-4215

なお、海外のハラール認証については、タイ国イスラーム中央委員会事務局によると、同事務局について登録された認証機関から発行されたものであれば表示可能とのこと。2021年4月時点、日本のハラール認証機関で登録されているのは、1) Japan Islamic Trust、2) NPO Japan Halal Association、3) Nippon Asia Halal Association、4) Muslim Professional Japan Associationであり、これら以外の機関から発行されたハラール認証を表示する場合は、事前にタイ国イスラーム中央委員会事務局に申請することが求められる。

3.9.3 有機表示

国家農産物食品規格事務局は「Organic Thailand」という有機規格を作っており、認証を受けた製品はOrganic Thailandマークを表示することが出来る。米、畜産物、水産物等が対象となっている。認証機関は、農業局、米局、水産局、畜産局といった政府機関の他、農産物食品規格局により認められた民間の認証機関も存在している。国内やタイ国外で作られる有機農産物に対し取得が強制されるものではなく、取得は任意となっている。

また、日本をはじめタイ国外で取得している有機認証については、食品医薬品委員会事務局告示「食品広告規定」に従うことにより表示することが可能。概要は次のとおり。

1. 日本の有機JASマークの表示について

有機JAS認証を受けており、その期限が切れていなければ、パッケージに有機JASマークを表示し、タイ国内で販売することが可能。有機JAS適合証明書（日本語の場合は、タイ語又は英語に翻訳し、翻訳証明が行われたもの）は通関時に提出が求められることがある。

2. 包装に「Organic」と表示することについて

事前に食品医薬品委員会事務局から食品広告許可を取得することにより、表示することが可能。許可を取得するためにはタイ政府機関による認証、各国の政府機関によって登録を受けた認証機関によって発行された認証、IFOAMなどの国際的な有機認証を取得していることが求められる。

申請手続き及び必要書類の詳細は、JETROホームページ「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」、タイへの米等の「その他」の「有機認証」を参照。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/rice.html>

この項目に関する問い合わせ先：

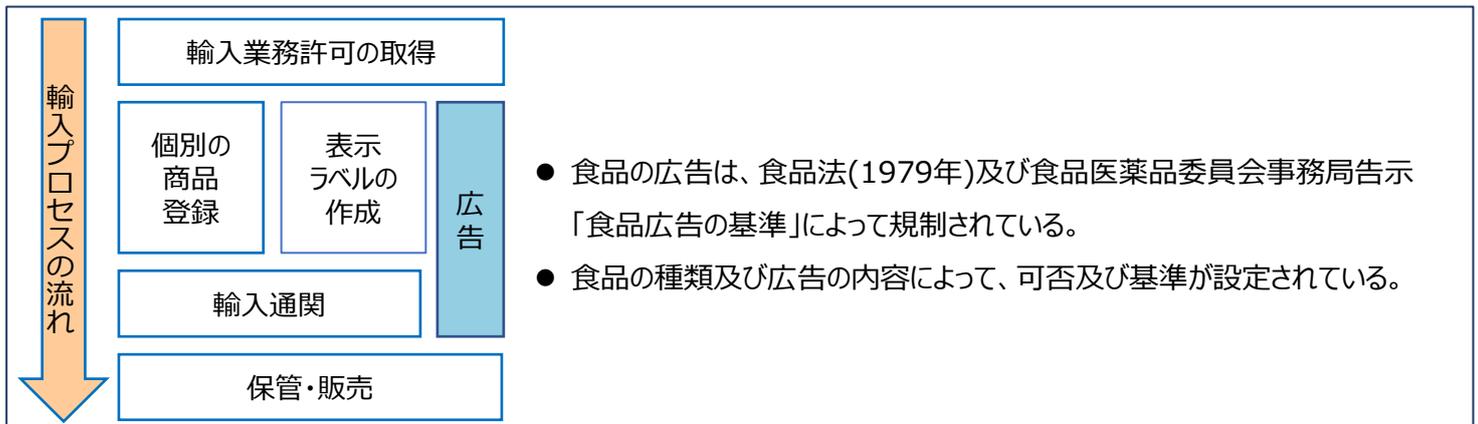
ハラールマーク：

部署名： タイ国イスラーム中央委員会 / The Central Islamic Council of Thailand

Tel. +66-2-096-9499, +66-2--949-4308, +66-2-949-4114

Website：<https://www.cicot.or.th/en>

3.10 広告



3.10.1 広告規制の概要¹

食品の広告は、食品法によって規制されており、第40条により、不適切な誤解を生じさせる虚偽・欺瞞となる食品の効用、品質、効能を広告することは禁じられている。また、第41条では、商業におけるメリットのために、ラジオ、テレビ、又はなんらかの方法で、食品の効用、品質、効能を広告するものは、広告する音声、画像、文言を、事前に食品医薬品委員会事務局に申請しなければならない等と規定されている。申請し許可を得ることが出来る広告の条件は、2021年3月25日に公布された食品医薬品委員会事務局告示「食品広告の基準」によって規定されている。

同告示では、禁止されている広告、事前許可申請が必要な広告、事前許可申請が必要ない広告が定められており、例えば、乳児(6～12ヶ月齢)向け食品および補助食品、幼児(12ヶ月以上～3歳)用食品は、広告が禁止されている。また同告示の付属文書1では、食品の品質、効能の広告への使用が禁止されている文言が規定されている。

1. ビジネスのためではなく学術的情報を通知する場合、2. 会社又は事業のイメージを提起する広告、3. 食品の事実のみを伝える広告は、事前の許可申請なく広告することが出来る。3については、食品医薬品委員会事務局告示の付属文書2に従った文言とする必要がある。一方、販売促進のために、食品の品質・効用、栄養強調表示、健康強調表示を広告する場合には事前に許可を申請しなければならない。全ての広告は、食品医薬品委員会事務局告示「食品広告の基準」に規定されている基準に従っていることが求められ、基準は一般基準と個別基準に分けられている。一般的な食品は一般基準に従うことが求められるが、12種の食品(乳幼児用サプリメント、牛乳、ゼリー、医療用食品、半加工品等)は一般基準に加えて、食品それぞれに設定された個別基準にも従うことが求められる。

¹ 食品医薬品委員会事務局告示「食品広告の基準」

https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509713789600538624&name=64_Advertising.PDF

表3.10-1 広告規制の概要²

広告不可	広告可能	
	申請は不要	申請が必要
1. 乳児（6～12ヶ月齢）用食品およびサプリメント 2. 幼児(12ヶ月～3歳)用食品 3. 食品医薬品告示「食品広告の基準」付属文書1に指定されている文言	1. ビジネスのためではなく学術的情報を通知する場合 2. 販売促進の実施など食品に関する事実を通知する場合 3. 食品の事実のみを伝える広告(食品医薬品委員会事務局告示「食品広告の基準」付属文書2に従った文章を使用する必要)	販売促進のため食品の栄養・健康・栄養成分の価値を強調する広告

3.10.2 広告申請書類及びプロセス³

食品の広告申請時に提出が求められる書類及び申請プロセスは以下の通りである。

申請書類：

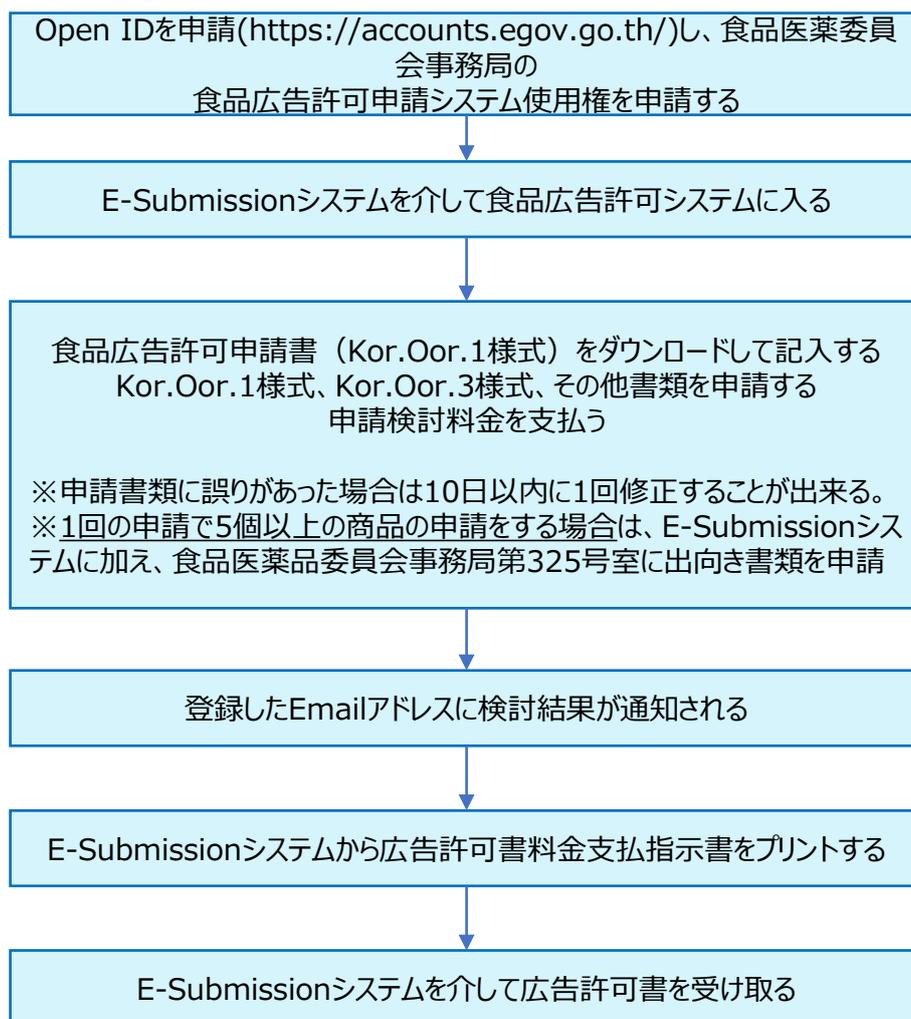
1. 食品広告許可申請書(Kor.Oor.1様式)
2. 広告許可申請書添付書類(Kor.Oor.3様式)
3. 広告許可書添付書類 (申請内容によって異なる)
4. 記述内容及び映像関連書類
5. 過去に広告許可をとった事があり、その文言内容を使う場合は従来の許可書のコピー

申請手数料：申請用紙代2,000バーツ、広告許可書代5,000バーツ

² 食品医薬品委員会事務局告示「食品広告の基準」
https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509713789600538624&name=64_Advertising.PDF
 を元にJETROバンコク事務所作成

³ 食品医薬品委員会事務局ガイドブック「食品広告許可申請」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=470852951079002112&name=6.1.pdf>

図3.10-1 広告許可申請プロセス⁴



3.10.3 広告許可の取得、罰則⁵

申請者は、広告許可が得られた場合、許可が得られた通りの内容で広告を行うことが求められる。広告使用期限は許可を得られた日から起算して5年間である。

許可なく広告を行った場合、又は許可を得られた内容と一致しない内容で広告を行った場合は、5,000バーツ以下の罰金が科せられる。過剰に食品の効用を広告し、広告の趣旨を誤解させた場合は、3年以下の禁固刑、又は3万バーツ以下の罰金が科せられる。⁶

この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

Tel. +66-2-590-7356

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

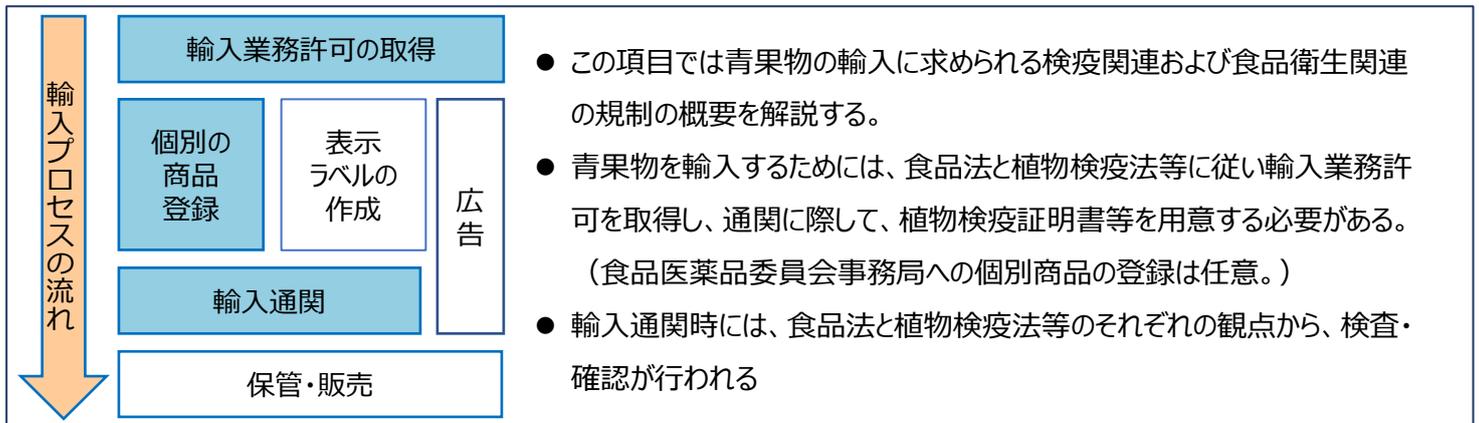
⁴ 食品医薬品委員会事務局ガイドブック「食品広告許可申請」
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=470852951079002112&name=6.1.pdf>
を元にJETROバンコク事務所作成

⁵ 食品医薬品委員会事務局告示「食品広告の基準」
https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509713789600538624&name=64_Advertising.PDF

⁶ 食品法 第70～72条

第4章 検疫関連の規制等

4.1 青果物輸入規制



4.1.1 青果物輸入規制及び輸入手続きの概要¹

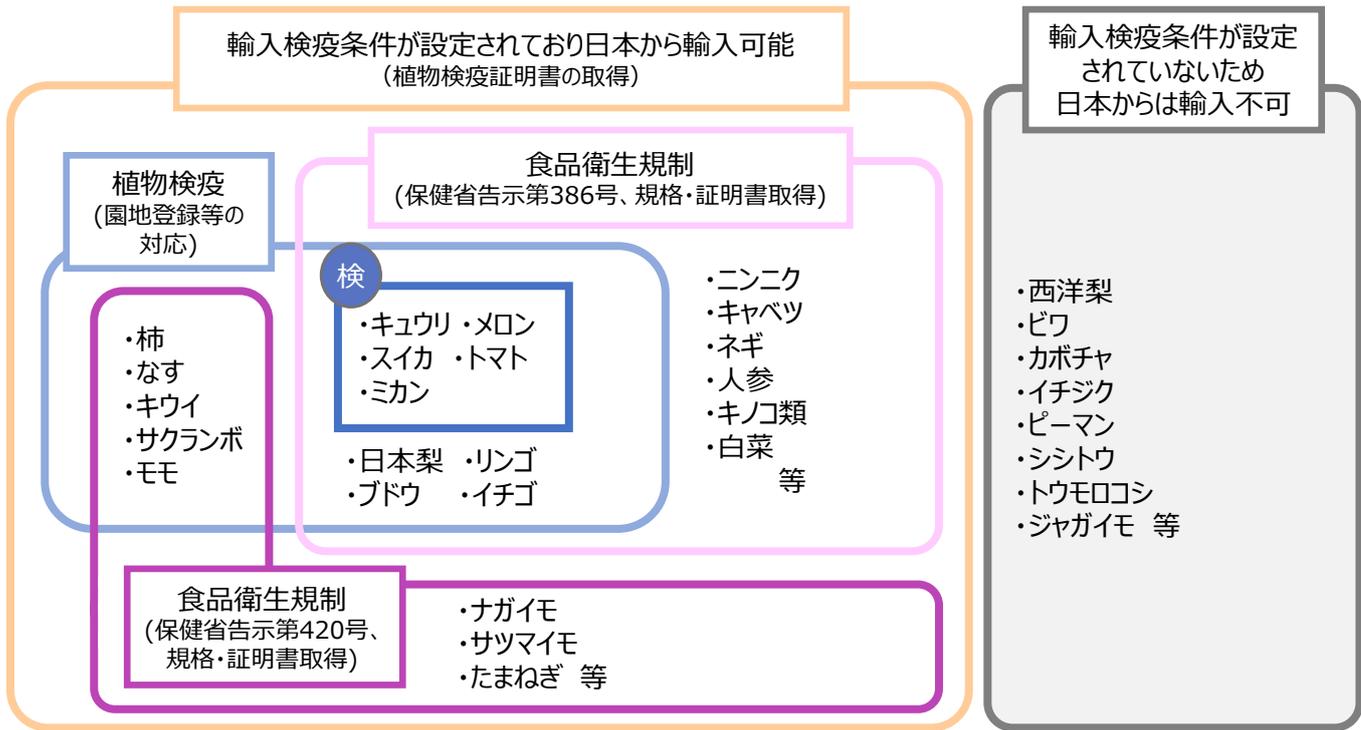
タイにおける青果物の輸入は、農業局によって管轄されている植物防疫法及び下位法令と、保健省食品医薬品委員会事務局が管轄している食品法及び下位法令によって、主に規制されている。前者は主に病害虫の侵入・まん延を防止する観点から、後者は主に食品安全の確保の観点からの規制である。

輸入手続きは、前述の規制等に連動し、主に食品医薬品委員会事務局及び農業局において行う。各プロセスの詳細は、各国・各品目への輸出プロセスを解説しているJETROのホームページ「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」、タイへの青果物の輸出プロセスも参照。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/vegetables.html>

1 関連する告示を元にJETROバンコク事務所作成

図4.1-1 青果物輸入規制の概要²



備考：求められる対応の概要

- 植物検疫証明書の取得等
- 園地の登録、選別・梱包施設の登録等
- 輸出の都度、日本・タイの両政府による合同検査
(※ミカンについては、輸出実績が一定程度ある産地は、輸出の都度の合同検査はなし)
- 保健省告示第386号に従った規格等の証明書取得
- 保健省告示第420号に従った規格等の証明書取得

² 関連する告示及び関連省庁への聞き取り調査を元にJETROバンコク事務所作成

図4.1-2 青果物輸入手続きの概要³

プロセス	タイ		日本	
	食品法等に従った手続き	植物防疫法等に従った手続き		
①輸入業務許可の取得	食品輸入許可証 (Orr.7様式) の取得	禁止品目輸入許可書(Por.Kor.2様式)の取得(禁止品目以外は不要)	保健省告示第386号または第420号に従った証明書の取得	園地、選別・梱包施設の登録等
②個別の商品登録	食品登録番号の取得(任意)		EPA利用のための特定原産地証明書の取得(任意)	植物検疫証明書の取得
③輸入通関	食品法等に従った検査 (保健省告示第386号または第420号に従った証明書の内容確認、残留農薬検査等)	植物輸入申告書 (Por.Kor.5)の申請 植物防疫法等に従った検査 (植物検疫証明書の確認等)		

4.1.2 青果物輸入に関する植物検疫規制、輸入が可能な品目³

青果物は、植物防疫法によって管理されており、日本から輸入される青果物の一部は、植物防疫法上、禁止品目 (Prohibited articles)とされている。禁止品目は、タイ政府と日本政府が合意した輸入検疫条件が設定されている場合は、当該条件を遵守すれば輸入可能。

主な輸入検疫条件は、園地や選別・梱包施設の事前登録等であるが、その詳細は、日本の農林水産省植物防疫所のウェブサイト等で確認されたい。また、一般社団法人全国植物検疫協会（日本）⁴が、農林水産省からの委託を受け、植物検疫や農薬の残留などに関する相談を無料で受けており、活用されたい。

なお、輸入検疫条件は病害虫の侵入・まん延の防止などの観点で設定されていることから、-17.8℃以下で冷凍した青果物については、その旨を記載した植物検疫証明書を日本で取得することにより、輸入検疫条件が未設定のものでも輸入可能⁵。また、輸入検疫条件遵守の対象とならない。

³ 関連する告示及び関連省庁への聞き取り調査を元にJETROバンコク事務所作成

⁴ 一般社団法人全国植物検疫協会 <https://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

⁵ 農業・協同組合省告示 1964年植物検疫法に基づく禁止植物(第5版) 第4.3項

タイ語原文： <http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2550/E/066/1.PDF>

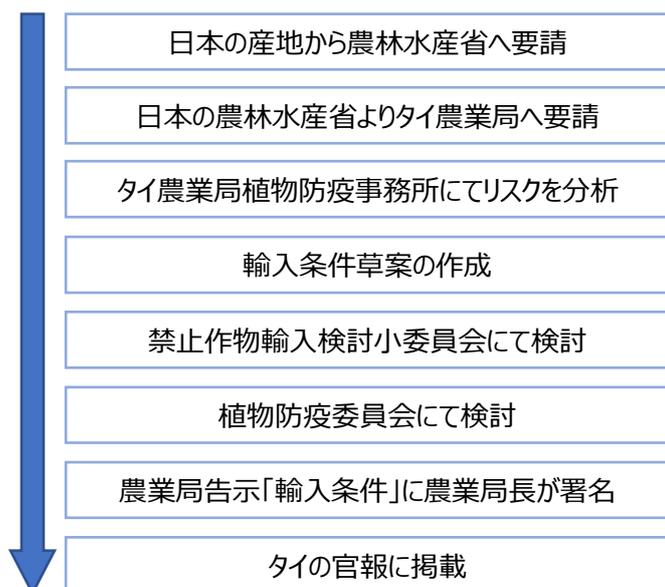
英語版： https://www.doa.go.th/ard/wp-content/uploads/2019/10/G_SPS_N_THA_152_ENGสิ่งต้องห้าม.pdf

表4.1-1 日本産青果物各品目の輸入可否⁶

品目		可否	備考
輸入禁止品目 (Prohibited articles)	輸入検疫条件 設定済み	可能	<ul style="list-style-type: none"> 品目によって求められている条件が異なり（園地・施設の事前登録、検査官による実地検査等）、当該条件を遵守する必要。 禁止品目輸入許可証 (Por.Kor.2)を取得し、輸入事前申請(Por.Kor.5)を行うことが必要。
	輸入検疫条件 未設定	不可	— (日本政府を通じてタイ政府へ条件設定の要請が必要。)
輸入制限品目(Restricted articles)	キャベツ、きのこ、さつまいも、白菜、ニンジン、しょうが、たまねぎ、ナガイモ等	可能	<ul style="list-style-type: none"> 輸入事前申請(Por.Kor.5)を行うことが必要。
一般品目(Unprohibited articles)	れんこん、みつば、ブルーベリー等	可能	

タイ政府による輸入検疫条件がまだ設定されていない場合は、日本政府の植物検疫機関（農林水産省）よりタイ政府の植物検疫機関である農業局(Department of Agriculture, Ministry of Agriculture and Cooperatives)に病害虫リスク分析(Pest Risk Analysis)を要請することが求められる。要請及び農業局による検討プロセスは以下の通り。農業局によると、所要期間は数年単位となるとのこと。

図4.1-3 タイ政府による輸入検疫条件設定までのプロセス⁷



⁶ 関連する告示及び関連省庁への聞き取り調査を元にJETROバンコク事務所作成

⁷ 農業・協同組合省による農産物市場アクセス関連資料 <https://www.moac.go.th/foreignagri-news-files-421691791837> を元にJETROバンコク事務所作成

この項目に関する問い合わせ先：

植物防疫法関連：

部署名： 農業・協同組合省 農業局 植物および農業資材管理事務所

電話番号： +66-2-940-6573 Ext. 126-129

ウェブサイト： <http://doa.go.th/ard>

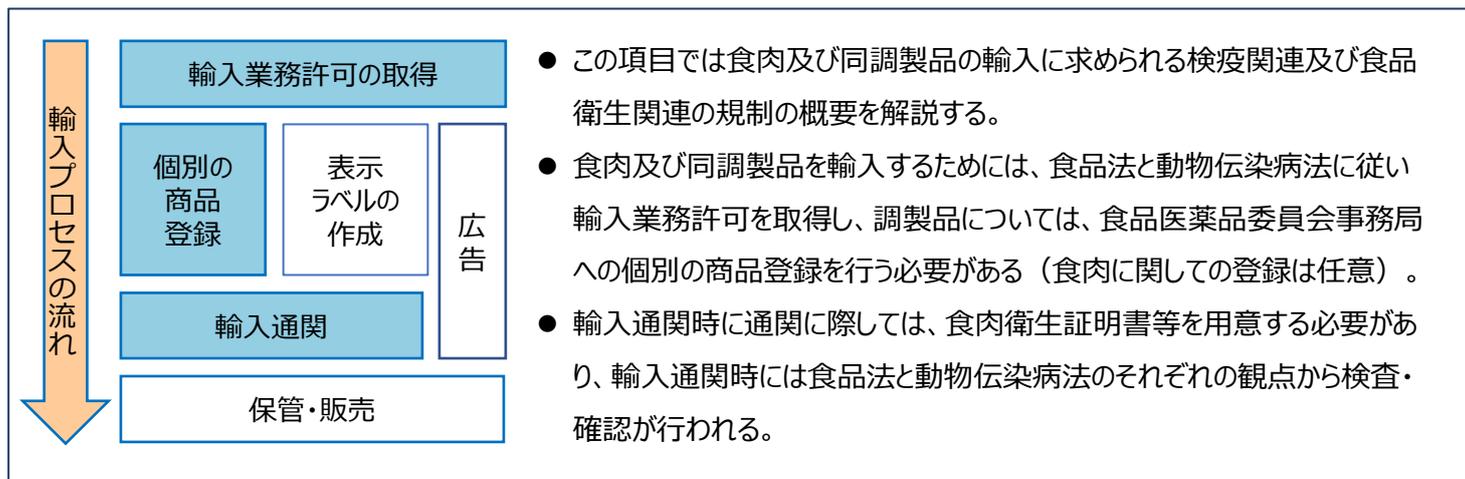
食品法関連：

部署名： 食品医薬品委員会事務局 食品部 / Food and Drug Administration, Food Division

電話番号： +66-2-590-7208

Website: <https://food.fda.moph.go.th/>

4.2 畜産物輸入規制



4.2.1 畜産物輸入規制の概要

牛肉、豚肉等、畜産物の輸入を規制している主な法律として、保健省食品医薬品委員会事務局が所管する食品法、農業・協同組合省が所管する動物伝染病法を挙げることが出来る。前者は主に食品安全の確保の観点から、後者は主に家畜の伝染性疾病の侵入・まん延を防止する観点からの規制である。動物伝染病法及び下位法令では、輸入元国（日本等）の状況に応じて、輸入条件が設定されており、その条件に従い輸入することが求められる。

輸入手続きは、前述の規制等に連動し、主に食品医薬品委員会事務局及び畜産局において行う。各プロセスの詳細は、各国・各品目への輸出プロセスを解説しているJETROのホームページ「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」、タイへの畜産物の輸出プロセスを参照。

牛肉：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/beef.html>

豚肉：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/pork.html>

畜産加工品：

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/meatprocessedproduct.html>

図4.2-1 畜産物輸入手続きの概要¹

プロセス	タイ		日本	
	食品法等に従った手続き	動物伝染病法等に従った手続き		
①輸入業務許可の取得	食品輸入許可の取得	畜産物取引許可書 (Ror.10/1) の取得	GMP製造基準適合証明書等の取得	家畜・畜産物生産施設認定の取得
②個別の商品登録	食品登録番号の取得 (調製品は必須、食肉は任意)		JTEPA利用のための特定原産地証明書の取得 (任意)	食肉衛生証明書の取得 (牛肉調製品は「牛由来の原料検査証明書」の取得)
③輸入通関	食品法等に従った検査 (GMP製造基準適合証明書の内容確認、動物医薬品の残留検査(サンプリングが行われることも) 等)	輸入許可 (Import Permit) の取得 動物伝染病法等に従った検査 (衛生証明書の内容確認 等)		

4.2.2 主な畜産物の輸入可否¹

主な畜産物の輸入可否は以下の様にまとめることが出来る。

表4.2-1 牛肉および同調製品の輸入可否等

輸入の可否	品目	備考
可	牛肉	<ul style="list-style-type: none"> 畜産局が所管している動物伝染病法、食品医薬品委員会事務局が所管している保健省告示第377号²等によって、輸入が管理されている。 取扱施設 (屠畜場等) は、家畜・畜産物の生産施設認定を受けなければならない。 「タイ向け輸出牛肉の取扱要綱」で定められた食品衛生証明書が求められる。
可	牛肉調製品(ハム・ソーセージ等以外)	<ul style="list-style-type: none"> 加熱処理がされており伝染病感染リスクがない調製品は、食品法に基づく保健省告示第377号によって輸入が管理されている。調製品の種類毎に求められる書類が異なる。³ 輸入業者によると輸入できた事例は少ない。
不可	ハム・ソーセージ等、畜産局が管轄している牛肉調製品	<ul style="list-style-type: none"> 畜産局が所管している動物伝染病法に従い、各国からの輸入を行うためには輸入条件の設定が求められる。日本からの輸入は、まだ輸入条件が設定されていないため不可。⁴

1 関連する告示及び関連省庁への聞き取り調査を元にJETROバンコク事務所作成

2 保健省告示第377号2016年 牛海綿状脳症 (BSE) リスクのある食品輸入規定・条件

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509390895020384256&name=P377.PDF>, 畜産局が輸入を認めている海外の畜肉生産地リスト <http://aqi.dld.go.th/webnew/index.php/th/service-menu/office-service-menu>

3 畜産局および食品医薬品委員会事務局への聞き取り調査より

4 畜産局が輸入を認めている海外の畜肉生産地リスト <http://aqi.dld.go.th/webnew/index.php/th/service-menu/office-service-menu>

表4.2-2 豚肉、鶏肉、これらの調製品の輸入可否等

輸入の可否	品目	備考
可	豚肉	<ul style="list-style-type: none"> 取扱施設（屠畜場等）は、タイ畜産局による家畜・畜産物の生産施設認定を受けなければならない。 「タイ向け輸出豚肉の取扱要綱」で定められた食品衛生証明書が求められる。⁵ 豚熱発生都道府県及び豚熱ワクチン接種都道府県（輸出停止の対象となる地域）以外で生産、処理されたもの、かつ、ワクチン接種豚を受け入れている輸出施設で処理されたものであること。⁶
可	豚肉及び鶏肉の調製品（ハム・ソーセージ等以外、コラーゲンを含む）	<ul style="list-style-type: none"> 加熱処理がされており伝染病感染リスクがないものであれば輸入可。 コラーゲンは牛由来でないことを示すレターが求められる。⁷
不可	鶏肉	<ul style="list-style-type: none"> 畜産局が所管している動物伝染病法に従い、各国からの輸入を行うためには輸入条件の設定が求められる。畜産局によると、日本からの輸入は、まだ輸入条件が設定されていないため不可。⁸
不可	ハム・ソーセージ等、畜産局が管轄している豚肉調製品、鶏肉調製品	<ul style="list-style-type: none"> 畜産局が所管している動物伝染病法に従い、各国からの輸入を行うためには輸入条件の設定が求められる。畜産局によると、日本からの輸入は、まだ輸入条件が設定されていないため不可。⁹

この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 農業・協同組合省 畜産局 検査検疫部

Ministry of Agriculture and Cooperatives, Department of Livestock Development,
Division of Veterinary Inspection and Quarantine

電話番号： +66-2-501-3473

Website: <http://aqi.dld.go.th>

5 畜産局が輸入を認めている海外の畜肉生産地リスト <http://aqi.dld.go.th/webnew/index.php/th/service-menu/office-service-menu>,

タイ向け輸出豚肉取扱施設リスト http://aqi.dld.go.th/webnew/images/stories/Establishment-list/Japan/yusyutu_shinsei_asia-pig49.pdf

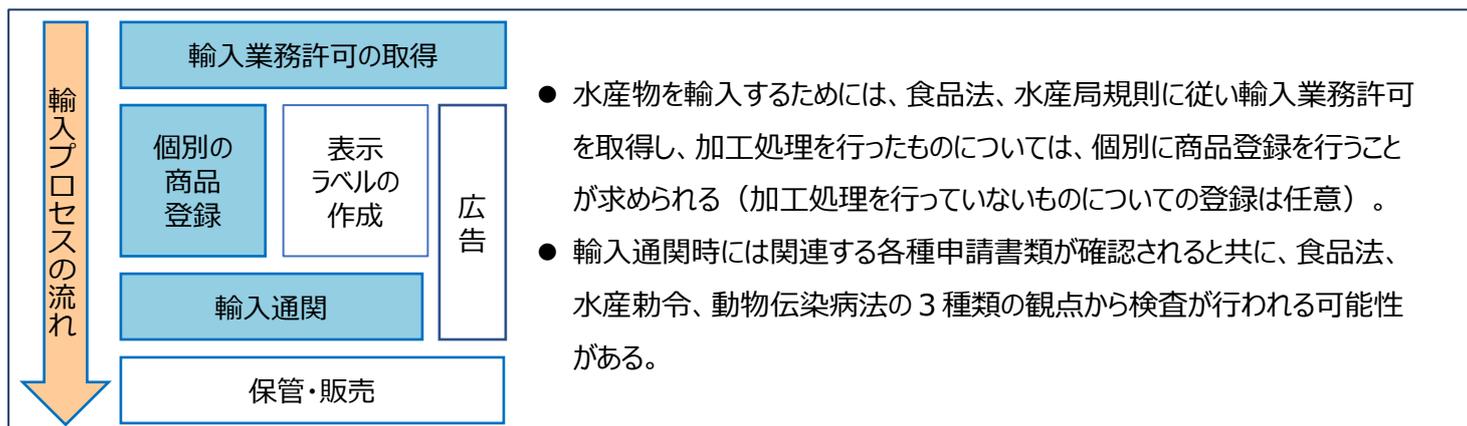
6 豚熱の発生に伴う豚肉等の輸出停止・再開について <https://www.maff.go.jp/aqs/topix/csf2018.html>

7 畜産局および食品医薬品委員会事務局への聞き取り調査より

8 畜産局が輸入を認めている海外の畜肉生産地リスト <http://aqi.dld.go.th/webnew/index.php/th/service-menu/office-service-menu>

9 2018年農業・協同組合省告示 畜産物由来の調理済み食品を2015年動物伝染病法に基づく畜産物に指定 <http://legal.dld.go.th/web2012/news/P15/100720181.PDF>

4.3 水産物輸入規制



4.3.1 水産物輸入に関する規制の概要

水産物の輸入を規制している主な法令として、1)保健省食品医薬品委員会事務局が所管している食品法、2)水産局が所管している水産勅令、3)農業・協同組合省畜産局が所管している動物伝染病法を挙げることが出来る。1)は主に食品安全の確保の観点からの規制、2)は主に水産資源の保全・違法漁業の防止等の観点からの規制、3)は水産物における伝染病の侵入・まん延を防止する観点からの規制である。

水産物を輸入するプロセスの詳細は、各国・各品目への輸出プロセスを解説しているJETROのホームページ「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」、タイへの水産物の輸出プロセスを参照。

水産物：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/marineproducts.html>

図 4.3-1 水産物輸入手続きの概要¹

プロセス	タイ			日本	
	食品法等に従った手続き	水産勅令、水産局規則等に従った手続き	動物伝染病法等に従った手続き		
①輸入業務許可の取得	食品輸入許可の取得	水産物取扱業者登録の取得		GMP製造基準適合証明書等の取得 (加工されていない生鮮水産物は不要)	
②個別の商品登録	食品登録番号の取得 (加工品は必須)			EPA利用のための特定原産地証明書の取得 (任意)	合法的な漁業による水産物である書類(漁獲証明書等)の取得
③輸入通関	食品法等に従った検査 (GMP製造基準適合証明書の内容確認等)	水産動物/水産物輸入許可書 (DOF2)の取得 (生きている場合はDOF9も取得) 水産勅令等に従った検査 (漁獲証明書等の確認等)	動物輸入承認通知書 (Ror.6)の取得 動物伝染病法等に従った検査 (Ror.6の確認等)		

1 関連告示及び電話確認を元にJETROバンコク事務所作成

表4.3-1 主な水産物の輸入可否²

輸入の可否	品目	備考
不可 (輸入禁止品目)	ピラニヤ、電気ウナギ、電気なまず（所有禁止品目）	農業・協同組合省令にて、人体および他の生物に危険を及ぼすことを理由にピラニヤ、電気ウナギ、電気なまずを所有禁止水棲動物として規定。 ³
	海水エビ（一部の国からの暫定輸入停止品目）	水産局はいずれかの国で疾病が発生した場合、当該国からの海水エビの輸入を停止。2007年にはインドおよびマレーシアからの海水エビの輸入を停止。 ⁴
	ふぐ（食品医薬品委員会事務局による輸入販売禁止品目）	保健省告示第264号により、ふぐの肉は毒を含むことを理由に、ふぐおよびふぐの肉の輸入を禁止。 ⁵
可 (輸入規制有り)	水産勅令2015年に規定された水棲生物	水産勅令2015年に従った農業・協同組合省告示(2016年および2018年)によって、輸入許可申請が必要な輸入水棲生物を規定。 ⁶
	ワシントン条約(CITES)リストに含まれている水棲生物および同調製品	野生動物保護法に従った天然資源環境省令により、ワシントン条約(CITES)リストに記載されている水棲生物および同調製品を輸入する場合は、事前に水産局による許可が必要。 ⁷
	海水エビ	海水エビを輸入する際には関連する5つの病気に感染していないことを示す証明書が求められる。 ⁸
	クンファー（Penaeus styrius）(海水エビの一種)	エビの一種であるクンファー（Penaeus styrius）は研究用以外の輸入が禁止されている。 ⁸
	マグロ	魚種およびそれぞれの数量が明らかでない方法で積み込まれた冷凍マグロおよびカツオを輸入する際には、告示にて規定された書類を申請しなければならない。 ⁹ また、加工品ではないマグロを輸入する場合は漁獲した漁船名、漁獲量、漁獲地、漁獲時期を示す書類を提出する必要がある。 ¹⁰
	Toothfish（メロ）	メロ漁獲証明書（Dissostichus Catch Document:DCD）またはメロ輸出/再輸出証明書（Dissostichus Export/Re-Export Document:DED）が求められる。 ¹¹
可 (輸入規制無し)	その他の水産物	上記に該当しない水産物は通常の手続きを行うことにより輸入が可能。

この項目に関する問い合わせ先：

部署名： 農業・協同組合省 水産局 水産物輸出入管理班

Ministry of Agriculture and Cooperatives, Department of Fisheries,
Fish Import and Export Control Group

電話番号： +66-2-579-1878, +66-2-579-3614

ウェブサイト：<http://www4.fisheries.go.th/local/index.php/main/site/importandexportcontrol>

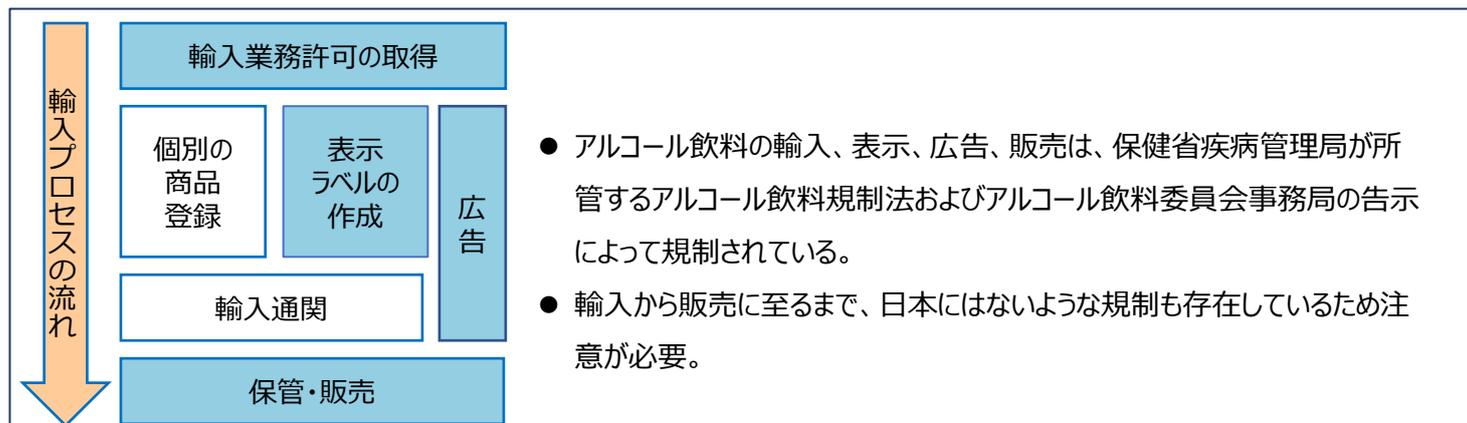
2 関連告示及び電話確認を元にJETROバンコク事務所作成

3 農業・協同組合省令2016年所有禁止水棲動物の規定 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2559/A/056/19.PDF>4 水産局告示2017年 水棲動物および同調製品輸入許可書の発行停止
https://www4.fisheries.go.th/local/index.php/main/view_activities/202/103075 保健省告示第264号 生産輸入販売禁止食品の規定
<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509318426704093184&name=P264.pdf>6 農業・協同組合省告示 輸入輸出経路禁止水棲生物の規定 <http://file.fisheries.go.th/f/3af101be45/>7 天然資源環境省令 野生動物輸入・輸出許可書申請および発行
<http://www.oic.go.th/FILEWEB/CABINFOCENTER2/DRAWER027/GENERAL/DATA0000/00000775.PDF>8 水産局規則2010年 海水エビ輸入に関してhttps://www4.fisheries.go.th/local/file_document/20170801111557_file.pdf9 水産局告示 コンテナに積み込み魚種および数量が明らかでない方法で冷凍マグロの輸入する場合の輸入許可申請方法および条件
http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/194/T_0035.PDF10 水産局水棲動物および生産資材課告示 マグロ輸入許可申請時の書類添付協力願い <http://file.fisheries.go.th/f/136f2624df/>

11 水産局に電話確認

第5章 その他税制等

5.1 アルコール飲料関連規制



5.1.1 アルコール飲料に関する規制の概要¹

保健省疾病管理局アルコール飲料委員会事務局は、アルコール飲料規制法下においてアルコール飲料に関する規制を複数公布しており、販売場所、時間、広告等を厳しく管理している。主な規制内容は以下の通りである。なお、アルコール飲料規制法は改正が検討されており、2024年3月現在、改正法案が内閣で承認され、以降国会で審議される予定となっている。

5.1.2 主要な販売規制

A. 販売場所の規制²

以下の場所におけるアルコール飲料の販売が禁止されている。

1. 寺院または宗教儀式が行われる場所
2. 衛生施設、医療機関、薬局
3. 政府機関、政府機関が管理し活用している場所（売店およびクラブハウスを除く。）
4. 国営企業または他の政府機関の施設、国営企業が管理し活用している場所（売店およびクラブハウスを除く。）
5. 宿舍法に基づく宿舍、教育機関の宿舍
6. 教育機関、教育機関と類似する機関、教育機関近隣の宿舍
7. ガソリンスタンド、ガソリンスタンド敷地内の売店
8. 国民の休息のために設けられている政府の公園
9. 国民の休息のために設けられている国営企業および他の政府組織の公園
10. 工場および工場の敷地（アルコール飲料製造工場の通常業務である部分は除く。）
11. 道路
12. バスターミナル
13. 駅の敷地、電車の車両内
14. 一般乗客向けの港の敷地

1 アルコール飲料委員会事務局ウェブサイト法令まとめ <https://ddc.moph.go.th/law.php?law=3>

2 同上 <https://ddc.moph.go.th/law.php?law=3>

イ. 販売形態の規制³

以下の方法および形態でのアルコール飲料の販売は禁じられている。

1. 自動販売機での販売
2. 行商による販売
3. 販売プロモーションのための値下げ
4. アルコール飲料購買者への見返りとなる何らかの、贈与、アルコール飲料購買者への競技・演技の観覧権利の提示、サービスの提供、景品の抽選、賞品の抽選。
5. 配布、おまけ、贈与、アルコール飲料および他の商品との交換。その他のサービスの提供。アルコール飲料のサンプル、またはアルコール飲料摂取の誘引となるアルコール飲料の配布。その他直接または間接的なアルコール飲料購買の強要となる販売方法。
6. コンビニエンスストアにおけるディスペンサーによるアルコール飲料の販売。
7. 電子的方法による、アルコール飲料の販売、アルコール飲料に関係するサービスの販売(オンラインにおけるアルコール飲料の提供を伴うパーティー開催の提案等)を禁じる。これには、購買の誘い、販売提示、マーケティング、販売サービスを含むが、店の前、またはレストランにおける電子的手法によるアルコール飲料の売買、支払い(アルコール飲料購入後スマートフォンのオンラインバンキングで支払い等)は含まない。

ウ. 販売日・時間の規制⁴

一部の祝日（マーカブーチャー、ウィサーカブーチャー、アサーハブーチャー、カオパンサー、オークパンサーなど仏教上の重要な日）におけるアルコール飲料の販売は禁止されている。国際空港の免税店は当該禁止の例外とされている。

また、アルコール飲料の販売が可能な日については、販売が可能な時間は、11～14時、17～24時のみとなっている。国際空港内および娯楽施設での販売は、当該販売時間の規制の例外とされている。

5.1.3 広告規制

ア. 広告規制の概要⁵

以下のような広告規制が設けられている。

1. 直接・間接を問わずアルコール飲料の摂取を促進するアルコール飲料の広告を禁じる。広告にてアルコール飲料の名称・商標を表示することを禁じる。
2. 生産者によるアルコール飲料の広告および広報は、社会に有益な情報および知識の提供に限定される。それらには商品、包装、商品の一部の写真・イラストを表示しないこと。アルコール飲料のトレードマーク、アルコール飲料メーカーのシンボルは例外とする。
3. 海外からの生放送の中継番組等、コントロール不能な媒体における広告は例外とする。なお、海外から中継された番組が再放送される際には例外とはみなされない。

3 アルコール飲料規制法 <http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2551/A/033/34.PDF>

関連告示 https://ddc.moph.go.th/uploads/ckeditor/c74d97b01eae257e44aa9d5bade97baf/files/lawalc/003_17alc.PDF,
http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/204/T_0009.PDF

4 アルコール飲料規制法 <http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2551/A/033/34.PDF>

関連告示 https://ddc.moph.go.th/uploads/ckeditor/c74d97b01eae257e44aa9d5bade97baf/files/lawalc/003_7alc.PDF,
https://ddc.moph.go.th/uploads/ckeditor/c74d97b01eae257e44aa9d5bade97baf/files/lawalc/003_8alc.PDF

5 アルコール飲料規制法 <http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2551/A/033/34.PDF>

関連告示 https://ddc.moph.go.th/uploads/ckeditor/c74d97b01eae257e44aa9d5bade97baf/files/lawalc/002_1alc.PDF

イ. 広告におけるシンボル等の表示⁶

アルコール飲料のトレードマーク、アルコール飲料メーカーのシンボル（以下「シンボル等」という。）は、以下のような規制に従って表示する必要がある。また、シンボル等を表示する際には、常時警告文を表示する必要がある。警告文はアルコール飲料委員会の告示「2014年アルコール飲料シンボル、またはアルコール飲料メーカーのシンボルと共に使用する警告文の様式」に沿ったものである必要。

1. テレビ、動画、映画、ビデオ、電子機器などで使用する場合
 - シンボル等は広告全体の5%未満であること
 - 広告は広告時間全体の5%未満であること
 - 広告が出来るのは22時～5時のみ
 - 広告の最後の部分でのみシンボル等の表示が可能
2. 印刷文の場合
 - シンボル等は広告面積全体の5%以内であること
 - 印刷物の表紙、裏表紙、中折りページ、包装物に表示しないこと
3. 1、2以外のメディアである場合
 - シンボル等は広告全体の3%以内であること

5.1.4 輸入関連規制

ア. 輸入業者に求められる対応⁷

アルコール飲料輸入業者は、第1種酒類販売許可および第1種酒類輸入許可を受けていなければならない。また、アルコール飲料管理委員会の告示に従ったアルコール飲料の包装、ラベル表示における警告文を作成しなければならない。

イ. 輸入業者の設定

アルコール飲料の輸入の際には、個別の商品について、物品税局に、当該商品の製造事業者名義でアポイントメントレターを提出し、アルコール飲料の輸入業者を設定する必要がある。アポイントメントレターにおいては、タイ国内における販売を1社に限定し販売を依頼する旨を記載することが求められる。⁸

設定した輸入業者を変更する際には、従来の輸入業者への依頼を解除してから、新しい業者の設定をすることが求められる。新しい輸入業者は、商品の製造事業者から発行されたアポイントメントレターを使い、物品税局に輸入許可申請を行うこととなる。この場合、従来の輸入業者がすでに輸入した酒類については、なくなるまで販売することが出来る。⁹

5.1.5 罰則¹⁰

罰則はアルコール飲料管理法によって規定されている。例は以下の通りである。

6 アルコール飲料管理委員会事務局によるQ&A (http://e-lib.ddc.moph.go.th/images/img_flap/binder9.pdf) 及び同事務局への電話での聞き取り調査により確認

7 アルコール飲料規制法 <http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2551/A/033/34.PDF>
 関連告示 https://ddc.moph.go.th/uploads/ckeditor/c74d97b01eae257e44aa9d5bade97baf/files/lawalc/002_1alc.PDF,
https://ddc.moph.go.th/uploads/ckeditor/c74d97b01eae257e44aa9d5bade97baf/files/lawalc/004_2alc.PDF

8 財務省令 アルコール飲料輸入許可 第1版 <http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/A/095/65.PDF>

9 物品税局酒類課への電話による聞き取り調査 Tel. 02-241-5600

10 アルコール飲料規制法 <http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2551/A/033/34.PDF>

表5.1-1 アルコール飲料管理法による罰則の例

内容	罰則
輸入者が包装、ラベル、警告文の表示規定に従わなかった場合	1年以下の禁固刑、または10万バーツ以内の罰金、またはその両方
販売が禁じられた場所、日時にアルコール飲料を販売した場合	6ヶ月以下の禁固刑、または1万バーツ以内の罰金、またはその両方
販売してはならない相手への販売、自動販売機により販売した場合	1年以下の禁固刑、または2万バーツ以内の罰金、またはその両方

この項目に関する問い合わせ先：

物品税関連：

部署名：財務省 物品税局

電話番号： +66-2-241-5600～19

Website: www.excise.go.th

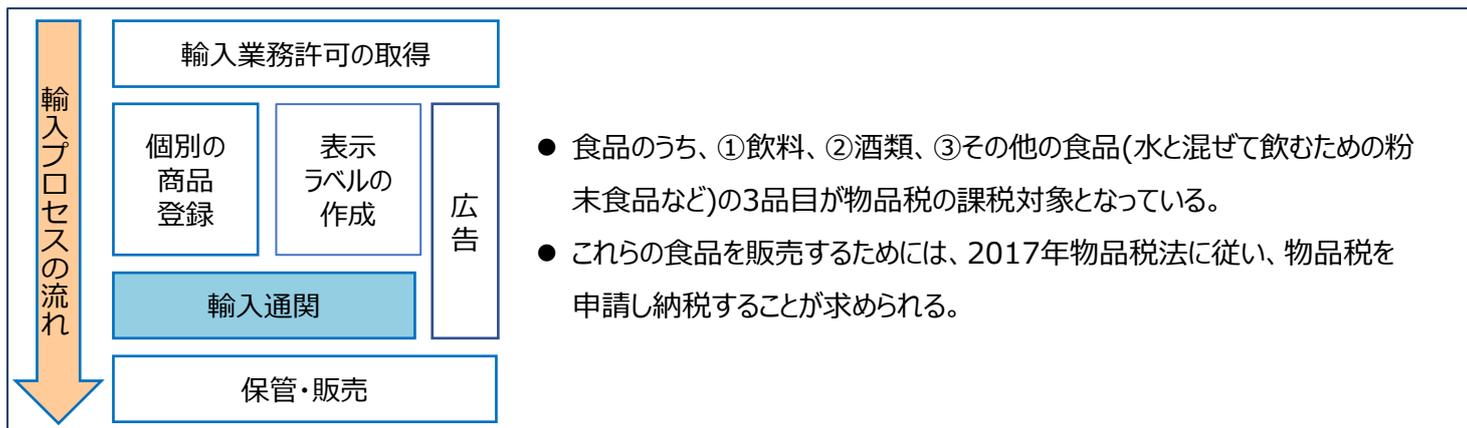
アルコール飲料規制法関連：

部署名：保健省 疾病管理局 アルコール飲料委員会事務局

電話番号： +66-2-590-3035

Website : <https://ddc.moph.go.th/oabc/index.php>, <https://www.facebook.com/thaiantialcohol>

5.2. 食品にかかる物品税

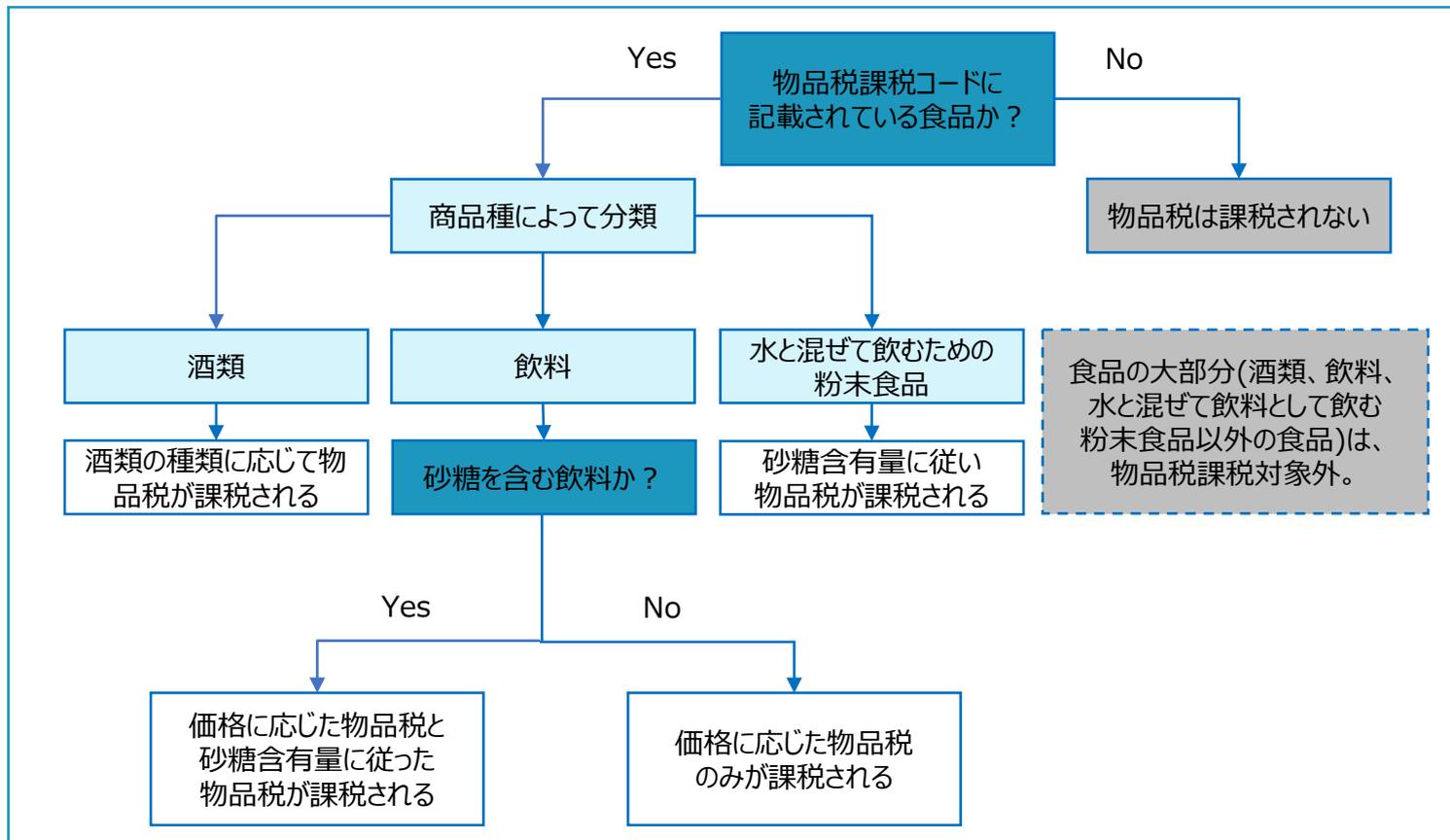


5.2.1 物品税課税対象になる食品¹

物品税課税対象となる品目は、2017年物品税法付属文書にて確認することが出来る。当該付属文書の品目のうち、食品に該当するのは①飲料、②酒類、③その他の食品の3品目である。その他の食品とは、水に溶かして飲む砂糖を含む粉末飲料または濃縮飲料のことを指す。本稿ではこれらのうち、①飲料、②酒類について解説する。

なお、タイ政府は食品に対する塩税の導入を検討しているが、2024年3月現在、具体的な内容は明らかになっていない。

図5.2-1 物品税の課税対象²



¹ 2017年物品税法

<https://www.excise.go.th/cs/groups/public/documents/document/dwnt/mjcz/~edisp/uatucm273088.pdf>

2017年物品税法解説

<https://www.excise.go.th/cs/groups/public/documents/document/dwnt/mjk4/~edisp/uatucm298930.pdf>

² 関連法令及び電話確認を元にJETROバンコク事務所作成

5.2.2 飲料に課せられる物品税³

飲料の定義は次の通りとなっている。①薄めることなく飲むことが出来るものであり、アルコール度数が0.5%以下のもの。容器に充填されていること。②飲料製造機によって調合、加工され、販売所にて消費者に販売される濃縮物。③液体食品または食品法に従った補助食品。

A. 飲料種別の課税内容

砂糖を含むか否かで課税内容が異なる。砂糖を含む飲料には価格に応じた従価税と、砂糖含有量に従った従量税、双方が課される。砂糖を含まないものについては、価格に応じた従価税のみが課される。従価税は以下の表に従い課税される。

02.02(2)に関する物品税局告示の条件に従った栄養成分等を添加した飲料（Functional Drink）、02.03(2)または02.03(3)に関する物品税局告示の条件に従った果物および野菜ジュースは、従課税率の権利取得申請書を提出することにより、表内記載の従価税が適用される。これらの告示には、飲料の種類、原材料の条件等が設定されている。⁴

表5.2-1 飲料にかかる物品税率(従価税)⁵

物品税種	品目名	従価税(%)
02.01	砂糖または他の甘味料を添加せず、フレーバーも加えていない人工ミネラルウォーター、ソーダー水、炭酸飲料。	14
02.02	砂糖または他の甘味料を添加し、またはフレーバーを添加したミネラルウォーター、ソーダー水、炭酸飲料。ただし、02.03種に従った果物野菜ジュースは含まない。 例) 炭酸飲料、エナジードリンク、ミネラル飲料、ツバメの巣飲料等	
	(1) 砂糖または他の甘味料を添加し、またはフレーバーを添加したミネラルウォーター、ソーダー水、炭酸飲料。ただし、02.03種に従った果物野菜ジュースは含まない。	14
	(2) 栄養素および他の物質を添加し、食品法に従い食品登録番号を取得しているその他の飲料。電解質飲料、カフェイン含有飲料などラベルに文言の記載が求められるものは含まない。	10
02.03	発酵せずアルコールも添加されていない果物および野菜ジュース。砂糖または甘味料を含むか否かは問わない。	
	(1) 発酵せずアルコールも添加されていない果物および野菜ジュース。砂糖または甘味料を含むか否かは問わない。	10
	(2) 物品税率が0%とされる規定・方法・条件に従った、発酵せずアルコールも添加されていない果物および野菜ジュース。砂糖または甘味料を含むか否かは問わない。	0
	(3) 栄養素またはその他の物質を添加し、食品法に基づき食品登録番号を取得している発酵せずアルコールも添加されていない果物および野菜ジュース。	3
02.04	販売所にて消費者に販売される飲料製造機（ディスペンサー）用の濃縮物。 例) コーラー飲料の原液、濃縮オレンジジュース等	0

³ 2017年物品税法 <https://www.excise.go.th/cs/groups/public/documents/document/dwnt/mjcz/~edispuatucm273088.pdf>

2017年物品税法解説<https://www.excise.go.th/cs/groups/public/documents/document/dwnt/mjk4/~edispuatucm298930.pdf>

⁴ 02.02(2)物品税局告示「栄養素及びその他の物質を添加したその他の飲料の従価税率における納税原則、方法および条件」

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17229126.pdf>

02.03(2)物品税局告示「果実のジュース及び野菜のジュースの従価税率0%における納税原則、方法及び条件」

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17229124.pdf>

02.02(3)物品税局告示「栄養素及びその他の物質を添加した果実のジュース及び野菜のジュースの従価税率における納税原則、方法および条件」

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17229125.pdf>、物品税局への電話によるヒアリング調査 Tel. 02-241-5600

⁵ 財務省省令 物品税率の規定(2017年) <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/A/095/111.PDF>

財務省省令 物品税率の規定(2022年)(第28版) https://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2565/A/060/T_0010.PDF

イ. 砂糖税(従量税)の課税⁶

砂糖税は、国民の過剰な砂糖摂取を予防することを目的に、2017年に課税が開始された。飲料に含まれる砂糖の量に従って課税される。砂糖税の対象となるのは、砂糖を含む飲料である物品税種02.02、02.03、02.04である。これらの飲料を販売する際には、希望小売価格の設定を申請する15日以上前に、物品税局に砂糖含有率の分析のためサンプルを添えて申請をしなければならない。砂糖税の課税率は次の通り。

表5.2-2 飲料にかかる砂糖税の課税率（従量税）⁷

単位：パーツ/リットル

品目番号	100ミリリットル当たりの飲料に含まれる砂糖の量	2019年10月～2023年3月	2023年4月～2025年3月	2025年4月以降
02.02, 02.03	砂糖の含有無し又は6グラム以下	0	0	0
	6グラム超～8グラム以下	0.1	0.3	1
	8グラム超～10グラム以下	0.3	1	3
	10グラム超～14グラム以下	1	3	5
	14グラム超～18グラム以下	3	5	5
	18グラム超	5	5	5
02.04	砂糖の含有無し又は6グラム以下	9	9	9
	6グラム超～8グラム以下	10	12	16
	8グラム超～10グラム以下	12	16	30
	10グラム超～14グラム以下	16	30	44
	14グラム超～18グラム以下	30	44	44
	18グラム超	44	44	44

備考：税率の引き上げのタイミングは、新型コロナウイルス感染症の流行や飲料事業者の経済的負担を軽減することを理由として、当初の予定から延期されていた。

ウ. 飲料における物品税の計算⁸

飲料における物品税の計算方法は以下の様にまとめることが出来る。従価税は希望小売価格を元に計算される。また従量税は含有する砂糖の量に従って計算される。

従価税 = 希望小売価格(VAT抜き) × 従価税率

従量税 = 砂糖含有量に従った従量税 × 数量(リットル)

物品税 = 従価税 + 従量税

5.2.3 酒類に課せられる物品税⁹

酒類は、2017年物品税法において、酒として飲むことが出来る、またはそのままでは飲むことが出来なくても、他の液体と混ぜることにより酒として飲むことが出来るものを指すが、同法により飲料に該当するアルコール度数0.5%以下の飲料は含まないものとされている。酒類には従量税、従価税両方が課せられる。

6,8 セミナー「飲料への物品税の方向」参考資料

<https://www.excise.go.th/cs/groups/public/documents/document/dwnt/mzy0/~edisp/uatucm364374.pdf>

7 財務省省令 物品税率の規定（2017年） <http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/A/095/111.PDF>

財務省省令 物品税率の規定（2019年） <https://ratchakittha.soc.go.th/documents/17107141.pdf>

財務省省令 物品税率の規定（2022年）（第28版） <https://lawelcs.excise.go.th/api/api/pdfviewer/4262>

9 2017年物品税法

<https://www.excise.go.th/cs/groups/public/documents/document/dwnt/mjcz/~edisp/uatucm273088.pdf>

表5.2-3 酒類に課せられる物品税¹⁰

品目番号	品目	従価税 レート (%)	純アルコール 1 L あたりの従量税 レート (パーツ)
13.01	(1) 醸造酒		
	(ア) ビール	22	430
	(イ) ブドウから作られたワインおよびスパークリングワイン	5	1,000
	(ウ) ブドウまたはブドウから作られたワインが含まれている果実酒 (アルコール度数7度超)	0	900
	(エ) (ア)、(イ)、(ウ)以外のもの		
	1) サトウなどの地酒及び砂糖又は米が原料の醸造酒 (アルコール度数7度以下)	0	150
	2) 蒸留酒を混合した醸造酒 (アルコール度数7度超)	10	255
	3) 1)、2) 以外の醸造酒	10	150
13.02	(2) 蒸留酒		
	(ア) スラークオー (輸入酒は該当なし)	2	155
	(イ) (ア)以外のもの		
	1) サムトップ酒		
	① 工業・医療・医薬品・科学産業に使用されるもの	0	0
	② 加工用原料	0	0
	③ ①、②以外の用途のもの	0	6
	2) 1)以外のもの	20	255

備考：醸造酒の (イ) ～ (エ) の物品税率については、2024年2月23日を施行日として、タイの観光・消費支出促進を目的として調整された税率¹¹。

工. 酒類における物品税の計算¹²

酒類における物品税の計算方法は以下の様にまとめることが出来る。物品税に加えて内国税、健康振興基金負担金、公共TV税などが課せられる。

物品税 = (A)従価税 + (B)従量税

(A)従価税 = 希望小売価格(VAT抜き) × 従価税レート(%)

(B)従量税 = 容量(L) × アルコール度数 × 従量税レート(パーツ) ÷ 100

10 財務省省令 物品税率の規定(2017年)(第2版) <http://www.ratchakittha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/A/095/113.PDF>

11 財務省省令 物品税率の規定(2024年)(第39版) <https://ratchakittha.soc.go.th/documents/21011.pdf>

12 酒税税率及び計算方法

<https://www.excise.go.th/cs/groups/public/documents/document/dwnt/mzuz/~edisp/uatucm353763.pdf>

物品税局への電話によるヒアリング調査を基に作成

酒類における物品税の計算例：

例として以下の酒類を販売する際の酒税を計算する。

希望小売価格(税抜き)：500バーツ

容量：750ml

アルコール度数：12度

アルコール飲料の種類：日本酒(醸造酒。蒸留酒を混合していないもの)

物品税計算に適用されるレート：

希望小売価格(税抜き)に適用される従価税レート：10%

純アルコール1Lあたりの従量税レート：150バーツ

計算式：

(A) 従価税 = 希望小売価格(500バーツ) × 従価税レート(10%) = 50バーツ

(B) 従量税 = 容量(0.75L) × アルコール度数(12度) × 純アルコール1Lあたりの従量税レート(150バーツ) ÷ 100
= 13.5バーツ

物品税 = (A)従価税(50バーツ) + (B)従量税(13.5バーツ) = 63.5バーツ

徴収される物品税は63.5バーツとなる。

その他の諸税：

- ① 内国税=物品税の10%
- ② 健康振興基金負担金 = 物品税の2%
- ③ 公共TV税=物品税の1.5%
- ④ スポーツ開発基金負担金 = 物品税の2%
- ⑤ 高齢者基金負担金 = 物品税の2%

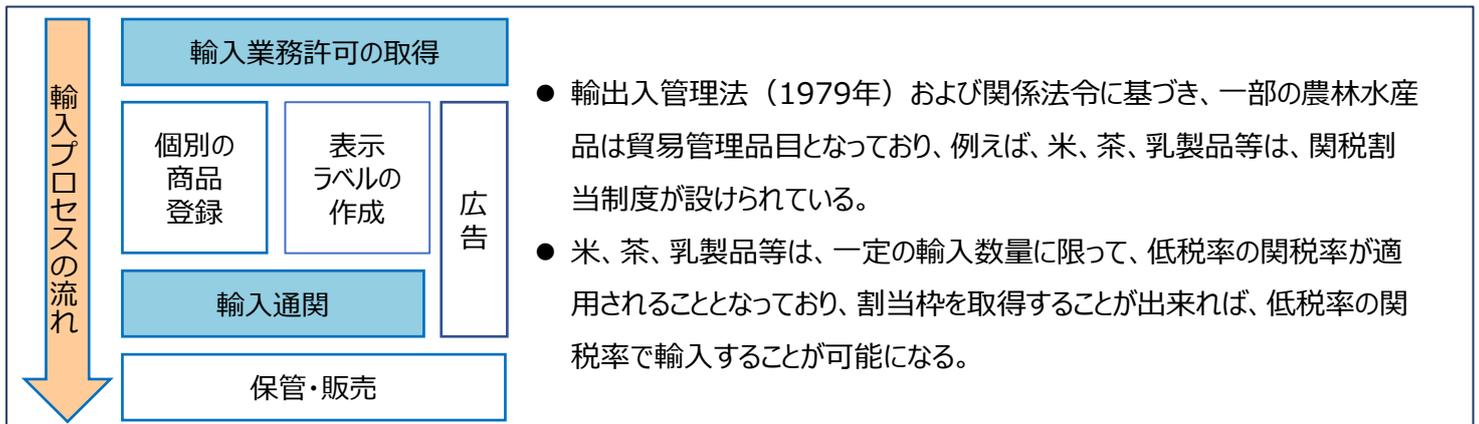
この項目に関する問い合わせ先：

部署名：財務省 物品税局 / Ministry of Finance, The Excise Department

Tel: +66-2-241-5600-19

Website: <https://www.excise.go.th>

5.3 関税割当制度



5.3.1 商務省による貿易管理制度の概要¹

2024年時点で、商務省の輸入許可が必要な品目は魚粉(タンパク質含有量60%以下)である。輸入課徴金がかかる品目は魚粉(タンパク質含有量60%超)、飼料用のとうもろこし、大豆粕の3品目である。

以下の22品目は、低税率の関税での輸入を希望する場合は、WTO合意に基づく輸入関税の引下割当制度に従い、申請を行い、割当枠を取得しなければならない。設定される割当枠の量、条件は、品目によって異なり、輸入者は各品目の法令に従わなければならない。輸入の際には、割当枠内外共に、商務省外国貿易局または商務省が定める他の機関から発行されたWTOに基づく合意に従った納税権利取得証明書を関税局に提出しなければならない。

1. 生乳および乳飲料、2. 脱脂粉乳、3. ジャガイモ、4. たまねぎ、5. たまねぎの種、6. にんにく、7. ココナッツ、8. 乾燥リュウガン、9. コーヒー豆、10. コーヒー製品、11. 茶、12. こしょう、13. 飼料用とうもろこし、14. 米、15. 大豆、16. 乾燥ココナッツ果肉、17. 大豆油、18. パーム油およびアブラヤシ種子内の果肉、19. ココナッツオイル、20. 砂糖、21. 大豆粕、22. 生糸

以下、米、茶、乳製品の関税割当枠の申請プロセスを解説する。

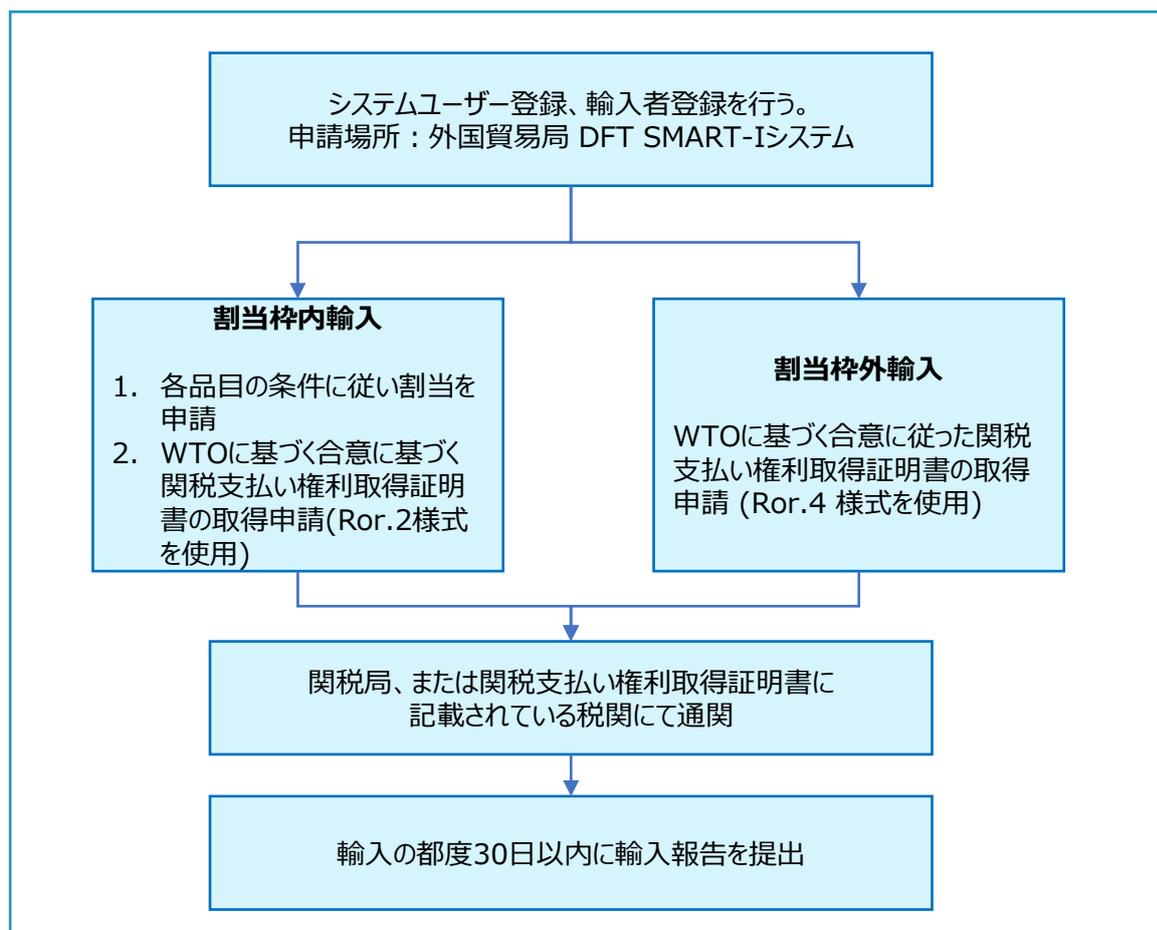
5.3.2 米、茶、乳製品の関税割当枠の申請プロセス²

はじめに外国貿易局のDFT SMART-Iシステム (<https://smart-1.dft.go.th>)から輸入者登録を行う。関税割当枠内、枠外のいずれで輸入を行うかにより、申請様式および手順が異なる。関税割当内の輸入では、定められた申請時期に関税割当を申請し、割当取得後、納税権利取得証明書を申請する。枠外の申請は申請時期は問われないため、必要に応じて納税権利取得証明書を申請する。その後、それぞれの権利を用いて輸入をすることが可能となる。

¹ 商品輸出入法1979年 <https://www.dft.go.th/th-th/DFT-Service/Data-Service-Information/ProductMeasure-Import-Export/Detail-ProductMeasure-Import-Export/tagid/28>, 商務省告示「商品の輸入(第111版)」1996年1月26日付 <https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/2241/-111-2539-26-2539>, 商務省外国貿易局ウェブサイト「輸出入規制がある商品」<https://www.dft.go.th/th-th/dft-service-data-import-export>

² 商務省外国貿易局ウェブサイト(<https://www.dft.go.th>)情報、同局への電話によるヒアリング調査を基に作成

図5.3-1 米、お茶、乳製品の商務省申請プロセスの概要



5.3.3 米の輸入管理³

この項目における米は、HSコード1006.10.10, 1006.10.90, 1006.20.10, 1006.20.90, 1006.30.30, 1006.30.40, 1006.30.91, 1006.30.99, 1006.40.10, 1006.40.90に該当する品目を指す。米の輸入は、商務省告示2006年「商品の輸入(第111版)」及び改正版に従い、商務省外国貿易局への申請が求められる。関税は、WTO合意に基づく輸入関税率の引下げが設定されており、輸入関税割当内では30%、割当外は52%と設定されている。年間の関税割当は24万9,757トンである。以下、関税支払い権利取得証明書の申請について記載する。

ア. 関税割当枠内の輸入

輸入者は米取引を目的とする法人であり、国内取引局から米取引業許可書（種類：輸入）を取得し、商務省外国貿易局に輸入業者として登録をしている必要がある。割当内関税支払い権利取得証明書の申請書は、外国貿易局DFT SMART-Iシステム (<http://smart-1.dft.go.th/>)から提出する。割当が行われる数量は各回8万3,252.33トンであり、年間3回に分けて申請受付が行われ、輸入業者あたり各回100トンを上限に申請できる。申請量の受け付けは先着順 (first come first served)で行われる。この証明書の有効期限は発行日から15日間、ただし、発行各回の最終日まで。

- 第1回 1月1日～4月30日
- 第2回 5月1日～8月31日
- 第3回 9月1日～12月31日

³ 外国貿易局資料 国際協定上の義務に基づく農産品輸入2021年版
https://www.dft.go.th/Portals/49/ebook/18_import-agricultural.pdf

必要書類：

1. 事業開発局発行の法人登録証明書コピー（6か月以内に発行のもの）
2. 国内取引局発行の米取引業許可書（種類：輸入）コピー
3. 植物検疫証明書（Phytosanitary Certificate）コピー
4. 原産地証明書（Certificate of Origin: C/O）コピー
5. インボイスコピー
6. 船荷証券（B/L）コピー、航空貨物運送状（Air Waybill）コピー、その他タイ国外からの輸送を示す証拠のいずれか

イ. 関税割当枠外の輸入

輸入者は、法人又は個人(個人の場合、商業登録書を持っている必要)で、商務省外国貿易局に輸入業者として登録(年次)している必要がある。外国貿易局DFT SMART-Iシステム (<http://smart-1.dft.go.th/>)から割当外関税支払い権利取得証明書の申請書を提出する。

必要書類

1. インボイスコピー
2. 船荷証券（B/L）コピー、航空貨物運送状（Air Waybill）コピー、その他タイ国外からの輸送を示す証拠のいずれか
3. 原産地証明書（Certificate of Origin: C/O）コピー

5.3.4 茶の輸入管理⁴

茶とは、ここでは茶葉及び粉末茶を意味する。インスタントティーは含まない。輸入割当枠の対象となる茶葉と粉末茶のHSコードは以下の通りである。

表5.3-1 関税割当枠が設定される茶のHSコード

品目	HSコード
緑茶	0902.10.10.001, 0902.10.10.501, 0902.10.90.001, 0902.10.90.090, 0902.10.90.501, 0902.20.10.001, 0902.20.10.090, 0902.20.10.501, 0902.20.90.001, 0902.20.90.090, 0902.20.90.501
紅茶	0902.30.10.001, 0902.30.10.090, 0902.30.10.501, 0902.30.90.001, 0902.30.90.090, 0902.30.90.501, 0902.40.10.001, 0902.40.10.090, 0902.40.10.501, 0902.40.90.001, 0902.40.90.090, 0902.40.90.501

割当枠外の輸入関税率は90%となっているが、枠内の輸入者はWTO合意に基づく輸入関税引下げに従い30%で輸入することが出来る。関税割当量は年間625トンである。以下、2024年～2026年の茶のWTO協定に基づく割当条件および関税支払い権利取得証明書の申請について記載する。

⁴ 外国貿易局資料 国際協定上の義務に基づく農産品輸入2021年版
https://www.dft.go.th/Portals/49/ebook/18_import-agricultural.pdf
 商務省規則「2024年から2026年の茶のWTO 下の農業協定に基づく割当内の関税支払い権利取得証明書の発行」
<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/27394/27394>

ア. 関税割当枠内の輸入

輸入者は茶の取引又はあらゆる種類の農産物の取引を目的とする法人であり、商務省外国貿易局に輸入業者として登録している必要がある。外国貿易局のDFT SMART-Iシステムから割当配分申請を提出し、外国貿易局による割当結果発表に基づいた輸入量の割当枠を取得する。割当配分の申請受付は、年3回行われる。

第1回 割当する年の前年の12月1日から10営業日以内に提出

第2回 割当する年の6月10日から10営業日以内に提出

第3回 割当する年の10月10日から10営業日以内に提出

第1回目の割当は、2グループに分けて行われる。

輸入実績のあるグループ：全体の70%を、割当該当年の前年6月から起算して過去36カ月にWTO協定に基づく輸入実績がある法人に対し、各申請者の過去36カ月の輸入実績に比例配分して割り当てられる。ただし、各申請者の申請量を上限とする。

一般のグループ：一般の法人又はWTO協定に基づく輸入実績がない法人に対し、30%（187.50トン）の量が、申請量に比例配分して割り当てられる。

第2回目、第3回目は、それぞれ前の回の割り当て後残量及び返納通知量について、各申請者の申請量に比例配分して割り当てられる。

割当取得後、DFT SMART-Iシステムから割当内関税支払い権利取得証明書の申請書を提出する。

必要書類

1. インボイス
2. 船荷証券（B/L）コピー、航空貨物運送状（Air Waybill）コピー、その他タイ国外からの輸送を示す証拠のいずれか
3. 原産地証明書（Certificate of Origin: C/O）コピー

イ. 関税割当枠外の輸入

輸入者は法人又は個人（個人の場合、商業登録書を持っていること）であり、商務省外国貿易局に輸入業者として登録（年次）している必要がある。輸入業者として登録された後、外国貿易局のDFT SMART-Iシステムから割当外関税支払い権利取得証明書の申請書を提出する。

必要書類

1. インボイス
2. 船荷証券（B/L）コピー、航空貨物運送状（Air Waybill）コピー、その他タイ国外からの輸送を示す証拠のいずれか
3. 原産地証明書（Certificate of Origin: C/O）コピー

5.3.5 乳製品の輸入管理⁵

タイは国内の原乳生産が不足しているため、乳製品を国外から輸入しており、脱脂粉乳が、練乳、ヨーグルト生産および他の食品生産に使用されている。輸入許可を申請しなければならない乳製品、それぞれの割当量および税率は以下の通りである。

表5.3-2 関税割当枠が設定される乳製品のHSコード

品目	HSコード
生乳及びクリーム： 濃縮されておらず、砂糖又は他の甘味料が添加されていない生乳及びクリームを指す。	0401.10.10, 0401.10.90, 0401.20.10, 0401.20.90, 0401.40.10, 0401.40.20, 0401.40.90, 0401.50.10, 0401.50.90
フレーバーミルク飲料： 調味された乳飲料を指す。	2202.91.00.001, 2202.99.10.000, 2202.99.20.001, 2202.99.40.001, 2202.99.50.001, 2202.99.90.001, 2202.99.30.000
脱脂粉乳： 濃縮された、または砂糖もしくは他の甘味料が添加された生乳及びクリームを意味する。粉末状、粒状または他の形態の固形物に限る。脂肪分は重量における1.5%以内とする。	0402.10.41, 0402.10.42, 0402.10.49, 0402.10.91, 0402.10.92, 0402.10.99

表5.3-3 乳製品のWTO合意に基づく関税割当

品目	関税率(%)		数量※
	割当枠内	割当枠外	割当枠内(トン)
生乳及びクリーム	20	41	2,372.24
フレーバーミルク飲料	20	84	27.26
脱脂粉乳	20 (実際の課税は5%)	216	55,000

※2023年のみ割当枠内数量 生乳及びクリーム：3,072.92トン、脱脂粉乳65,031.55トン

ア. 関税割当枠の取得方法

A. 生乳及びクリーム

生乳及びクリームの輸入割当は、3つのグループに分け実施される。1つ目のグループは、生乳及びクリームを原料として使用している工場であり全体の50%が割り当てられる。2つ目のグループは工場以外の輸入業者(うち前年に輸入実績がある者)であり全体の45%が割り当てられる。3つ目のグループは工場以外の輸入業者(うち前年に輸入実績が無い者)であり全体の5%が割り当てられる。関税割当枠申請の必要書類は以下の通り。

- 食品医薬品委員会事務局発行の食品輸入許可書 (Orr.7) コピー
- 食品医薬品委員会事務局発行の食品製造許可書 (Orr.2) コピー
- 食品医薬品委員会事務局発行の食品登録証明書 (SorBor.5/1) 又は食品レシピ登録証明書 (Orr.18) コピー
- 商務省事業開発局発行の法人登録証明書コピー (6カ月以内に発行されたもの)
- 輸入する製品の写真 (任意)

⁵「脱脂粉乳、生乳、牛乳飲料の輸入マニュアル」ジャルフット・ヌットデーチャーナン 畜産局畜産奨励開発課酪農研究開発班長 (2020年6月発行)
<https://extension.dld.go.th/webnew/index.php/th/service-menu/dldform2-menu/136-2012-03-05-04-56-50/research-portfolio/1905-2020-07-14-08-27-53>、国際協定上の義務に基づく農産品輸入2021年版https://www.dft.go.th/Portals/49/ebook/18_import-agricultural.pdf、畜産局畜産奨励開発課への電話(Tel.02-653-4469)によるヒアリング調査、商務省規則「2023-2025年ミルク、クリーム、フレーバーミルクのWTO 下の農業協定に基づく割当て内の関税支払い権利取得証明書発行原則、方法、条件」、第2版<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/24923/24923>、<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/27401/27401>、商務省規則「2023-2025年脱脂粉乳のWTO 下の農業協定に基づく割当て内の関税支払い権利取得証明書発行原則、方法、条件」、第2版<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/24924/24924>、<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/27400/27400>

B. フレーバーミルク飲料

前年に輸入実績がある割当申請者にまず割り当てられ、余剰分が輸入実績がない割当申請者に割り当てられる。余剰分の割当方法は先着順(First come, First served)である。輸入実績がない事業者は余剰分を超えない範囲で外国貿易局に輸入申請をすることが出来る。関税割当枠申請の必要書類は以下の通り。

- 食品医薬品委員会事務局発行の食品輸入許可書 (Orr.7) コピー
- 食品医薬品委員会事務局発行の食品登録証明書 (SorBor.5/1)、食品詳細通知書 (SorBor.7/1) 又は食品レシピ登録証明書 (Orr.18) コピー
- 商務省事業開発局発行の法人登録証明書コピー (6カ月以内に発行されたもの)
- 輸入する製品の写真 (任意)

C. 脱脂粉乳

脱脂粉乳の輸入割当は、2つのグループに分け実施される。

1つ目のグループは、タイ国内の酪農家から生乳を購入している事業者であり、全体の80%の量が割り当てられる。

2つ目のグループは、タイ国内の酪農家から生乳を購入していない一般事業者であり、残りの20%の量が割り当てられる。これらの事業者は輸入した脱脂粉乳を乳製品の加工又は関連する食品製造に使用している。

関税割当枠申請の必要書類は以下の通り。

- 工業省発行の工場事業許可書 (Ror.Ngor.4) コピー
- 食品医薬品委員会事務局発行の食品製造許可書 (Orr.2) コピー
- 食品医薬品委員会事務局発行の食品登録証明書 (SorBor.5/1) 又は食品レシピ登録証明書 (Orr.18) コピー
- 商務省事業開発局発行の法人登録証明書コピー (6カ月以内に発行されたもの)
- 1年先の輸入計画

イ. 関税支払い権利取得証明書の申請

A. 関税割当枠内の輸入

輸入者は法人であり、商務省外国貿易局に輸入業者として登録している必要がある。外国貿易局の割当て結果発表 (割当は農業・協同組合省牛乳及び乳製品委員会により実施される。) に基づき、割当取得後、外国貿易局のDFT SMART-Iシステム(<http://smart-1.dft.go.th/>) から関税支払い権利取得証明書の申請書を提出する。

必要書類

1. インボイス
2. 船荷証券 (B/L) コピー、航空貨物運送状 (Air Waybill) コピー、その他タイ国外からの輸送を示す証拠のいずれか
3. 原産地証明書 (Certificate of Origin: C/O) コピー

B. 関税割当枠外の輸入

輸入者は法人又は個人(個人の場合、商業登録書を持っている必要)であり、商務省外国貿易局に輸入業者として登録(年次)している必要がある。外国貿易局のDFT SMART-Iシステムから関税支払い権利取得証明書の申請書を提出する。

必要書類

1. インボイス
2. 船荷証券 (B/L) コピー、航空貨物運送状 (Air Waybill) コピー、その他タイ国外からの輸送を示す証拠のいずれか
3. 原産地証明書 (Certificate of Origin: C/O) コピー

5.3.6 関税割当品目輸入における日タイ経済連携協定の活用⁶

上記の米、茶、乳製品共に、JTEPA(日タイ経済連携協定)を活用することにより、枠内輸入関税を0%にまで引き下げることが出来る。(割当枠外の場合は、JTEPAを利用することは不可)。適用を受けるためには、日本からの「特定原産地証明書」とタイ国商務省外国貿易局発行の「全部または一部の免税権利取得証明書」(様式Tor.2)が輸入時に必要。

この項目に関する問い合わせ先：

国際合意に従った農産物輸入関税割当申請

関連部署： 外国貿易局合意品目および通商規制運営課

Tel. +66-2-5474734, +66-2-5287500-29 E-mail: dftntms@gmail.com

外国貿易局米通商運営課(米関連)

Tel: +66-2-5475138 E-mail: grn_info@moc.go.th

畜産局畜産奨励開発課 (乳製品関連)

Tel: +66-2-6534469, +66-2-653-4444 E-mail: Ext_project@dld.go.th

輸出入許可申請、WTO合意に基づく農産物輸入における関税恩恵保証書

外国貿易局 海外取引運営事務局

Tel: +66-2-547-4828, +66-2-547-4756 E-mail: dft1385@moc.go.th

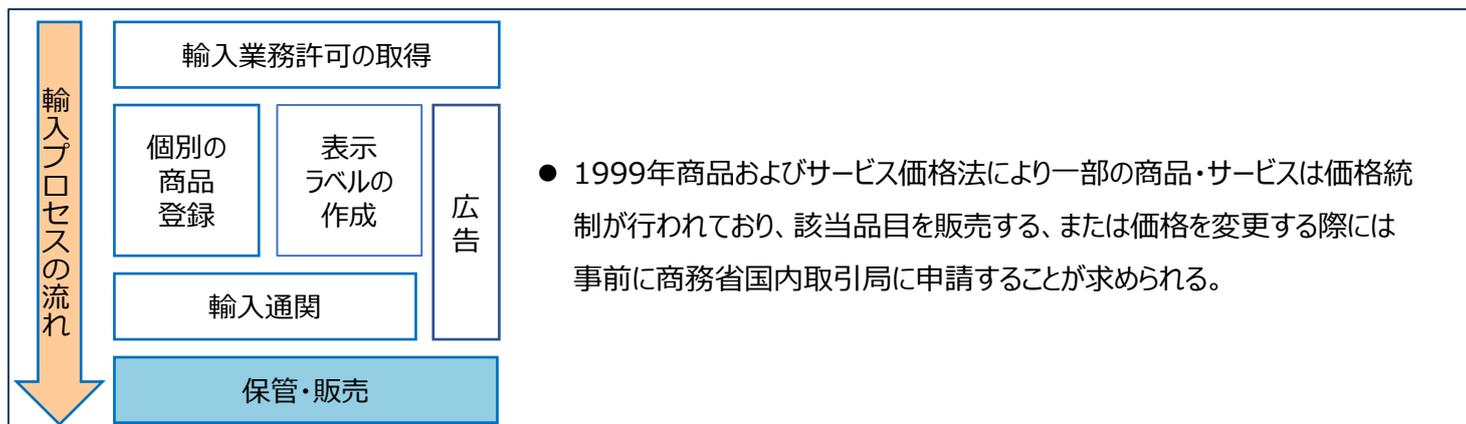
米取引営業許可書申請

国内取引局 農産物取引奨励課1

Tel: +66-2-5076183, +66-2-507-5898

⁶ 商務省告示「日本・タイ経済連携協定(JTEPA)での WTO下の農産物協定に基づく農産物の輸入の取り扱いについて」<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/2271/-2550-31-2550-1>、関税局告示「日本原産品の関税撤廃および引き下げ」http://www.customs.go.th/data_files/13954632b4a562dc7acc19138451cf46.pdf、外国貿易局資料「国際協定に従った農産物輸入」<https://www.dft.go.th/th-th/ShareDocument1/ArticleId/9361/9361>

5.4 価格統制制度



5.4.1 価格統制制度の概要¹

タイ政府は、商品およびサービス価格が急激に値上がりすることなく、タイ国内の消費に十分な量の商品が提供され、タイ国民が商品およびサービス価格において公正な対応が受けられるよう、1999年商品およびサービス価格法を公布した。管轄機関は商務省国内取引局の商品・サービス価格中央委員会である。同委員会は管理商品およびサービスおよびそれらに使用される方策を定める役割を担っている。

5.4.2 商品・サービス価格中央委員会による管理品目検討基準²

同委員会では管理品目に設定するかどうか判断する基準を以下のように設定している。

1. 生活必需品である
2. 製造において資材として継続的に使用される
3. 生産者または販売者の数が少ない、適正な競争がない
4. 製造に必要な技術があり、投資コストが高く、新規参入者の参入が難しい
5. 価格が頻繁、または異常に変動する商品であり、時折品切れを起こす
6. 世界市場と連動しており、世界市場変動の影響を受ける

5.4.3 2020年7月時点の管理品目

2020年7月18日時点で11カテゴリー46品目が管理品目とされている。対象は農業資材、燃料、医療品、建築資材、農産物、サービス等と幅広く、食品カテゴリーは以下の12品目が管理品目となっている。それぞれの品目には対象となる品目の詳細および管理の目的が規定されている。

¹ 商品及びサービス価格法1999年 <https://law.dit.go.th/Upload/Document/8fe7088c-8c47-4580-ae4f-9a03a3cf076c.pdf>

² 商務省国内取引局e-service https://www.dit.go.th/QA_Answers.aspx?id=2#:~:text=คณะกรรมการกลางว่าด้วย,แข่งขันกันเท่าที่ควร

表5.4-1 食品における管理品目の詳細

	商品名	対象商品の詳細	管理目的
1.	ニンニク	2,000トン以上輸入している輸入者	数量の管理
2.	鶏卵	1日当たり10万個以上の鶏卵を所有する業者	数量の管理
3.	ドリアン ^{1/}	詳細規定無し	詳細規定無し
4.	粉乳、牛乳(飲むヨーグルトは含まない)	4.1 粉乳 乳児用調整乳、乳幼児用フォローアップ調製乳、調味粉乳、全脂粉乳、脱脂粉乳 4.2 牛乳 牛乳・フレーバー牛乳、パステライズ・UHT・スタビライズによる熱殺菌を経た乳製品	販売価格の管理
5.	植物及び動物由来の油脂(消費出来るかどうかは問わない)	パーム油圧搾工場、パーム油抽出工場、バイオディーゼル(B100)生産者、アブラヤシ買取業者、500トン/月以上パーム油を売買している事業者	数量の管理
6.	小麦粉	包装当たりの重量が15キロ以下の小麦粉製造および輸入者	販売価格の管理
7.	マンゴスチン ^{1/}	詳細規定無し	詳細規定無し
8.	リュウガン ^{1/}	詳細規定無し	詳細規定無し
9.	豚及び豚肉 ^{2/}	詳細規定無し	詳細規定無し
10.	玉ねぎ	400キロ以上輸入している輸入者	運搬の管理
11.	包装された半加工食品	インスタントヌードル製造者	販売価格の管理
12.	密閉容器に包装された食品	1包装当たりの重量が500グラム以下のトマトソース・大豆油・塩水・ミネラルウォーター・植物油入り魚生産および輸入者	販売価格の管理

備考：

1/ ドリアン、マンゴスチン、リュウガンは、現時点では価格または数量を管理すべき状況にはないため条件が発表されていない。

2/ 豚肉は国内取引局から2020年7月農家価格を80パーツ未満、小売価格を160パーツ未満に設定するよう協力を求めたが価格管理を行う告示は発表されていない。

5.4.4 管理品目価格の通知³

商品・サービス価格中央委員会が管理品目と定めた商品を販売したい、又は通知した販売価格を変更したい場合は、事前に販売価格の設定又は販売価格の調整申請をしなければならない。例えば、インスタントヌードルの販売価格は2022年8月25日に一部の製造業者からの申請に従い1パーツの値上げが認められ、その後他の製造者に対しても承認されている。

5.4.5 申請書類⁴

以下の書類の申請が求められる。

1. 自由様式の国内取引局局長宛書面。価格設定又は調整を申請する商品及びその理由を記述する。申請する商品の詳細も記載する。
2. 生産原価。様式は国内取引局が定めたものを使う。
3. 生産原価の元となる証拠書類又は商品に関する経費書類。原材料購入請求書、財務諸表等。様式は国内取引局が定めたものを使う。
4. 生産量、販売量(新製品である場合求められる。数値は推測値。)

³ 商品及びサービス価格法1999年 <https://law.dit.go.th/Upload/Document/8fe7088c-8c47-4580-ae4f-9a03a3cf076c.pdf>

⁴ 商務省国内取引局商品価格・数量システム課への電話(Tel.02-507-5693)による聞き取り調査

5.4.6 許可プロセス⁵

1. 商務省国内取引局に書類を申請。申請手数料は発生しない。
2. 担当官が申請書類を検討。検討期間は1ヶ月以内。
3. 許可された場合、書面にて販売価格許可書が発行される。

この項目に関する問い合わせ先：

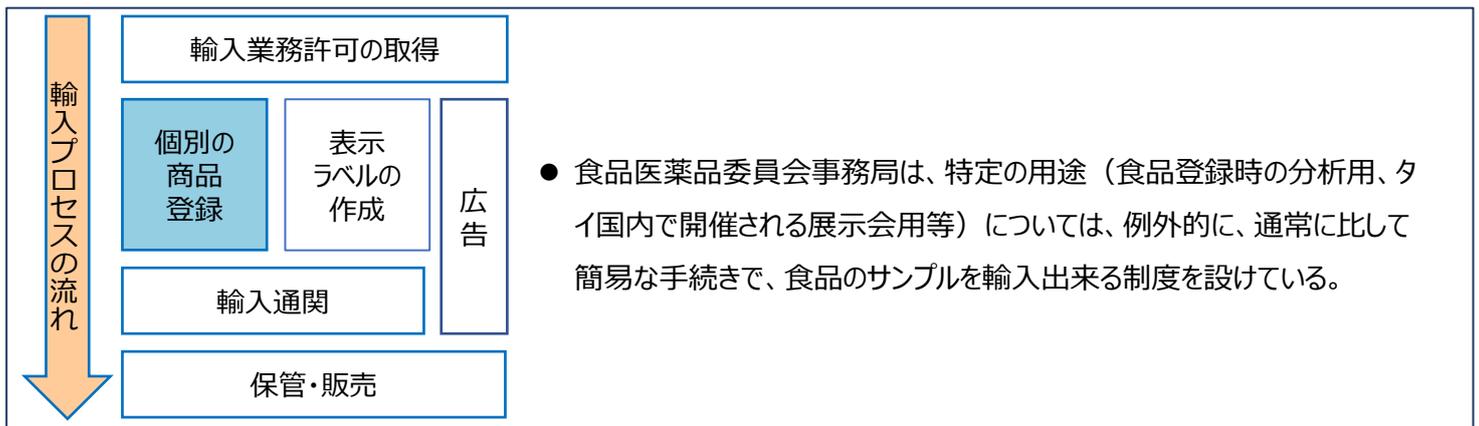
問い合わせ先： 商務省国内取引局商品価格・数量システム課

Tel. +66-2-507-5664

Website： <https://www.dit.go.th/Default.aspx>

⁵ 商務省国内取引局商品価格・数量システム課への電話(Tel.02-507-5693)による聞き取り調査

5.5 サンプル輸入制度



5.5.1 サンプル輸入制度の概要

通常に比して簡易な手続きで食品のサンプル輸入を希望する場合は、次の二つの様式のいずれかで申請することが出来る。一つ目は「一時的食品輸入申請書」(Orr.12様式)であり、免税店での販売、輸出用の保税倉庫などへの保管、展示会での使用、輸出用生産等のための一時的食品輸入申請のために使用される。二つ目は「食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入許可申請書」(Orr.16様式)であり、食品レシピ登録又は発注検討用の食品輸入許可申請のために使用される。例えば、通常の輸入では、食品製造施設に関するGMP製造基準適合証明書¹の用意、食品登録番号の取得が必要な場合も、これらの申請が認められた場合は、割愛することが可能。以下、それぞれの申請手順、必要書類、手数料を解説する。

5.5.2 一時的食品輸入申請¹

一時的に食品を輸入する場合、1979年食品法第16条（1）により事前に許可を取得することが義務付けられており、その基準、方法、条件は省令の規定に従わなければならない。一時的な食品輸入許可を取得することで、免税店での販売、輸出用の保税倉庫での保管、展示会、輸出用の製造、学術研究などを目的とした輸入が可能となる。

なお、この制度を使用することが出来るのはタイ国内で設立された法人のみであり、個人または他国の法人は使用することが出来ない。

A. 一時的食品輸入許可の申請手順²

事業者は、食品医薬品検査事務所の電子システムを通じて、一時的食品輸入申請書（Orr.12）を提出し、一時的食品輸入許可書（Orr.14）を取得する。

A. 情報システム使用申請書提出

許可申請書は電子システム上で提出するため、事前に食品医薬品委員会事務局の健康製品総合サービスセンター（One Stop Service Center / OSSC）にて、食品医薬品検査所の情報システムの使用申請書と必要書類を提出する。

1 保健省省令第3号 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509457459308535808&name=LawPage0203.pdf>

2 「一時的食品輸入申請書」(Orr.12様式)に関する食品医薬品検査所の情報システム使用手順

<https://logistics.fda.moph.go.th/imported-for-other-purposes/application-for-importing-food-for-other-purposes>

必要書類

1. 情報システム使用申請書及び一時的食品輸入申請書（Orr.12）（代表者が使用申請者の場合又は権限者が自身でシステムを利用する場合。）

<https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=556429829591932928&name=FoodO12%202022.pdf>

2. 会社登記証明書コピー又は商業登録書コピー（6か月以内に発行のもの）

3. 身分証明書コピー

4. 委任状（30パーツの印紙を貼付）（委任する場合）

<https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=556429844095836160&name=FoodO12%202022.1.pdf>

5. 受任者の身分証明書コピー（委任する場合）

B. ユーザーアカウント作成

- ・ウェブサイト<https://accounts.egov.go.th/>上で名前とE-mailを入力しユーザーアカウントを作成する。
- ・必要書類、経費はなし。

C. 輸入許可申請方法

1. 作成したユーザーアカウントを使いウェブサイト <https://privus.fda.moph.go.th/index.aspx> にログインする。
2. Orr.12システムを選択し、輸入施設を選択する。
3. 申請書類（Orr.12）をダウンロードし、情報を入れ、必要書類とともにシステム上にアップロードする。書類のアップロードは次の2回行う。
 - 3.1 許可申請書と一般添付書類
 - システムに表示される書類をアップロードし、処理番号が発行されると、システムのステータスに「ファイル添付待ち」と表示される。
 - 該当する処理番号から「itemを確認」を選び、アップロードした情報を確認する。
 - 3.2 一時的食品輸入の目的別の書類
 - 3.1の書類確認をしてから、「情報を見る」を選び、輸入目的別の書類をアップロードし、係官に送信する。
4. 書類のアップロードが完了したら、システムのステータスに「事業者の申請料金支払い待ち」と表示される。事業者は、支払い指示書の発行を選び、申請料金を支払う。銀行又はWeb payを通じて支払うことができる。
5. 料金の支払いが完了したら、システムのステータスに「申請書送信」と表示される。係官が1営業日以内に許可審査を行う。
 - 係官から説明が求められた場合、事業者は追加の情報又は書類を送信する。
 - 承認された場合は、システムのステータスに「事業者の許可書料金の支払い待ち」と表示される。事業者は、支払い指示書の発行を選び、許可書発行料金を支払う。
6. 料金の支払いが完了したら、システムのステータスに「承認」と表示される。事業者は、一時的食品輸入許可書（Orr.14）を印刷する。

必要書類

1. 一時的食品輸入許可申請書 (Orr.12) (システム内でダウンロードする。)

<https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=556429829591932928&name=FoodO12%202022.pdf>

2. 会社からの輸入希望通知書
3. 会社登記証明書コピー又は商業登録書コピー (6か月以内に発行されたもの)
4. 身分証明書コピー
5. 委任状 (委任する場合)
6. 受任者の身分証明書コピー (委任する場合)
7. インボイス、パッキングリスト
8. ①民間、法人、各種団体の展示会用、②大使館による公的慈善団体としての展示又は販売用、③学術研究用の輸入の場合はHEALTH CERTIFICATE又はCERTIFICATE OF FREE SALE
9. 一時的な食品輸入の目的別の次の追加書類

表5.5-1 一時輸入の目的と追加書類

輸入の目的	追加書類
1. 免税店での販売	-免税店設立証明書 -商品の品質規格・安全を保證する輸入者からの書面
2. タイ国外への輸出用に保税倉庫/保税区/自由貿易地域に保管	-保税倉庫/保税区/自由貿易地域設立証明書コピー、輸出用に輸入して保管することについての倉庫持ち主からの同意書 -商品の品質規格・安全性を保證する輸入者からの書面 -すべてタイ国外に輸出するための輸入であり、輸出後30日以内に輸出報告書を提出する条件に従う旨の輸入者からの書面
3. 民間、法人、各種団体の展示会	-展示会開催場所の証明書 -展示会開催者からの輸入者の展示会参加確認書 -輸入者からの輸入意向書：商品の品質規格・安全性の保證と展示会終了後は商品を流通させないよう商品管理することが記されているもの
4. 大使館による公的慈善団体としての展示又は販売	-輸入者からの輸入意向書：商品の品質規格・安全性の保證が記されているもの -公的慈善団体として販売する場合、寄付を受けた団体からの寄付の受理書又は同等の意味をもつ他の書類
5. 輸出用の製造に使用 (製造者が消費者に販売できる状態の完成品を輸入する場合)	-取引相手の発注書コピー -輸入する商品は自社工場の製造における原材料としてのみ使用し、製造した商品はすべて輸出し、販売又は配布を行わないことの証明書 -食品法4条に定義されている工場に該当する製造の場合、次の書類 A. 製造許可書 B. 食品レシピ登録証明書コピー C. ラベル使用許可申請書コピー
6. 学術研究	-研究対象、研究チームの研究歴が記された研究プロジェクトに関する書類であって、政府機関に関連する研究委員会から承認されたもののコピー -食品医薬品委員会事務局食品検査部への定期的な研究結果の報告 -承認されたプロジェクトにおける研究の承認された範囲でのみ製品を使用し、商業目的で販売又は配布することはない旨の証明書 (係官による研究の検査及び追跡に同意し、輸入製品が安全ではないことが確認された場合、食品医薬品委員会事務局が没収又は回収することに同意する旨を記載する必要)

イ. 手数料³

1. 一時的食品輸入許可申請書 (Orr.12) 500バーツ
2. 一時的食品輸入許可書 (Orr.14) 2,000バーツ

5.5.3 食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入許可申請⁴

食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入をする場合、1979年食品法第16条(2)により、省令で規定される基準、方法、条件に従わなければならない。サンプル用の食品輸入は、輸入者の食品レシピ登録において使用するために輸入するケースと、発注を検討するために輸入するケースの2つがある。

なお、サンプル用の食品輸入を行えるのは食品輸入許可書(Orr.7様式)を持つ法人のみである。個人、または食品輸入許可書を持たない法人は同制度を利用することは出来ない。⁵

ア. 食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入許可申請手順

事業者は、食品医薬品検査事務所の電子システムを通じて、食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用食品輸入申請書(Orr.16)を提出する。許可がなされると、提出した申請書(Orr.16)に表示される受理番号が示される。

このサンプル用食品輸入を行う場合は、2017年食品医薬品委員会事務局規則「食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入」の食品の種類及び量のリストにある種類及び量に従い輸入しなければならない。このリストの規定を超える量の輸入の場合、事業者はその必要性について詳細に説明した書面を証拠とともに提出しなければならない。

A. 情報システム使用申請書の提出

許可申請書は電子システム上で提出するため、事前に食品医薬品委員会事務局の健康製品総合サービスセンター(One Stop Service Center / OSSC)にて、食品医薬品検査所の情報システムの使用申請書と必要書類を提出する。

必要書類

1. 情報システム使用申請書及び食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入許可申請書(Orr.16) (代表者が使用申請者の場合又は権限者が自身でシステムを利用する場合。)

<https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=556430045397262336&name=FoodO16%202022.pdf>

2. 会社登記証明書コピー又は商業登録書コピー (6か月以内に発行のもの)
3. 身分証明書コピー
4. 委任状 (30バーツの印紙を貼付) (委任する場合)

<https://logistics.fda.moph.go.th/media.php?id=556430061704716288&name=FoodO16%202022.1.pdf>

5. 受任者の身分証明書コピー (委任する場合)

³ 保健省告示許可申請者からの手数料徴収 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/E/199/23.PDF>

⁴ 保健省省令第3号 <https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=509457459308535808&name=LawPage0203.pdf>

、2017年食品医薬品委員会事務局規則「食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入」

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512001678917115904&name=O-16.pdf>

⁵ 食品医薬品委員会事務局食品医薬品検査部(Tel.02-590-7350)への電話による聞き取り調査

B. ユーザーアカウント作成

- ・ウェブサイト<https://accounts.egov.go.th/>上で名前とE-mailを入力しユーザーアカウントを作成する。
- ・必要書類、経費はなし。

C. 輸入許可申請方法

1. 作成したユーザーアカウントを使いウェブサイト <https://privus.fda.moph.go.th/index.aspx> にログインする。
2. Orr.16システムを選択し、輸入施設を選択する。
3. 書類と必要書類をダウンロード、アップロードする。このステップでは書類のダウンロード、アップロードは次の2回行う。
 - 3.1 情報書類、インボイス、目的通知書
 - 輸入施設を選んだら、申請書に記入するための書類をダウンロードする。システム上で権限者の身分証明書番号を入れるとダウンロードできる。
 - 情報を記入出来たら申請書とシステムに表示される必要書類をアップロードする。処理番号が発行され、システムのステータスに「申請書提出の確認待ち」と表示される。

必要書類

- 1.システムからダウンロードする申請書（事業者の情報とインボイスの情報を入れる）
- 2.インボイス
- 3.輸入目的の説明書

3.2 許可を申請する食品関連の書類

- 3.1が完了したら、「項目」を選ぶ。許可を申請する食品が表示され、ステータスに「ファイル添付待ち」と表示される。
- 食品情報を入れ、アップロードが完了するとステータスが「ファイル添付済み」に変わる。
- すべての食品のファイル添付が完了したら「戻る」を選ぶ。システムのステータスが「申請書提出の確認待ち」に戻る。

必要書類

- 1.システムからダウンロードする申請書（事業者の情報と商品の情報を入れる）
- 2.食品ラベル。外国語の場合はタイ語の翻訳も添付する。
- 3.食品添付文書又は原材料表（あれば）
- 4.食品レシピ登録におけるサンプル用の輸入の場合、食品輸入許可書（Orr.7）
- 5.その他の書類

5. 「情報を見る」を選ぶと、申請書と添付書類が表示される。「申請書を提出」ボタンを押し、係官に送信する。システム上に受理番号が表示され、ステータスに「申請書送信」と表示される。
6. 係官の審査終了後、ステータスに「承認」と表示される。
7. 事業者は受理番号の入ったサンプル用輸入許可申請書（Orr.16）をダウンロードし、印刷する。

イ. 手数料

食品レシピの登録又は発注検討におけるサンプル用の食品輸入許可申請 240バーツ

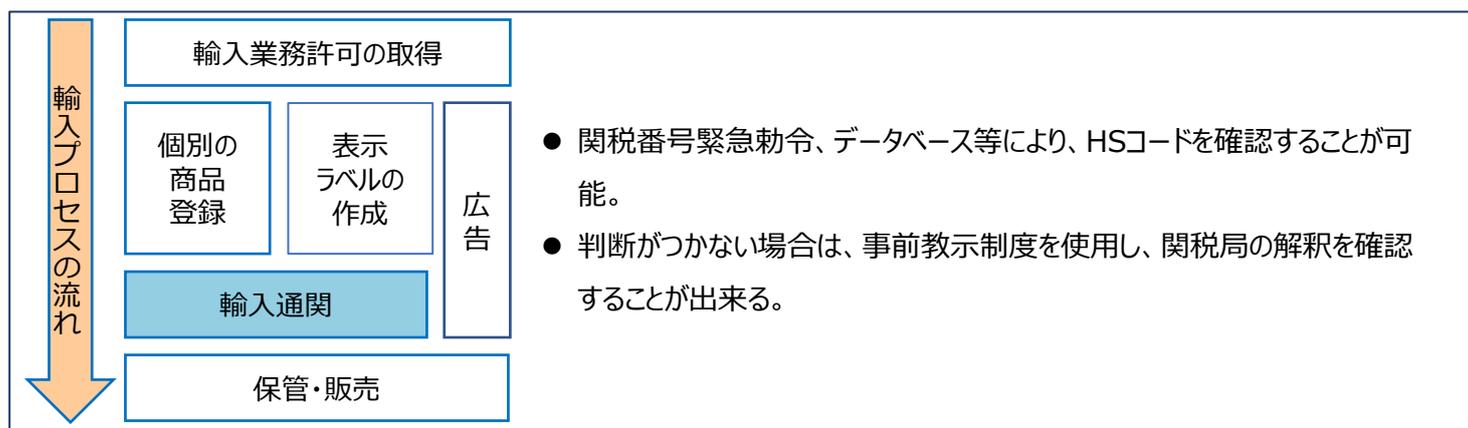
備考：現在は保健省告示によりこの手数料は免除されているが、2022年7月26日から徴収される予定。

この項目に関する問い合わせ先：

問い合わせ先：保健省食品医薬品委員会事務局食品医薬品検査部 / Import and Export Inspection Division

TEL: +66-2-590-7363 , +66-2-590-7324

5.6 HSコード事前教示制度等



5.6.1 輸入品目のHSコード（関税番号）の確認方法

輸入者は以下の様な方法で、HSコードを調べることが出来る。なお、HSコードとは、品目毎に定められている番号。HSコード別に関税率が規定されており、関税額を計算するうえで必要となる。

1. 関税番号緊急勅令から検索
2. 過去に定義が確認されたHSコードをデータベースから検索
3. 関税局へ電話、又は出向いて確認
4. 事前教示制度

5.6.2 関税番号緊急勅令から検索

現在の最新の関税番号関連の勅令は、関税番号緊急勅令(第6版)(2016年)。

タイ語版 : <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2559/A/110/1.PDF>

英語版 : http://www.customs.go.th/data_files/f1146b3f34c340300744520efad1d63c.pdf

5.6.3 データベースから検索

過去に定義が確認されたHSコードはデータベース化されており、関税局ウェブサイトで検索することが出来る。商品名をタイ語又は英語で検索するか、品目のカテゴリーから検索することができる。

HSコード検索サイト : <http://tariffeservice.customs.go.th>

5.6.4 関税局への電話、又は出向いて確認

関税局へ電話又は出向くことで問い合わせることが可能。連絡先は以下の通り。

General Administrative Unit

Customs department 1 Suntornkosa Road, Klongtei Bangkok 10110 Thailand

TEL: 0-2677-7000 ext.20-5144

Email: 80000100@customs.go.th

Website: <https://www.customs.go.th/>

5.6.5 事前教示制度¹

輸入前に事前教示申請書を提出し、HSコードの判定を受ける制度。商品1種類/1モデル/1サイズにつき申請書1枚が必要。商品が複数ある場合は、それぞれに申請書が必要となる。ただし、次の商品の場合は、HSコードの事前教示は受付されない。

1. 複数の船便に分けて輸入される性質の商品（1つの船便で部品全てが輸入されず、複数の船便で輸入される部品を使って完成品を作るタイプの大型機械など。）
2. HSコードの種類について不服申し立て中、関税局内の組織で何らかの処理（輸入に関する何らかの問題があり現在対応中やHSコードの事前教示中などあらゆる処理）中、又は法廷での審理中の商品と同じ種類又は同じ性質の商品

ア. 申請場所

1. 関税番号事務所
2. 関税局のTariff e-Serviceシステム <http://tariffeservice.customs.go.th/ITRF/>

イ. システム利用者登録

電子システム上で申請書を提出する場合、先にシステムの利用者登録を行う。登録時に必要な書類はなし。システム上で個人又は法人の情報を入力する。

ウ. 添付書類

以下の情報について、添付書類として提出する必要がある。なお、情報はタイ語で記す必要があり、外国語の添付書類がある場合はタイ語版も作る必要がある。また、関税番号事務所に書類を提出する場合、全てのページに正しい写しであることの証明を行うことが求められる。システム上で提出する場合は、データの送信を持って情報の正確さを証明すると見なされるため、この証明は不要。

- ・ 商品名/商標名/ブランド/モデル、仕様、構成要素、原材料表、化学構造、製法、性能、利用方法、包装の特徴、その他の特性など商品の詳細
- ・ サンプル、写真、カタログ、分析結果、技術情報、その他必要な書類（任意）
- ・ 分類したことのある同じ/類似品目に関する番号分類情報（分かる場合）又は該当すると思われるHSコード/意見（分かる場合）

エ. 検討期間

1. 商品発注書、売買契約書、価格明細書など、商品の輸入があることを示すいずれかの書類がある場合、検討期間は、申請書の受付日から30日以内。申請書は輸入される30日以上前に提出する必要。
2. 1の輸入があることを示す書類がない場合、検討期間は、申請書の受付日から60日以内。

¹ 関税局告示第17/2561号「関税価格・原産地・HSコードの事前教示申請の申請・検討・結果通知に関する規則・方法・条件」
<http://tariffeservice.customs.go.th/Documents/Help/announce17.pdf>

オ. 手数料

HSコード事前解釈結果通知書 2,000バーツ

カ. HSコード事前解釈結果通知書の効力²

HSコード事前解釈結果通知書は、通関手続きにおいて以下の影響を及ぼす。なお、HSコード事前解釈通知書の適用期間は発行日から2年であり、HSコード事前解釈申請書を提出した品目とすべての事項が同じ品目について、申請書提出者のみ使用可能。

1. 輸入者はHSコード事前解釈結果通知書を参照し輸入品申告書のHSコードを記入することができる。
2. 税関職員はHSコード事前解釈通知書に従う。

この項目に関する問い合わせ先：

問い合わせ先： 関税局関税番号事務所 Customs department General Administrative Unit

TEL: +66-2-667-6000, +66-2-667-7000 Call Center 1164

Website: <https://www.customs.go.th/>

² 関税局告示 第17/2561号「関税価格・原産地・HSコード事前教示申請の条件・申請・検討・結果の通知」
<http://tariffeservice.customs.go.th/Documents/Help/announce17.pdf>

タイにおける食品輸入規制及び手続等ガイドブック

2024年3月作成

日本貿易振興機構（JETRO）農林水産食品部 市場開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5186

禁無断転載